

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年9月25日
【中間会計期間】	自 2024年12月30日 至 2025年6月29日
【会社名】	ジョンソン・エンド・ジョンソン (Johnson & Johnson)
【代表者の役職氏名】	コーポレート・ガバナンス担当ワールドワイド・ヴァイス・ プレジデント兼会社秘書役 (Worldwide Vice President, Corporate Governance and Corporate Secretary) マーク・ラーキンス(Marc Larkins)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国、ニュージャージー州 08933 ニューブランズウィック ジョンソン・エンド・ジョンソン・プラザ1 (One Johnson & Johnson Plaza, New Brunswick, New Jersey 08933, U.S.A.)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 安 部 健 介
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-5293-4913
【事務連絡者氏名】	弁護士 山 口 大 貴 弁護士 根 来 志 帆
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-5220-1944
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部 【企業情報】

- (注1) 別段の記載がある場合を除き、本書中の「当社」又は「ジョンソン・エンド・ジョンソン」は、文脈に応じてジョンソン・エンド・ジョンソン又はジョンソン・エンド・ジョンソン及びその子会社を指す。
- (注2) 別段の記載がある場合を除き、本書中の「米ドル」、「ドル」、「U.S.\$」又は「\$」は、アメリカ合衆国の法定通貨を表している。株式会社三菱UFJ銀行の2025年9月1日現在の対顧客電信直物売買相場の仲値は、1米ドル=147.28円であった。本書において記載されている米ドル金額の日本円への換算は、かかる換算率によって便宜上なされているもので、将来の換算率を表するものではない。
- (注3) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は必ずしも計数の総和と一致しない。

第1 【本国における法制等の概要】

2025年6月26日提出の当社の有価証券報告書(以下「有価証券報告書」という。)の「第一部 企業情報 - 第1 本国における法制等の概要」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書において報告すべき重要な変更はなかった。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

	(百万米ドル(1株当たり単位:米ドル))				
	以下の日に終了した6ヶ月間			以下の日に終了した年度	
	2025年 6月29日	2024年 6月30日	2023年 7月2日	2024年 12月29日	2023年 12月31日
売上高	45,636	43,830	42,413	88,821	85,159
売上原価	14,985	13,380	13,149	27,471	26,553
売上総利益	30,651	30,450	29,264	61,350	58,606
販売費及び一般管理費	11,001	10,938	10,302	22,869	21,512
研究開発費	6,741	6,982	7,158	17,232	15,085
仕掛研究開発費	-	194	49	211	313
受取利息	(592)	(759)	(524)	(1,332)	(1,261)
支払利息 - 資産計上額控 除後	512	425	429	755	772
その他の(収益)費用 - 純 額	(7,214)	3,057	6,556	4,694	6,634
事業再編費用	81	151	275	234	489
税引前利益	20,122	9,462	5,019	16,687	15,062
法人税等	3,586	1,521	134	2,621	1,736
継続事業からの当期純利 益	16,536	7,941	4,885	14,066	13,326
非継続事業からの当期純 利益 - 税引後	-	-	191	-	21,827
株主持分合計	78,473	71,538	68,774	71,490	68,774
資産合計	193,389	181,088	167,558	180,104	167,558
1株当たり当期純利益					
継続事業 - 基本的	6.87	3.30	1.88	5.84	5.26
非継続事業 - 基本的	-	-	0.07	-	8.62
1株当たり当期純利益 合計 - 基本的	6.87	3.30	1.95	5.84	13.88
継続事業 - 希薄化後	6.82	3.27	1.86	5.79	5.20
非継続事業 - 希薄化後	-	-	0.07	-	8.52
1株当たり当期純利益 合計 - 希薄化後	6.82	3.27	1.93	5.79	13.72
1株当たり現金配当	1.24	2.43	2.32	4.91	4.70
平均発行済株式数(単 位:百万株)					
基本的	2,406.7	2,407.5	2,601.9	2,407.3	2,533.5
希薄化後	2,423.3	2,428.5	2,630.7	2,429.4	2,560.4
営業活動から生じた正味 現金	8,052	9,290	7,439	24,266	22,791
投資活動に使用した正味 現金	(18,561)	(14,151)	(461)	(18,599)	878
財務活動に使用した正味 現金	4,757	8,090	147	(3,132)	(15,825)
現金及び現金同等物の期 末残高	18,577	24,878	21,183	24,105	21,859
従業員数(単位:名)	138,100	131,900	131,900	138,100	131,900

2 【事業の内容】

有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第2 企業の概況 - 3 事業の内容」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書において報告すべき重要な変更はなかった。

3 【関係会社の状況】

以下の会社が、当社の関連会社となった。

名称	会社組織の所在する州又は国
米国内の子会社：	
マニフェスト・テクノロジー・インク	デラウェア州
イントラ・セルラー・セラピーズ・インク	デラウェア州
アイティーアイ・インク	デラウェア州
フューズ・バイオセラピューティクス・インク	デラウェア州
米国外の子会社：	
該当なし	

以下の会社が、当社の関連会社ではなくなった。

名称	会社組織の所在する州又は国
米国内の子会社：	
クレス・ホールディングス・インク	デラウェア州
サイオス・エルエルシー	デラウェア州
米国外の子会社：	
オブテック・メディカル・Sarl	スイス
FMS・フューチャー・メディカル・システム・SA	スイス
OMJ・ホールディング・GmbH	スイス
フィンズベリー・(デベロップメント)・リミテッド	英国
フィンズベリー・メディカル・リミテッド	英国
イエロージャージー・セラピューティクス・AG	スイス

4 【従業員の状況】

ジョンソン・エンド・ジョンソン及びその子会社は、ヘルスケア分野における広範囲の製品の研究開発、製造及び販売に従事する約138,100名の従業員を世界中に有する。ジョンソン・エンド・ジョンソンは、世界中のほぼ全ての国において事業を行っている事業会社を有している持株会社である。ジョンソン・エンド・ジョンソンが最も重視しているのは、ヘルスケア分野における広範囲の製品の研究開発、製造及び販売である。

第3 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境、対処すべき課題等】

後記「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

2 【事業等のリスク】

当該半期中に、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等はなかった。有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第3 事業の状況 - 3 事業等のリスク」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書において報告すべき重要な変更はなかった。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

上記の将来に関連した事項に関する記載は、2025年6月29日に終了した四半期に係る様式10-QをSECに提出した日である2025年7月24日に作成された当社の仮定及び意見に基づいている。

経営成績

売上高

連結売上高の分析

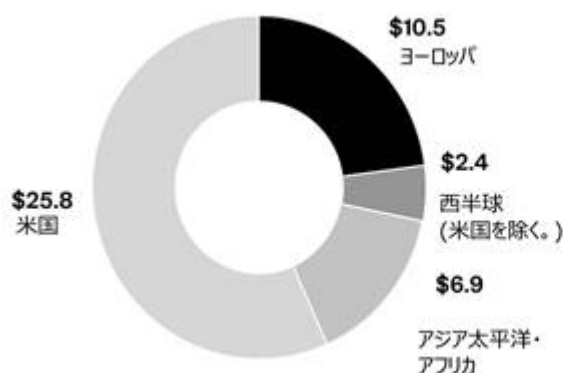
2025年度上半期の全世界の売上高は456億米ドルとなったが、これは2024年度上半期の売上高438億米ドルと比較し、合計で4.1%増(4.4%の営業成長^{*}を含む。)であった。為替変動は、2025年度上半期の売上高に0.3%の悪影響を及ぼした。2025年度上半期において、買収及び事業売却は、全世界の営業売上高の増加に1.3%のプラスの純影響を及ぼした。2025年度上半期において、バイオ後続品競争に起因するSTELARAの売上高の減少が全世界の営業売上高に及ぼした悪影響は、約5.9%であった。

2025年度上半期における米国内の会社による売上高は、前年同期比6.9%増の258億米ドルとなった。2025年度上半期において、買収及び事業売却は、米国内での営業売上高の増加に2.2%のプラスの純影響を及ぼした。2025年度上半期において、バイオ後続品競争に起因するSTELARAの売上高の減少が米国内の営業売上高に及ぼした悪影響は、約6.7%であった。米国外の会社による売上高は、1.4%の業績の向上が0.7%の為替変動の悪影響により一部相殺され、2024年度上半期の売上高と比較し、0.7%増の198億米ドルとなった。2025年度上半期において、買収及び事業売却が米国外での営業売上高の増加に及ぼした純影響は、プラス0.3%であった。2025年度上半期において、バイオ後続品競争に起因するSTELARAの売上高の減少が米国外の営業売上高に及ぼした悪影響は、約5.0%であった。

2025年度上半期において、ヨーロッパの会社による売上高は、0.2%の業績の向上及び0.9%の為替変動の好影響により、1.1%増となった。西半球(米国を除く。)の会社による売上高は、7.7%の業績の向上が9.0%の為替変動の悪影響により相殺され、1.3%減となった。アジア太平洋・アフリカ地域の会社による売上高は、0.9%の営業成長及び0.0%の為替変動の影響により、0.9%増となった。

2025年度上半期

地理的領域別売上高(単位：十億米ドル)



2025年度上半期

セグメント別売上高(単位：十億米ドル)



(注) 数値は端数処理されている場合がある。

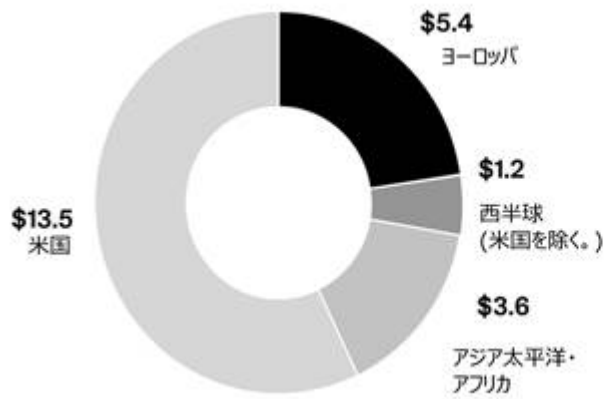
* 営業成長からは、通貨換算の影響を除外している。

2025年度第2四半期の全世界の売上高は237億米ドルとなったが、これは2024年度第2四半期の売上高224億米ドルと比較し、4.6%の営業成長及び1.2%の為替変動の影響により、合計で5.8%増であった。2025年度第2四半期において、買収及び事業売却が全世界の営業売上高の増加に及ぼした純影響は、プラス1.6%であった。2025年度第2四半期において、バイオ後続品競争に起因するSTELARAの売上高の減少が全世界の営業売上高に及ぼした悪影響は、約7.1%であった。

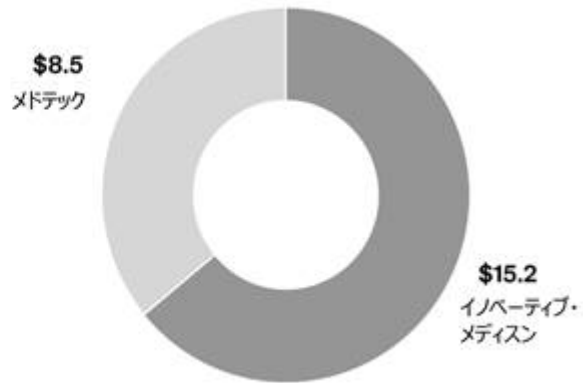
2025年度第2四半期における米国内の会社による売上高は、前年同期比7.8%増の135億米ドルとなった。2025年度第2四半期において、買収及び事業売却が米国内での営業売上高の増加に及ぼした純影響は、プラス2.8%であった。2025年度第2四半期において、バイオ後続品競争に起因するSTELARAの売上高の減少が米国内の営業売上高に及ぼした悪影響は、約8.5%であった。米国外の会社による売上高は、0.6%の営業成長及び2.6%の為替変動の好影響により、合計で3.2%増の102億米ドルとなった。2025年度第2四半期において、買収及び事業売却が米国外での営業売上高の増加に及ぼした純影響は、プラス0.2%であった。2025年度第2四半期において、バイオ後続品競争に起因するSTELARAの売上高の減少が米国外の営業売上高に及ぼした悪影響は、約5.4%であった。

2025年度第2四半期において、ヨーロッパの会社による売上高は、1.9%の業績の悪化が5.2%の為替変動の好影響により相殺され、3.3%増となった。西半球(米国を除く。)の会社による売上高は、6.2%の営業成長が6.7%の為替変動の悪影響により相殺され、0.5%減となった。アジア太平洋・アフリカの会社による売上高は、2.4%の営業成長及び2.0%の為替変動の好影響により、4.4%増となった。

2025年度第2四半期
 地理的領域別売上高(単位：十億米ドル)



2025年度第2四半期
 セグメント別売上高(単位：十億米ドル)



(注) 数値は端数処理されている場合がある。

事業セグメント別売上高の分析

イノベーティブ・メディスン

2025年度上半期におけるイノベーティブ・メディスン・セグメントの売上高は、4.0%の業績の向上及び0.4%の為替変動の悪影響により、前年同期比3.6%増の291億米ドルとなった。米国内のイノベーティブ・メディスン・セグメントの売上高は、前年同期比7.0%増となった。米国外のイノベーティブ・メディスン・セグメントの売上高は、0.1%の業績の悪化及び0.8%の為替変動の悪影響により、0.9%減となった。2025年度上半期において、買収及び事業売却がイノベーティブ・メディスン・セグメントの営業売上高の増加に及ぼした純影響は、プラス0.7%であったが、これは主にCAPLYTAに関連するものであった。2025年度上半期において、バイオ後続品競争に起因するSTELARAの売上高の減少が全世界、米国内及び米国外のイノベーティブ・メディスン・セグメントの営業売上高に及ぼした悪影響は、それぞれ約9.9%、約11.0%及び約8.6%であった。

以下の日に終了した上半期における主要なイノベティブ・メディシン治療分野の売上高

(百万米ドル)	2025年 6月29日	2024年 6月30日	総増減率(%)	営業による 増減率(%)	為替変動 による 増減率(%)
腫瘍合計	11,990	9,904	21.1	21.3	(0.2)
CARVYKT I	808	343	*	*	*
DARZALEX	6,776	5,570	21.7	22.0	(0.3)
ERLEADA	1,679	1,425	17.8	17.9	(0.1)
IMBRUVICA	1,444	1,554	(7.0)	(6.6)	(0.4)
RYBREVANT / LAZCLUZE(注 1)	320	116	*	*	*
TALVEY	192	127	52.0	52.4	(0.4)
TECVAYLI	317	268	18.2	18.7	(0.5)
ZYTIGA / アピラテロン 酢酸エステル	270	346	(21.7)	(21.9)	0.2
その他腫瘍	182	156	16.4	16.8	(0.4)
免疫合計	7,700	8,969	(14.1)	(13.6)	(0.5)
REMICADE	922	827	11.5	12.4	(0.9)
SIMPONI / SIMPONI ARIA	1,349	1,091	23.7	25.1	(1.4)
STELARA	3,278	5,336	(38.6)	(38.2)	(0.4)
TREMFYA	2,142	1,714	25.0	25.4	(0.4)
その他免疫	9	2	*	*	-
神経科学合計	3,698	3,585	3.2	3.6	(0.4)
CAPLYTA(注 2)	211	-	*	*	-
CONCERTA / メチルフェニデート	312	340	(8.3)	(7.1)	(1.2)
INVEGA SUSTENNA / XEPLION / INVEGA TRINZA / TREVICTA	1,895	2,110	(10.2)	(9.9)	(0.3)
SPRAVATO	734	496	48.1	48.4	(0.3)
その他神経科学	547	639	(14.4)	(13.9)	(0.5)
肺高血圧症合計	2,138	2,088	2.4	2.5	(0.1)
OPSUMIT / OPSYNVI	1,104	1,072	3.0	3.1	(0.1)
UPTRAVI	927	894	3.7	3.8	(0.1)
その他肺高血圧症	107	123	(12.5)	(12.3)	(0.2)
感染症合計	1,605	1,786	(10.1)	(10.2)	0.1
EDURANT / リルピビリン	718	620	15.9	14.9	1.0
PREZISTA / PREZCOBIX / REZOLSTA / SYMTUZA	799	856	(6.6)	(6.3)	(0.3)
その他感染症(注 3)	88	311	(71.7)	(71.3)	(0.4)
心臓血管疾患 / 代謝性疾 患 / その他合計	1,943	1,721	12.9	13.3	(0.4)
XARELTO	1,311	1,105	18.6	18.6	-
その他	632	616	2.7	3.9	(1.2)
イノベティブ・メディ シン売上高合計	29,075	28,052	3.6	4.0	(0.4)

* 100%を超える率又は計算不能。

(注 1) RYBREVANT及びRYBREVANT + LAZCLUZEの売上高を含む。

(注 2) 2025年4月2日に行われたイントラ・セルラー・セラピーズ(Intra-Cellular Therapies)の買収によって取得され
た。

(注 3) 2024年度における新型コロナウイルス感染症ワクチンを含む。

2025年度第2四半期におけるイノベーティブ・メディスン・セグメントの売上高は、3.8%の業績の向上及び1.1%の為替変動の好影響により、前年同期比4.9%増の152億米ドルとなった。米国内のイノベーティブ・メディスン・セグメントの売上高は、前年同期比7.6%増となった。米国外のイノベーティブ・メディスン・セグメントの売上高は、1.6%の業績の悪化が2.6%の為替変動の好影響により相殺され、1.0%増となった。2025年度第2四半期において、買収及び事業売却が全世界のイノベーティブ・メディスン・セグメントの営業売上高の増加に及ぼした純影響は、プラス1.4%であったが、これはCAPLYTAに関連するものであった。2025年度第2四半期において、バイオ後続品競争に起因するSTELARAの売上高の減少が全世界、米国内及び米国外のイノベーティブ・メディスン・セグメントの営業売上高に及ぼした悪影響は、それぞれ約11.7%、約13.8%及び約9.1%であった。

以下の日に終了した第2四半期における主要なイノベティブ・メディシン治療分野の売上高

(百万米ドル)	2025年 6月29日	2024年 6月30日	総増減率(%)	営業による 増減率(%)	為替変動 による 増減率(%)
腫瘍合計	6,312	5,090	24.0	22.3	1.7
CARVYKT I	439	186	*	*	*
DARZALEX	3,539	2,878	23.0	21.5	1.5
ERLEADA	908	736	23.4	21.0	2.4
IMBRUVICA	735	770	(4.5)	(6.6)	2.1
RYBREVANT / LAZCLUZE(注1)	179	69	*	*	*
TALVEY	106	69	55.0	54.3	0.7
TECVAYLI	166	135	23.1	22.4	0.7
ZYTIGA / アピラテロン 酢酸エステル	145	165	(11.6)	(14.9)	3.3
その他腫瘍	93	83	11.7	9.7	2.0
免疫合計	3,993	4,722	(15.4)	(16.0)	0.6
REMICADE	455	393	15.9	15.9	0.0
SIMPONI / SIMPONI ARIA	690	537	28.6	27.5	1.1
STELARA	1,653	2,885	(42.7)	(43.2)	0.5
TREMFYA	1,186	906	31.0	30.1	0.9
その他免疫	8	2	*	*	-
神経科学合計	2,051	1,782	15.1	14.4	0.7
CAPLYTA(注2)	211	-	*	*	-
CONCERTA / メチルフェニデート	164	163	0.2	(0.2)	0.4
INVEGA SUSTENNA / XEPLION / INVEGA TRINZA / TREVICTA	992	1,054	(5.9)	(6.3)	0.4
SPRAVATO	414	271	53.3	53.0	0.3
その他神経科学	270	294	(8.4)	(10.7)	2.3
肺高血圧症合計	1,113	1,039	7.1	6.2	0.9
OPSUMIT / OPSYNVI	582	548	6.4	5.4	1.0
UPTRAVI	476	426	11.7	11.3	0.4
その他肺高血圧症	55	67	(16.9)	(19.0)	2.1
感染症合計	803	965	(16.8)	(19.0)	2.2
EDURANT / リルピピリン	360	297	21.6	15.5	6.1
PREZISTA / PREZCOBIX / REZOLSTA / SYMTUZA	396	438	(9.4)	(10.0)	0.6
その他感染症(注3)	47	233	(79.8)	(79.9)	0.1
心臓血管疾患 / 代謝性疾 患 / その他合計	930	892	4.2	4.0	0.2
XARELTO	621	587	5.6	5.6	-
その他	309	305	1.4	0.9	0.5
イノベティブ・メディ ス売上高合計	15,202	14,490	4.9	3.8	1.1

* 100%を超える率又は計算不能。

(注1) RYBREVANT及びRYBREVANT + LAZCLUZEの売上高を含む。

(注2) 2025年4月2日に行われたイントラ・セルラー・セラピーズの買収によって取得された。

(注3) 2024年度における新型コロナウイルス感染症ワクチンを含む。

腫瘍製品の営業売上高は、前年同期比22.3%増となった。DARZALEX(一般名、ダラツムマブ)の好調な売上高は、継続的なシェア拡大及び市場成長によるものであった。ERLEADA(一般名、アパルタミド)の売上高の増加は、継続的なシェア拡大及び市場成長によるものであったが、これは、メディケア・パートDの再設計の影響により一部相殺された。CARVYKTI(一般名、シルタカブタゲン・オートルユーセル)の売上高の増加は、継続的なシェア拡大及びキャパシティの向上によるものであった。また、TECVAYLI(一般名、テクリストマブ)、TALVEY(一般名、タルケタマブ)及びRYBREVAANT(一般名、アミバンタマブ)/LAZCLUZE(一般名、ラゼルチニブ)の発売継続による売上高も、かかる売上高の増加に貢献した。かかる売上高の増加は、独占性が失われたことによるZYTIGA(一般名、アビラテロン酢酸エステル)の売上高の減少並びに競争圧力及びメディケア・パートDの再設計の影響によるIMBRUVICA(一般名、イブルチニブ)の売上高の減少により一部相殺された。

免疫製品は、前年同期比16.0%の業績悪化となった。これは主に、バイオ後続品競争に起因するSTELARA(一般名、ウステキヌマブ)の売上高の減少及びメディケア・パートDの再設計によるものであった。TREMIFYA(一般名、グセルクマブ)の売上高の増加は、シェア拡大、市場成長及び発売に関連する在庫の変動に起因するものであったが、これは、メディケア・パートDの再設計の影響により一部相殺された。SIMPONI / SIMPONI ARIAの売上高の増加は、主に、2024年度第4四半期において、ヨーロッパにおけるMSD(Merck, Sharp & Dohme)の権利が返還されたことによるものであった。REMICADE(一般名、インフリキシマブ)の売上高の増加は、好ましい患者構成、市場成長及びヨーロッパにおけるMSDの権利返還によるものであったが、これは、バイオ後続品競争により一部相殺された。

2024年度において、米国内におけるSTELARAの売上高は、約67億米ドルであった。第三者がFDAに対し、STELARAのバイオ後続品を販売するための承認を求めて、略式の生物学的製剤承認申請を行った。当社は、2009年バイオ後続品価格競争・イノベーション法に基づき、一部の訴訟につき和解に至った。当社は、特許に関する和解及びライセンス契約に基づき、2025年において、ヨーロッパ及び米国では、当社のSTELARAの売上高に影響を与えるSTELARAのバイオ後続品の発売が引き続き行われるものと見込んでいる。

神経科学製品(2025年4月2日付のイントラ・セルラー・セラピーズ(以下「イントラ・セルラー」という。))の買収によって取得されたCAPLYTA(一般名、ルマテペロン)の売上高を含む。)の営業成長は、前年同期比14.4%増となった。SPRAVATO(一般名、エスケタミン)の売上高の増加は、医師及び患者の需要の継続的な増加によるものであった。かかる売上高の増加は、主にメディケア・パートDの再設計の影響及び好ましくない患者構成に起因するINVEGA SUSTENNA / XEPLION / INVEGA TRINZA / TREVICTAの売上高の減少により一部相殺された。

肺高血圧症製品の営業売上高は、前年同期比6.2%増となった。OPSUMIT(一般名、マシテンタン) / OPSYNOVI(一般名、マシテンタン / タダラフィル)の売上高の増加は、市場成長、在庫の変動及びシェア拡大によるものであったが、これは、メディケア・パートDの再設計の影響により一部相殺された。UPTRAVI(一般名、セレキシバグ)の売上高の増加は、市場成長及び在庫の変動によるものであったが、これは、メディケア・パートDの再設計の影響により一部相殺された。

感染症製品の営業売上高は、前年同期比19.0%減となった。これは主に、その他感染症に含まれる新型コロナウイルス感染症ワクチンの収益を含むポートフォリオ全体にわたる売上高の減少によるものであった。かかる減少は、EDURANT / リルピピリンの売上高の増加により一部相殺された。

心臓血管疾患 / 代謝性疾患 / その他製品の営業成長は、前年同期比4.0%増となった。XARELTO(一般名、リバーロキサバン)の売上高の増加は、主に、メディケア・パートDの再設計の影響及び市場成長によるものであったが、これは、継続的なシェアの減少により一部相殺された。

インフレ抑制法(以下「IRA」という。)の規定には、メディケア・パートDの保険給付を様々な方法(一定の適用範囲のフェーズに含まれる製造業者に大部分の費用を負担させ、パートDカバレッジギャップ割引プログラムを新たな製造業者向けの割引プログラムと取り替えることによる場合を含む。)で再設計する規定が含まれている。

当社は、エンドカスタマー(最終顧客)が請求先住所以外の場所で製品の直接納品を受けることを認めない方針を維持している。かかる方針は、当社の医薬品の大部分につき、補助金を受けていない340Bプログラム対象事業体に関係する契約薬局取引に影響を及ぼすが、複数の例外が存在する。補助金を受けている対象事業者も、補助金を受けていない対象事業者も、方針の例外に基づき一定の契約薬局に関する取決めに維持できる。当社は、これまで、対象の外来患者用の医薬品の全てにつき、340Bプログラムに基づく割引を対象の事業体に提供しており、今後にかかる提供を継続する。当社は、この方針により、340Bプログラム規則が禁止する不適切な二重の割引及び横流しを当社がさらに特定できるようになると考える。340B薬価設定プログラムは米国連邦政府のプログラムであり、これは、製薬会社に対し、対象の事業体に販売する外来患者用の医薬品の価格を大きく割り引くことを課している。

メドテック

2025年度上半期におけるメドテック・セグメントの売上高は、5.1%の業績の向上及び0.1%の為替変動の悪影響により、前年同期比5.0%増の166億米ドルとなった。米国内のメドテック・セグメントの売上高は、6.6%増となった。米国外のメドテック・セグメントの売上高は、3.6%の業績の向上及び0.3%の為替変動の悪影響により、3.3%増となった。2025年度上半期において、買収及び事業売却がメドテック・セグメントの営業売上高の増加に及ぼした純影響は、プラス2.4%であったが、これは主にショックウェーブ(Shockwave)の買収に関連するものであった。

以下の日に終了した上半期における主要なメドテックフランチャイズの売上高

(百万米ドル)	2025年 6月29日	2024年 6月30日	総増減率(%)	営業による 増減率(%)	為替変動 による 増減率(%)
外科(Surgery)	4,951	4,904	1.0	1.5	(0.5)
高度	2,237	2,228	0.4	0.8	(0.4)
一般	2,714	2,676	1.4	2.0	(0.6)
整形外科 (Orthopaedics)	4,546	4,652	(2.3)	(2.3)	0.0
腰	830	839	(1.1)	(1.1)	0.0
膝	778	795	(2.0)	(2.0)	0.0
外傷	1,540	1,524	1.1	1.0	0.1
脊椎、スポーツ及び その他	1,398	1,495	(6.5)	(6.7)	0.2
心臓血管疾患 (Cardiovascular)	4,416	3,679	20.0	20.0	0.0
電気生理学製品	2,791	2,667	4.7	4.7	0.0
アピオメッド	868	750	15.7	15.5	0.2
ショックウェーブ (注1)	550	77	*	*	-
その他心臓血管疾患	207	185	11.7	11.8	(0.1)
ビジョン(Vision)	2,648	2,543	4.1	4.2	(0.1)
コンタクトレンズ/ その他	1,884	1,828	3.1	2.8	0.3
手術	764	715	6.9	7.6	(0.7)
メドテック売上高合計	16,561	15,778	5.0	5.1	(0.1)

* 100%を超える率又は計算不能。
 (注1) 2024年5月31日に買収が行われた。

2025年度第2四半期におけるメドテック・セグメントの売上高は、6.1%の営業成長及び1.2%の為替変動の好影響により、前年同期比7.3%増の85億米ドルとなった。米国内のメドテックの・セグメント売上高は、8.0%増となった。米国外のメドテック・セグメントの売上高は、4.1%の営業成長及び2.6%の為替変動の好影響により、6.7%増となった。2025年度第2四半期において、買収及び事業売却がメドテック・セグメントの営業売上高の増加に及ぼした純影響は、プラス2.0%であったが、これは主にショックウェーブの買収に関連するものであった。

以下の日に終了した第2四半期における主要なメドテックフランチャイズの売上高

(百万米ドル)	2025年 6月29日	2024年 6月30日	総増減率(%)	営業による 増減率(%)	為替変動 による 増減率(%)
外科(Surgery)	2,555	2,488	2.7	1.8	0.9
高度	1,164	1,141	2.0	1.0	1.0
一般	1,391	1,346	3.3	2.5	0.8
整形外科 (Orthopaedics)	2,305	2,312	(0.3)	(1.6)	1.3
腰	421	417	1.0	(0.2)	1.2
膝	389	394	(1.1)	(2.3)	1.2
外傷	768	759	1.2	(0.1)	1.3
脊椎、スポーツ及び その他	727	743	(2.1)	(3.7)	1.6
心臓血管疾患 (Cardiovascular)	2,313	1,873	23.5	22.3	1.2
電気生理学製品	1,468	1,323	11.0	9.8	1.2
アピオメッド	448	379	18.2	16.9	1.3
ショックウェーブ(注1)	292	77	*	*	-
その他心臓血管疾患	104	93	10.8	9.7	1.1
ビジョン(Vision)	1,369	1,285	6.5	4.6	1.9
コンタクトレンズ/ その他	965	918	5.1	2.9	2.2
手術	403	367	9.9	8.9	1.0
メドテック売上高合計	8,541	7,957	7.3	6.1	1.2

* 100%を超える率又は計算不能。

(注1) 2024年5月31日に買収が行われた。

外科フランチャイズの営業売上高は、前年度第2四半期と比較して1.8%増となった。高度外科における営業成長は、主に、バイオ外科手術分野におけるポートフォリオの強み及び宣伝の実施並びにエンドカッター分野における戦略的価格設定によるものであった。かかる営業成長は、エナジー及びエンドカッター分野における、中国における帯量購買及び競争圧力の悪影響により一部相殺された。一般外科における営業成長は、主に、差別化された創縫合ポートフォリオ内の技術の浸透及び向上によるものであった。

整形外科フランチャイズの営業売上高は、前年度第2四半期と比較して1.6%減となった。全てのプラットフォームが、以前発表された整形外科分野の再編による収益の混乱の影響を受けた。腰分野における業績の悪化は、中国における帯量購買及び取引在庫の変動の悪影響を反映するものであったが、これは、処置件数の増加により一部相殺された。膝分野における業績の悪化は、競争圧力及び市場の逆風によるものであったが、これは、ATTUNEポートフォリオの強み及びVELYSロボット支援ソリューションに関連するプルスルーにより一部相殺された。外傷分野における業績の悪化は、主に、相対的に前年度の業績が好調であったことによるものであったが、これは、最近発売された製品、処置件数の増加及び宣伝の実施により一部相殺された。脊椎、スポーツ及びその他の分野における営業売上高の減少は、競争圧力、米国の早期介入セグメントにおける価格圧力及び中国における帯量購買を反映している。

心臓血管疾患フランチャイズの営業売上高は、前年度第2四半期と比較して22.3%増となったが、これには、2024年5月31日に買収されたショックウェーブの売上高が含まれている。アピオメッドの売上高の増加は、Impella 5.5及びImpella CPの継続的かつ強固な採用によるものであった。電気生理学製品の売上高の増加は、競合マッピング、新製品のパフォーマンス、処置件数の増加及び中国における前年度と比較した在庫の変動によるものであったが、これは、パルスフィールドアブレーションカテーテルの競争圧力により一部相殺された。

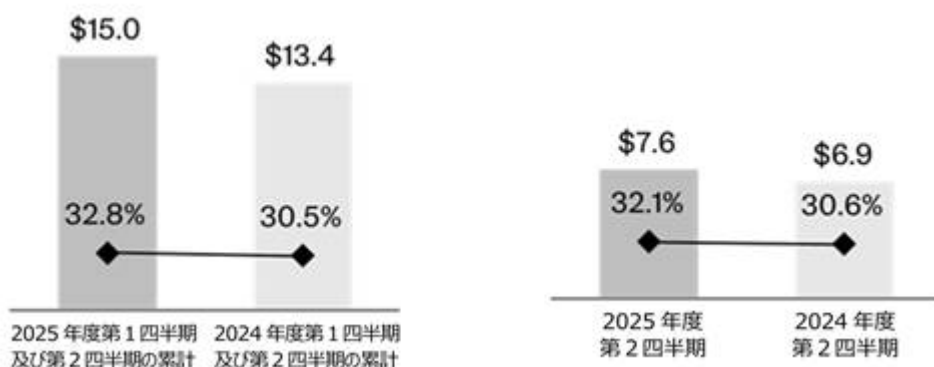
ビジョン・フランチャイズの営業売上高は、前年度第2四半期と比較して4.6%増となった。コンタクトレンズ/その他の分野の営業成長は、ワンデーアキュビューオアシス製品群(最近発売された製品を含む。)の価格設定及び好調なパフォーマンスの継続によるものであった。手術分野の営業成長は、主に、近時のイノベーションの好調さが継続したこと及び宣伝の実施によるものであった。

連結税引前利益の分析

2025年度上半期における連結税引前利益は、2024年度上半期の95億米ドル(売上高の21.6%)と比較して、201億米ドル(売上高の44.1%)となった。2025年度上半期には、以前発生したタルクに係る引当金の大部分である約70億米ドルの再振替があった。2024年度上半期には、タルクに係る事項に関連する約30億米ドルの費用が含まれる。

2025年度第2四半期における連結税引前利益は、2024年度第2四半期の57億米ドル(売上高の25.6%)と比較して、65億米ドル(売上高の27.3%)となった。

売上原価



(単位は十億米ドル。図のパーセンテージは、売上高合計に占める割合を示す。)

2024年度第1四半期から第2四半期末までの半年間及び2025年度第1四半期から第2四半期末までの半年間の比較
 売上原価が売上高に占める割合は、以下の要因によって増加した。

- ・イノベーティブ・メディスン事業におけるイントラ・セルラーの買収に関連する無形固定資産償却費の増加
- ・イノベーティブ・メディスン事業におけるSTELARAの売上高減少による不利な製品構成
- ・イノベーティブ・メディスン事業における不利な取引上の為替
- ・メドテック事業におけるマクロ経済的要因

2024年度上半期及び2025年度上半期の売上原価に含まれる無形固定資産償却費は、それぞれ22億米ドル及び24億米ドルであった。

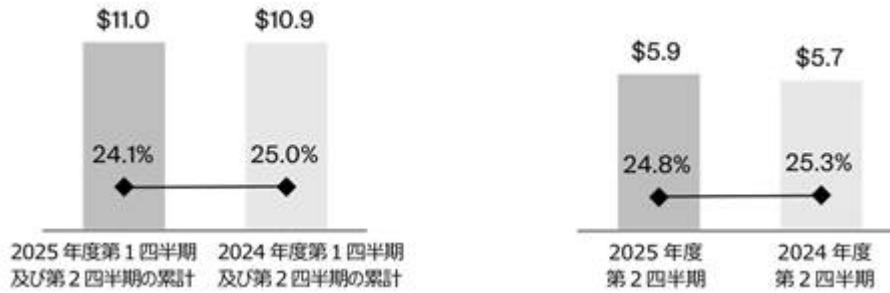
2024年度第2四半期及び2025年度第2四半期の比較

売上原価が売上高に占める割合は、主に以下の要因によって増加した。

- ・イノベーティブ・メディスン事業におけるSTELARAの売上高減少による不利な製品構成
- ・イノベーティブ・メディスン事業におけるイントラ・セルラーの買収に関連する無形固定資産償却費の増加
- ・メドテック事業におけるマクロ経済的要因

2024年度第2四半期及び2025年度第2四半期の売上原価に含まれる無形固定資産償却費は、それぞれ11億米ドル及び13億米ドルであった。

販売費及び一般管理費



(単位は十億米ドル。図のパーセンテージは、売上高合計に占める割合を示す。)

2024年度第 1 四半期から第 2 四半期末までの半年間及び2025年度第 1 四半期から第 2 四半期末までの半年間の比較
販売費及び一般管理費が売上高に占める割合は、以下の要因によって減少した。

- ・ 会社の一般管理費の合理化
- ・ イノベーティブ・メディスン事業における計画されたレバレッジ及び投資の段階分け

これらが、以下により一部相殺されたこと。

- ・ イントラ・セルラー及びショックウェーブの最近の買収に対する投資の増加

2024年度第 2 四半期及び2025年度第 2 四半期の比較

販売費及び一般管理費が売上高に占める割合は、主に以下の要因によって減少した。

- ・ 会社の一般管理費の合理化

これが、以下により一部相殺されたこと。

- ・ イントラ・セルラー及びショックウェーブの最近の買収に対する投資の増加

研究開発費

事業セグメント別研究開発費は、以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	以下の年度に終了した第２四半期				以下の年度に終了した上半期			
	2025		2024		2025		2024	
	金額	売上高に占める割合＊	金額	売上高に占める割合＊	金額	売上高に占める割合＊	金額	売上高に占める割合＊
イノベーティブ・メディスン	2,869	18.9％	2,722	18.8％	5,417	18.6％	5,618	20.0％
メドテック	647	7.6	718	9.0	1,324	8.0	1,364	8.6
研究開発費合計	3,516	14.8％	3,440	15.3％	6,741	14.8％	6,982	16.0％
前年度比増加率／(減少率)	2.2％				(3.5％)			

＊ セグメントの売上高に占める割合である。

2024年度第1四半期から第2四半期末までの半年間及び2025年度第1四半期から第2四半期末までの半年間の比較

研究開発費が売上高に占める割合は、以下の要因によって減少した。

- ・イノベーティブ・メディスン事業における計画されたレバレッジ及び投資の段階分け

2024年度第2四半期及び2025年度第2四半期の比較

研究開発費が売上高に占める割合は、以下の要因によって減少した。

- ・メドテック事業におけるポートフォリオの合理化及び費用の段階分け

仕掛研究開発における減損

2024年度第2四半期及び上半期に、当社は、2020年度にモメンタに関して取得されたM710(バイオ後続品)の資産に関連して、約2億米ドルの費用を計上した。2023年度第3四半期において、この資産につき、約2億米ドルの一部減損も存在した。この資産は、現在、完全に減損した。

受取利息・支払利息

2025年度上半期における受取利息・支払利息は、2024年度上半期の純利益が334百万米ドルであったのに対し、純利益80百万米ドルであった。2025年度上半期における受取利息は、前年度と比較して、現金残高により得られる金利の減少により減少した。支払利息は、金利の上昇による平均債務残高の増加により増加した。2025年度第2四半期における受取利息・支払利息は、2024年度第2四半期の純利益が125百万米ドルであったのに対し、純利益48百万米ドルであった。2025年度第2四半期における受取利息は、前年度と比較して、現金残高により得られる金利の低下により減少した。支払利息は、金利の上昇による平均債務残高の増加により増加した。2025年度第2四半期末における現金、現金同等物及び現在の市場性のある有価証券の残高は、2024年度第2四半期末の255億米ドルに比べ189億米ドルであった。2025年6月29日時点における当社の債務額は、前年同期の415億米ドルに比べ508億米ドルであった。

その他の(収益)費用 - 純額 *

2024年度第 1 四半期から第 2 四半期末までの半年間及び2025年度第 1 四半期から第 2 四半期末までの半年間の比較

2025年度上半期におけるその他の(収益)費用 - 純額は、主に以下の理由による前年度比103億米ドルの収益増加を反映している。

上半期

(単位：十億米ドル)(収益) / 費用	2025年 6 月29日	2024年 6 月30日	変動
訴訟関連(注 1)	(6.9)	3.1	(10.0)
買収、統合及び事業売却関連	0.4	0.5	(0.1)
有価証券に係る公正価値の変更(注 2)	0.1	0.4	(0.3)
従業員報酬制度関連	(0.3)	(0.5)	0.2
その他	(0.5)	(0.4)	(0.1)
その他の(収益)費用 - 純額の合計	(7.2)	3.1	(10.3)

(注 1) 2025年度上半期には、以前発生したタルクに係る引当金の大部分である約70億米ドルの再振替があった。2024年度上半期には、タルクに係る事項に関連する約30億米ドルの費用が含まれる。タルクに関連する詳細については、「第 6 経理の状況 1 中間財務書類」の連結財務書類に対する注記11「訴訟」を参照のこと。

(注 2) 2024年度上半期には、ケンピューの保有株式の債務対株式交換の完了に伴う損失が含まれる。

2024年度第 2 四半期及び2025年度第 2 四半期の比較

2025年度第 2 四半期におけるその他の(収益)費用 - 純額は、主に以下の理由による前年度と比較した 6 億米ドルの収益増加を反映している。

第 2 四半期

(単位：十億米ドル)(収益) / 費用	2025年 6 月29日	2024年 6 月30日	変動
買収、統合及び事業売却関連	0.3	0.4	(0.1)
訴訟関連(注 1)	0.1	0.4	(0.3)
有価証券に係る公正価値の変更(注 2)	0.0	0.4	(0.4)
従業員報酬制度関連	(0.1)	(0.2)	0.1
その他	(0.2)	(0.3)	0.1
その他の(収益)費用 - 純額の合計	0.1	0.7	(0.6)

(注 1) 2024年度第 2 四半期には、タルクに係る事項に関連する費用が含まれる。

(注 2) 2024年度第 2 四半期には、ケンピューの保有株式の債務対株式交換の完了に伴う損失が含まれる。

* その他(収益)費用 - 純額は、ジョンソン・エンド・ジョンソン・イノベーション - JJDC・インコーポレイテッド (Johnson & Johnson Innovation - JJDC, Inc.)(JJDC)が保有するエクイティー証券に対する一定の投資の売却及び評価損に係る損益、有価証券に係る公正価値の変更、事業売却に係る損益、資産の売却による損益、一定の取引上の為替差損益、買収関連費用、訴訟引当金及び和解金並びに特許権実施料収益を当社が計上する勘定である。

セグメントの税引前利益

上半期における事業セグメント別税引前利益

(単位：百万米ドル)	税引前利益		セグメント売上高		セグメント売上高の割合(%)	
	2025年 6月29日	2024年 6月30日	2025年 6月29日	2024年 6月30日	2025年 6月29日	2024年 6月30日
イノベーティブ・メディスン	10,762	10,428	29,075	28,052	37.0	37.2
メドテック	2,625	2,609	16,561	15,778	15.9	16.5
セグメント別合計	13,387	13,037	45,636	43,830	29.3	29.7
セグメントに配賦されない(収益)費用(注1)	(6,735)	3,575				
税引前利益	20,122	9,462	45,636	43,830	44.1	21.6

(注1) セグメントに配賦されなかった金額には、受取利息・支払利息、一部の訴訟費用及び共通(収益)費用が含まれる。
 2025年度上半期には、以前発生したタルクに係る引当金の大部分である約70億米ドルの再振替があった。2024年度上半期には、タルクに係る事項に関連する30億米ドルの費用が含まれる。2024年度上半期には、ケンビューの普通株式の当社保有株式の債務対株式交換に関連する約4億米ドルの損失が含まれる。

イノベーティブ・メディスン・セグメント

2025年度上半期におけるイノベーティブ・メディスン・セグメントの税引前利益が売上高に占める割合は、前年同期の37.2%に対し、37.0%であった。2025年度上半期における税引前利益の売上高に占める割合が前年度と比較して僅かに減少したのは、主に、以下の要因によるものであった。

- ・ 不利な製品構成及びメディケア・パートDの再設計の影響
- ・ イントラ・セルラーの買収に関連する償却費及び統合費用の増加
- ・ 売上原価における不利な為替

これらが、以下により一部相殺されたこと。

- ・ 2024年度における、2020年度にモメンタに関して取得したM710(バイオ後続品)資産に関連する2億米ドルの仕掛研究開発の減損
- ・ 販売費及び一般管理費並びに研究開発費の計画されたレバレッジ及び段階分け

メドテック・セグメント

2025年度上半期におけるメドテック・セグメントの税引前利益が売上高に占める割合は、前年同期の16.5%に対し、15.9%であった。2025年度上半期の税引前利益が売上高に占める割合が減少したのは、主に、以下の要因によるものであった。

- ・売上原価におけるマクロ経済的要因
- ・2025年度における、1億米ドルの訴訟費用の増加
- ・2024年度における、アクラレントの事業売却に関連する2億米ドルの収益

これらが、以下により一部相殺されたこと。

- ・2024年度では5億米ドルのショックウェーブの買収に関する費用があったのに対し、2025年度では買収及び統合に関する費用が1億米ドルに減少したこと。

第2四半期における事業セグメント別税引前利益(損失)は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	税引前利益		セグメント売上高		セグメント売上高の割合(%)	
	2025年 6月29日	2024年 6月30日	2025年 6月29日	2024年 6月30日	2025年 6月29日	2024年 6月30日
イノベーティブ・メディスン	5,552	5,459	15,202	14,490	36.5	37.7
メドテック	1,204	1,089	8,541	7,957	14.1	13.7
セグメント別合計	6,756	6,548	23,743	22,447	28.5	29.2
セグメントに配賦されない(収益)費用(注1)	265	800				
税引前利益(損失)	6,491	5,748	23,743	22,447	27.3	25.6

(注1) セグメントに配賦されなかった金額には、受取利息・支払利息、一部の訴訟費用及び共通(収益)費用が含まれる。2024年度第2四半期には、タルクに係る事項に関連する3億米ドルの費用が含まれる。タルクに関連する詳細については、「第6 経理の状況 1 中間財務書類」の連結財務書類に対する注記11「訴訟」を参照のこと。2024年度第2四半期には、ケンピューの普通株式の当社保有株式の債務対株式交換に関連する約4億米ドルの損失が含まれる。

イノベーティブ・メディスン・セグメント

2025年度第2四半期におけるイノベーティブ・メディスン・セグメントの税引前利益が売上高に占める割合は、前年同期の37.7%に対し、36.5%であった。2025年度第2四半期における税引前利益の売上高に占める割合が前年度と比較して減少したのは、主に、以下の要因によるものであった。

- ・不利な製品構成及びメディケア・パートDの再設計の影響
- ・イントラ・セルラーの買収に関連する償却費及び統合費用の増加

これらが、以下により一部相殺されたこと。

- ・2024年度における、2020年度にモメンタに関して取得したM710(バイオ後続品)資産に関連する2億米ドルの仕掛研究開発減損

メドテック・セグメント

2025年度第2四半期におけるメドテック・セグメントの税引前利益が売上高に占める割合は、前年同期の13.7%に対し、14.1%であった。2025年度第2四半期における税引前利益の売上高に占める割合が前年同期と比較して増加したのは、主に、以下の要因によるものであった。

- ・2024年度において、5億米ドルのショックウェーブの買収及び統合に関する費用が生じたこと。

これらが、以下により一部相殺されたこと。

- ・売上原価におけるマクロ経済的要因
- ・2025年度における、1億米ドルの訴訟費用の増加
- ・2024年度における、アクラレントの事業売却に関連する2億米ドルの収益

事業再編

2025年度において、当社は、一定の非戦略的な製品ラインからの撤退によって業務を単純化及び一本化し、ネットワーク上のサイト選択を最適化するために、メドテック・セグメント内の外科フランチャイズの事業再編プログラムを開始した。2025年度第2四半期及び上半期には、29百万米ドルの事業再編費用が計上されている。プログラム全体の費用見積額は9億米ドルから10億米ドルであり、当該プログラムは今後2年間で完了する見込みである。

2023年度において、当社は、一定の市場、製品ライン及び販売ネットワークの仕組みからの撤退によって業務を効率化するために、メドテック・セグメント内の整形外科フランチャイズの事業再編プログラムを開始した。2025年度第2四半期における約50百万米ドルの税引前事業再編費用(そのうち、35百万米ドルが事業再編費用として、15百万米ドルが売上原価として連結損益計算書に計上された。)は、主に、市場及び製品の撤退に関連する費用である。2025年度上半期における約105百万米ドルの税引前事業再編費用(そのうち、52百万米ドルが事業再編費用として、23百万米ドルが売上原価として、30百万米ドルがその他の(収益)費用として連結損益計算書に計上された。)は、主に、資産の減産並びに市場及び製品の撤退に関連する費用である。2024年度第2四半期における税引前事業再編費用は、52百万米ドルであった(そのうち、50百万米ドルが事業再編費用として、2百万米ドルが売上原価として連結損益計算書に計上された。)。2024年度上半期における税引前事業再編費用は、79百万米ドルであった(そのうち、70百万米ドルが事業再編費用として、9百万米ドルが売上原価として連結損益計算書に計上された。)。再編が公表されてから、約6億米ドルの総プロジェクト費用が計上された。

2023年度において、当社は、患者に最大の利益をもたらす最も有望な薬に重点を置くため、イノベーティブ・メディスン・セグメントにおける研究開発投資の優先順位付けを完了した。2024年度上半期における約1億米ドルの税引前再編費用は、それぞれ相手方を有するプログラム及び有しないプログラムに係る費用及び資産の減損を含んでいた。プログラムは2024年度第4四半期に完了した。事業再編に関する詳細については、連結財務書類に対する注記12を参照のこと。

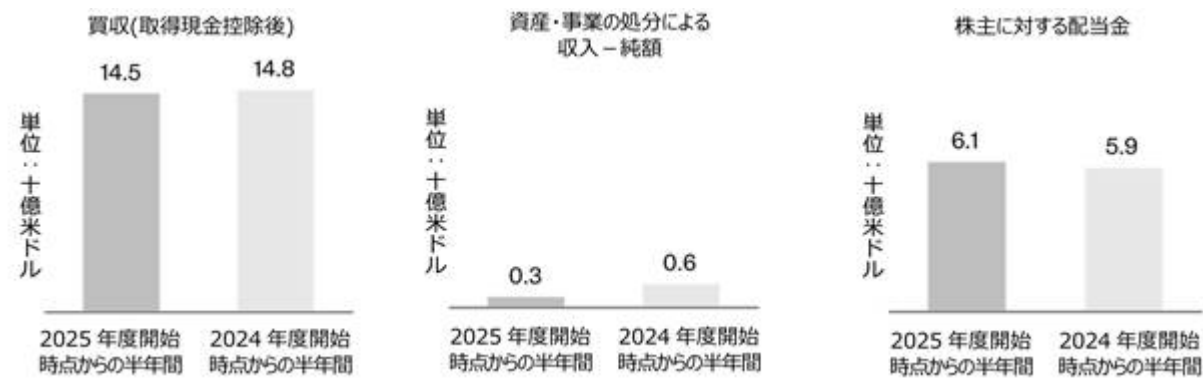
法人税等

上半期における全世界における実効所得税率は、2024年度では16.1%であったのに対し、2025年度では17.8%であった。

2022年12月15日、欧州連合(EU)加盟国は、世界130ヶ国以上の国が支持する経済協力開発機構(OECD)の第2の柱の枠組みによって制定される通り、一般的に15%の最低実効税率を定めるEUの第2の柱の指令を正式に採択した。複数のEU加盟国及び非加盟国が2024年1月1日を当初発効日とする第2の柱の法律を制定しており、当該法の異なる側面に関しては、2025年以降に発効される。複数国が新たな規定を制定し又は新たな規制を発行する一方、これにより、当社の実効税率に対する影響が生じ得る。当社は、当社が営業を行う国における潜在的な影響(第2の柱の枠組みの特定の条項から米国企業グループを完全に除外するサイド・バイ・サイドシステムに関する最近公表された米国とG7の間の了解事項等)を判断するため、さらなる開発の監視を継続する。

2025年度に関連する法人税等の詳細については、「第6 経理の状況 1 中間財務書類」の連結財務書類に対する注記5「法人税等」を参照のこと。

流動性及び資金



キャッシュ・フロー

2025年度第 2 四半期末における現金及び現金同等物は、2024年度末の241億米ドルと比較して186億米ドルであった。現金の主な源泉及び使途が55億米ドル減となった要因は、以下の通りであった。

(単位：十億米ドル)	
24.1	2024年度第 4 四半期の現金及び現金同等物の残高
8.1	営業活動から生じた正味現金
(18.6)	投資活動に使用した正味現金
4.8	財務活動による正味現金
0.2	現金及び現金同等物に対する為替変動の影響
18.6	2025年度第 2 四半期の現金及び現金同等物

さらに、当社が有する市場性のある有価証券は、2025年度第 2 四半期末には 3 億米ドルであり、2024年度末には 4 億米ドルであった。

営業活動によるキャッシュ・フローが81億米ドルであったのは、以下の要因によるものであった。

(単位：十億米ドル)	
16.5	純利益
	非現金費用及びその他の調整額(主に減価償却費及び償却費、株式に基づく報酬、繰延税金、仕掛研究開発資産の費用及び資産の評価減が資産 / 事業の売却による純利益によって一部相殺されたもの)
7.5	
(2.9)	受取債権及び棚卸資産の増加
(0.9)	買掛金及び未払費用の減少
(6.2)	その他の流動及び固定資産の増加
(5.9)	その他の流動及び固定負債の減少
8.1	営業活動による正味キャッシュ・フロー

投資活動に使用された186億米ドルのキャッシュ・フローは、主に、以下によるものであった。

(単位：十億米ドル)	
(1.8)	有形固定資産の取得
0.3	資産 / 事業の処分による収入 - 純額
(14.5)	買収 - 取得現金控除後
(0.4)	取得された仕掛研究開発資産 / 関連する目標達成報奨金
0.5	投資有価証券の売却 - 純額
(2.7)	クレジット・サポート契約に関する活動 - 純額
0.0	その他及び端数処理
(18.6)	投資活動に使用した正味現金

財務活動による48億米ドルのキャッシュ・フローは、主に、以下によるものであった。

(単位：十億米ドル)	
(6.1)	株主に対する配当金
(2.1)	普通株式の買戻し
12.7	短期債務及び長期債務発行による収入 - 純額
0.6	ストック・オプションの行使による収入 - 従業員源泉徴収税控除後
(0.3)	クレジット・サポート契約に関する活動 - 純額
0.0	その他及び端数処理
4.8	財務活動による正味現金

下表は、返金額控除後の現金による納税額を要約したものである。

(単位：十億米ドル)	2025年 6 月29日	2024年12月29日
米国合計(注 1)	3,710	4,156
米国外合計	1,331	2,558
返金額控除後の現金による納税額合計	5,041	6,714

(注 1) 連邦及び州の税金を示しており、TCJAの未分配米国外留保利益に関する支払いについて2025年度における25億米ドル及び2024年度における20億米ドルを含む。

当社は、世界中の数多くの銀行から十分な資金を調達することができ、200億米ドルを上限としてコマーシャルペーパーを発行することができる。さらに、2025年 6 月に、当社は、新規の364日間の信用供与枠100億米ドルを確保した(これは、2026年 6 月24日に期限が到来する。)。これは、コマーシャルペーパーによる借入を含む一般的な事業目的のために使用することができる。信用供与枠契約の下での借入金に係る利息は、担保付翌日物調達金利(SOFR)の参照金利又は許可される適用あるその他の市場レートに適切なマージンを上乗せした率のいずれかを基にしている。契約手数料に重要性はない。

2025年6月29日現在、当社は、約189億米ドルの現金、現金同等物及び市場性のある有価証券を保有し、319億米ドルの純負債ポジションの支払手形及び長期債務は、前年度第2四半期の160億米ドルの純負債ポジションと比較して、約508億米ドルであった。2025年度第1四半期において、当社は、約92億米ドルの無担保シニア債を発行済である。借入金に関する詳細については、連結財務書類に対する注記4を参照のこと。本募集による純収益は、2025年4月2日に完了した約145億米ドルのイントラ・セルラー・セラピーズ・インクの買収の資金調達及び一般的な事業目的のために使用された。当社は、営業活動によるキャッシュ・フロー、外部から資金調達できる能力、既存の信用供与枠からの借入能力及びコマーシャルペーパー市場を利用する機会により、タルクに係る事項に関連する当社の残額である約40億米ドル、当社の社債の現時点分に関連する30億米ドル及びオピオイド訴訟を和解するための残額約11億米ドルを含む営業上のニーズに対する財源が引き続き十分に供給されると見込んでいる(追加の詳細情報については、連結財務書類の注記11を参照のこと。)。さらに、当社は、世界資本市場を継続的に観察しており、市場の状況が良好であるときに適宜資金を調達する可能性がある。

配当

2025年4月15日に、取締役会は、1株当たり1.30米ドルの定期現金配当を行うことを発表し、2025年5月27日現在の株主名簿上の株主に対して2025年6月10日に支払がなされた。

2025年7月16日に、取締役会は、1株当たり1.30米ドルの定期現金配当を行うことを発表し、2025年8月26日現在の株主名簿上の株主に対して2025年9月9日に支払がなされた。当社は、定期四半期現金配当の支払を今後も続ける見込みである。

その他の情報

新しい会計基準

新しい会計基準については、「第6 経理の状況 1 中間財務書類」の連結財務書類に対する注記1を参照のこと。

経済要因及び市場要因

2023年7月、ヤンセン・ファーマスーティカルズ・インク(ヤンセン)は、米国保健社会福祉省及びメディケア・メディケイド・サービス・センターに対し、IRAのメディケア薬価交渉プログラムの合憲性につき異議を申し立てる訴訟を提起した。当該訴訟は、IRAが合衆国憲法修正第1条及び修正第5条に基づくヤンセンの権利に抵触しており、それゆえヤンセンがIRAの強制価格設定スキームの対象ではない旨の宣言を求めている。ヤンセン及びその他の製薬会社によって申し立てられた訴訟は継続中であるため、IRAが当社の事業及びより広範な製薬業界に及ぼす影響は不確定なままであり、CMSは各対象医薬品の公正価格の上限額を公表したものの、プログラムの実施は依然進行中である。2024年4月、ヤンセンは、第3巡回区に対する略式判決の申立てを地方裁判所が却下したことにつき、控訴した。

ロシア・ウクライナ戦争

ロシアによるウクライナ侵攻の長期的な影響を現時点で予測することは難しいが、2025年度第2四半期における当該紛争の財務上の影響(受取債権又は棚卸資産引当金を含む。)は、重大なものではなかった。2025年6月29日に終了した上半期及び2024年12月29日に終了した2024年度の双方の時点において、当社のロシア子会社の事業は、当社の連結資産の1%未満を占めるに過ぎず、収益の約1%にしか相当しなかった。当社は、ウクライナ子会社を維持していない。

2022年3月において、当社は、ロシアにおける全ての広告、臨床試験の登録及び追加投資を停止するための措置を講じた。当社は、健康管理を目的として患者に頼られている製品の供給を継続する。

中東における紛争

中東における紛争の長期的な影響を現時点で予測することは難しいが、2025年度第2四半期における当該紛争の財務上の影響(受取債権又は棚卸資産引当金を含む。)は、重大なものではなかった。2025年6月29日に終了した上半期及び2024年12月29日に終了した2024年度の双方の時点において、当社のイスラエル子会社の事業は、当社の連結資産及び収益両方の1%未満にしか相当しなかった。

その他のマクロ経済に関する検討事項

当社は、経済状況が引き続き重大な課題となっている一定の国において営業を行っている。当社は、引き続き、この状況を監視し、適切な措置を講じていく。物価上昇率及び為替レートは、世界経済、ひいては会社の営業方法に引き続き影響を与えている。当社は、ベネズエラ、アルゼンチン、トルコ及びエジプト(2024年度第4四半期に開始したもの)の過去3年間の累積物価上昇率が100%を上回ったため、ベネズエラ、アルゼンチン及びトルコでの事業を、超インフレ経済下の事業として会計処理している。増加する経費に直面して、当社は、経費削減プログラム、生産性の向上及び定期的な価格の値上げにより、利幅を維持しようと努めている。

世界中の政府は、租税に関する法律を改正する各種提案を検討しており、これには既存の法定税率の引上げ又は引下げを含むことがある。政府による様々な取り組みに関連して、企業は、世界中で業務を実施している税務当局に対するさらなる情報の開示を要求され、これにより、他国で稼いだ収益の監査がさらに強化されることになる可能性がある。いかなる国においても法定税率が変更される場合、新しい税法が制定された期間における当該管轄区域に関する当社の繰延税金資産及び負債の再評価につながる。この変更により、当社の連結損益計算書に経費又は利益が計上されることになる。当社は、運営する国においてこれらの提案が行われる場合、これを注意深く監視する。法定税率の変更はいつでも発生しうるものであり、関連する計上経費又は利益は、法改正が制定された会計四半期及び会計年度において重要となる場合がある。

当社は、外国の競合会社より国内の企業及び技術に有利な、管轄区域が採用した関税の賦課、貿易保護策その他の方針の実施によりさらに影響を受ける可能性がある。

当社は、ヘルスケア製品の抑制、並びに販売、宣伝及び補償に関連する法案を含む物価への圧力となり続ける様々な世界的な医療制度の変化に直面している。

ヘルスケア製品及びサービスの購入者の行動及び消費パターンの変化(治療を受けることを先延ばしにすること、処方薬の使用を控えること、受診の頻度を減らすこと及び前述の医療保険の補償範囲を狭めることを含む。)は、引き続き、当社の事業に影響を及ぼすであろう。

当社は、ジェネリック版及びバイオ後続品を含む、第三者による知的財産に関する異議申立て(適用ある特許が満了する前に、主要な医薬品のジェネリック版及びバイオ後続品の製造及び販売を求める異議申立て)に常に直面している。これらの申立人は、米国FDAに簡略医薬品承認申請又は略式の生物学的製剤承認申請を提出し、あるいは当社の特許の保護範囲及び/若しくは有効性に対する異議申立てをしている。当社がその結果生じた訴訟において異議を申し立てられた特許請求の防衛が不成功に終わった場合には、当該製品のジェネリック版又はバイオ後続品が発売され、結果として、当該製品に関する大きな市場シェア及び収益を喪失するおそれがあり、関連する無形固定資産における非現金減損費用が生じる可能性がある。また、1件以上の有効な特許が整っていても、規制当局の承認後に、1社以上の競合会社が当該製品ジェネリック版又はバイオ後続品を発売する可能性があるというリスクがある。

将来の予測に関する記載に関する注意書き

本半期報告書及び公的に入手可能なジョンソン・エンド・ジョンソンのその他の文書は、1995年米国民事訴訟改革法のセーフハーバー条項における「将来の予測に関する記載」を含んでいる。ジョンソン・エンド・ジョンソン及びその子会社(以下「当社」という。)の経営陣及び代表者は、その時々において、将来の予測に関する記載を行うことがある。将来の予測に関する記載は、過去又は現在の事実と正確に関連するものではなく、経営陣による将来に関する予想、見通し、計画、目的及び予測を反映している。将来の予測に関する記載には、「計画している」、「予測する」、「予定である」、「予想する」及び「推定する」等の文言並びに将来の経営、予想業績、財務成績、計画された買収及び売却の影響、関連経費削減及びその他の利益を含む再編計画の影響及び時期、当社の成長戦略、製品開発活動、規制当局の承認、市場での地位及び支出にとりわけ関連する類似の意味の文言が使用されている。

将来の予測に関する記載は、現在における将来の事項に関する考え、予測及び予想に基づくものであるため、これらの記載は、予測が困難で、かつその多くが当社の支配が及ばない不確実性、リスク及び変動にさらされている。基礎となる予想が不正確なものであったと判明した場合又は既知若しくは未知のリスク若しくは不確実性が現実化した場合には、当社の実際の経営成績及び財務状態は、将来の予測に関する記載における明示又は黙示の予測及び見込みと著しく異なるものになる可能性があるということを、投資家は理解すべきである。したがって、投資家は、将来の予測に関する記載に依拠しないよう注意すべきである。リスク及び不確実性には、次のものが含まれるがこれらに限られない。

製品開発、市場での成功及び競争に関するリスク

- 米国及びその他の重要な市場において、当社が新製品及び既存製品・技術に係る適切な特許その他の知的財産権を確保し維持する能力に関する課題
- 特許失効の影響。典型的には、失効後の競合するジェネリック製品、バイオ後続品及びその他の製品の導入並びにその結果生じる収益及び市場シェアの喪失
- 競合するジェネリック製品、バイオ後続品又はその他の製品の販売を検討している競合会社その他による当社の特許に対するさらに積極的かつ頻繁な異議申立て及び裁判所、米国特許商標庁その他の裁決者による積極的な当該異議申立ての受理。これにより、想定より早期に、市場の独占性を失い、該当製品の売上高が急速に減少する可能性がある。
- 製品及び製法の陳腐化につながりうる、新しい又は改良した製品、製法及び技術の研究開発に関する競争
- 製品及び技術に関する協力、ライセンスング、開発及びマーケティング契約について第三者と合意に達するための競争
- 競合会社が達成した費用対効果、製品性能、技術的進歩及び特許に基づいた競争
- 当社の製品が第三者の特許その他の知的財産権を侵害しているという主張。これは、当社が該当製品を販売する能力に悪影響を及ぼし、損害賠償金及び将来の特許実施料の支払いが要求される可能性がある。

製造物責任、訴訟及び規制措置に関するリスク

- 製品の効能又は安全上の懸念(科学的証拠に基づくものであるか否かを問わない。)。これらは、製品撤退、製品回収、米国食品医薬品局(米国FDA)(又は米国外の同等の機関)による規制措置、売上高の減少、評判の低下、訴訟費用の増加及び株価への影響につながる可能性がある。
- 当社にとって不利な重要な訴訟又は政府措置(製造物責任請求及び医薬品販売活動及び契約方法に関する申立てを含む。)の影響(売上高の減少及び評判の低下を含む。)
- 特許訴訟、製造物責任、人身傷害請求、証券集団訴訟、政府の調査、雇用その他の法的手続きに関する不利な判決又は和解及びこれらに関連する引当金の確保の影響
- 重大な民事上及び刑事上の制裁(政府との取引禁止を含むがこれに限られない。)のリスクを伴う、調査及び訴追の原因となる政府機関及び州司法長官によるヘルスケア業界の監督強化
- 政府又は政府機関との遵守協定における遵守義務を果たさない場合における、重大な制裁を受ける可能性
- 米国内外の事業に影響を及ぼす適用法令(新製品の承認、ライセンス及び特許権、ヘルスケア製品の販売及び販売促進、ヘルスケア製品及びサービスへのアクセス、補償及び価格設定、環境保護並びに原材料の入手に関するものを含む。)が変更される可能性
- EUにおける医療器具規制等の医療器具に関する報告規制その他の要件の遵守を含む、当社の関連市場における製品の製造能力又は販売能力を制限する可能性のある現地の法規制の遵守
- 国内の租税法令及び国際的な租税法令の変更並びに世界各国の税務当局による監査が強化されることにより、既存の準備金を超える追加の税負担が発生する可能性
- 財務会計基準審議会による新しい会計基準又は改正された会計基準及び証券取引委員会による規制の公表

当社の戦略的取組及びヘルスケア市場の傾向に関するリスク

- 医療費の抑制傾向に起因する価格圧力(ヘルスケア供給者間及びヘルスケア供給者その他の市場参加者との継続的な統合、管理型医療の傾向、医療費の主要な支払者が政府へと移行すること、コスト削減に努めるヘルスケア市場への重要な新規参入者並びに自発的なコスト削減及び値上げを企業に求める政府の圧力を含む。)

- 経済的困難及び予算的制約によって、ヘルスケア製品及びサービスに関して個人、組織及び政府購入者の消費パターンに加わる制約
- 開発協力、戦略的買収、ライセンス及びマーケティング契約等の社外に由来するイノベーション並びに競争圧力に起因する社外調整の費用増の可能性を含む、成長戦略を実現する当社の能力に関する課題
- 当社が計画する若しくは完了した買収又は事業売却により期待される戦略上の利益及び機会が、実現しない又は実現までに予想以上の時間を要する可能性
- 過去又は継続中の事業再編活動に関して期待される利益及び機会が実現しない又は実現までに予想以上の時間を要する可能性

経済状況、金融市場及び国際的な経営に関するリスク

- 当社並びに当社が事業を行う国の外国政府を含むその顧客及び供給者がさらされる、当社の世界的な事業に関連するリスク
- インフレ及び金利及び為替レート変動の影響並びにかかる変動が収益、費用及び利益に与える潜在的影響
- 米国及びその他の国における、輸出入及び貿易に関する法律、規制及び政策の変更の可能性(貿易制限又は関税の強化及び医薬品の再輸入に関する立法がされる可能性を含む。)並びに原材料価格、サプライチェーン市場の変動及び製品開発のペースに対するかかる変更の影響
- 国際経済の金融不安、ソブリン・リスク、政府規制及び緊縮経済政策の可能性、並びに不安定な米国外の政府及び法制度による国際事業への影響
- 世界規模の公衆衛生危機及びパンデミックの影響
- 地球の気候の変化、異常気象及び自然災害で、当社の製品及びサービスへの需要に影響を及ぼし、製造及び流通ネットワークに混乱を引き起こし、サプライチェーン内の製品及びサービスの供給力を変化させ、かつ、当社の製品及び事業の全体的な計画及び完全性に影響を及ぼす可能性のあるもの
- 世界規模の又は経済的な変化又は出来事(世界規模の緊張状態及び戦争を含む。)

- 米国内外における武力衝突及びテロ攻撃の影響(社会混乱、経済混乱及び金融市場その他市場の不安定を含む。)

サプライチェーン及び事業経営に関するリスク

- 内部において又は第三者の供給者等を通じてサプライチェーン内において発生した製造上の問題及び遅延で、自主的な若しくは強制的な事業中断若しくは事業停止、製品不足、製品の市場撤退若しくは販売停止、又は規制措置の可能性を引き起こすもの
- 当社又は当社の業者の情報技術システムの障害及び侵害により、評判、競争力、運営又はその他の事業を損なうおそれがあり、財務費用の負担及び規制措置を受けることとなりうるもの
- 国際的なサプライチェーン並びに製造及び流通過程(複雑であり、当社の製品に使用される材料の調達、供給及び価格設定に悪影響を及ぼす可能性のある、増大しつつある規制要件に服するもの)への依存
- 事業再編行為に係る期待された利益及び機会が、規制当局からの必要な認可を得られない等の理由により実現しない又は実現までに予想以上の時間を要する可能性。

投資家は、(とりわけ、当社の実際の経営成績が、将来の予測に関する記載において示されるものと大きく異なることがある)一定のリスクの詳細について、2024年12月29日に終了した事業年度の当社の有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第3 事業の状況 - 2 事業等のリスク」に記載されるリスクファクターも熟読すべきである。投資家は、かかる要因の全てを予測又は特定するのは不可能であることを理解すべきであり、上記のリスクが全ての潜在的なリスク及び不確実性に関する完全な記載であると考えるべきではない。当社は、新しい情報又は将来の出来事若しくは開発の結果によるものかを問わず、随時行う可能性のある将来の予測に関する記載を公に更新することを約束しない。

4 【経営上の重要な契約等】

前記「3 経営者による経理の状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の経営分析」を参照のこと。

5 【研究開発活動】

前記「3 経営者による経理の状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の経営分析」を参照のこと。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第4 設備の状況 - 2 主要な設備の状況」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書において報告すべき重要な変更はなかった。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前記「第3 事業の状況 - 1 業績等の概要」を参照のこと。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】(2025年6月29日現在)

【株式の総数】

	授權株数	発行済株式総数	未発行株式数
普通株式	4,320,000千株	3,119,843千株 (注1)	1,200,157千株
優先株式	2,000千株	0株	2,000千株

(注1) 自己株式713,064,000株を含む。

【発行済株式】

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品 取引業協会名	内容
記名式額面株式 (額面1.00米ドル)	普通株式	3,119,843千株 (注1)	ニューヨーク証券取引所	下記(注2)を 参照のこと。
記名式無額面株式	優先株式	0株	該当なし	下記(注3)を 参照のこと。
計	-	3,119,843千株 (注1)	-	-

(注1) 自己株式713,064,000株を含む。

(注2) 当社の普通株式は、当社の普通株式の株主に提議される全ての事項について、1株当たり1個の議決権が付されている。

(注3) 当社の基本定款には、当社取締役会が、当社の基本定款に規定される通り、普通株式に加えて、1以上のシリーズの優先株式をあらゆる金額(但し、いかなる時も2,000,000株を超える優先株式が発行済であってはならない。)で適宜発行することができる旨が規定されている。かかるシリーズの優先株式は、議決権がないか、議決権が限定されているか、又は特別若しくは複式の議決権を有するものとする。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当なし。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の状況】

普通株式

年月日	発行済株式総数		資本金	
	増減数	残高	増減額	残高
2024年 6 月30日	-	3,119,843千株 (注 1)	-	3,120百万米ドル (459,513.6百万円)
2025年 6 月29日	-	3,119,843千株 (注 1)	-	3,120百万米ドル (459,513.6百万円)

(注 1) 自己株式を含む。

(注 2) 当社により発行された新株予約権の2025年度上半期末における状況は以下の通りである。

残高	行使により発行する 株式の平均発行価格	資本組入額
115,322,997株	152.82米ドル	該当なし

優先株式

該当なし。

(4) 【大株主の状況】

普通株式

当社は、当社普通株式の発行済株式総数の５％以上を保有する実質株主による1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)に基づく報告がなされない限り、当社の大株主に関する情報を知る手段はない。かかる報告は、下記(注１)、(注２)及び(注３)に記載の日にSECに対してなされ、2024年12月29日時点の数値が報告された。2024年12月29日現在、当社が知るところで当社普通株式の５％以上を実質的に所有する者により実質的に所有される当社普通株式の状況は、以下の通りである。

2024年12月29日現在

実質株主の名称及び住所	株式の種類	実質的に所有する株式数及び性質	株式所有割合
ザ・バンガード・グループ アメリカ合衆国、フィラデルフィア州19355、マルバーン、バンガード・ブルバード100	普通株式	229,372,559株 (注１)	9.52% (注１)
ブラックロック・インク アメリカ合衆国、ニューヨーク州10055、ニューヨーク、イースト・52nd・ストリート55	普通株式	186,308,341株 (注２)	7.7% (注２)
ステート・ストリート・コーポレーション アメリカ合衆国、マサチューセッツ州02111、ボストン、ワン・リンカーン・ストリート、ステート・ストリート・フィナンシャル・センター	普通株式	132,996,283株 (注３)	5.5% (注３)

- (注１) 2024年２月13日にSECに提出された付表13Gへの修正のみによると、ザ・バンガード・グループ(The Vanguard Group)(以下「バンガード」という。)は、合計で当社普通株式229,372,559株を実質的に所有していると報告した。バンガードは、219,263,309株について単独の処分権を、10,109,250株について共有の処分権を、及び2,806,101株について共有の議決権を有していると報告した。また、実質的に所有する全ての株式について単独の議決権はないと報告した。
- (注２) 2024年１月26日にSECに提出された付表13Gへの修正のみによると、ブラックロック・インク(BlackRock, Inc.)(以下「ブラックロック」という。)は、合計で当社普通株式186,308,341株を実質的に所有していると報告した。ブラックロックは、168,179,492株について単独の議決権を、及び186,308,341株について単独の処分権を有していると報告した。また、実質的に所有する全ての株式について共有している議決権又は処分権はないと報告した。
- (注３) 2024年１月30日にSECに提出された付表13Gのみによると、ステート・ストリート・コーポレーション(State Street Corporation)(以下「ステート・ストリート」という。)は、合計で当社普通株式132,996,283株を実質的に所有していると報告した。ステート・ストリートは、84,902,678株について共有の議決権を、132,904,295株について共有の処分権を有していると報告した。また、実質的に所有する全ての株式について単独の議決権又は単独の処分権は有していないと報告した。

優先株式

該当なし。

2 【株価の推移】

下表は、ニューヨーク証券取引所において取引された当社株式の最高・最低株価を示したものである。

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	2025年 6 月	2025年 5 月	2025年 4 月	2025年 3 月	2025年 2 月	2025年 1 月
最高(米ドル)	157.67	158.20	166.63	169.99	163.51	148.86
(円)	23,221.64	23,299.70	24,541.27	25,036.13	24,081.75	21,924.10
最低(米ドル)	149.04	146.12	141.50	160.56	148.00	140.68
(円)	21,950.61	21,520.55	20,840.12	23,647.28	21,797.44	20,719.35

3 【役員の状況】

新任取締役

ダニエル・ピント(2025年 7 月 1 日付)及びジョン・モリキス(2025年 9 月 8 日付)

新任役員

該当なし。

退任取締役

ダリウス・アダムチク(2025年 5 月31日付)

退任役員

該当なし。

取締役の役職の異動

氏名	新役職名	旧役職名	異動日
メアリー・C・ベックリー(博士)	ユタ大学のハンツマン癌機構(Huntsman Cancer Institute)元CEO兼ユタ大学の生物学と腫瘍科学の特別教授	ユタ大学のハンツマン癌機構(Huntsman Cancer Institute)CEO(2006年から2025年まで)	以前は、2006年から2025年までユタ大学のハンツマン癌機構(Huntsman Cancer Institute)CEOを務めた。

役員の役職の異動

該当なし。

第6 【経理の状況】

(イ)本書記載のジョンソン・エンド・ジョンソン及びその子会社の中間連結財務書類は、SECの定めるレギュレーションS-Xに規定された用語、様式及び作成方法を使用して米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されたものである。ジョンソン・エンド・ジョンソンの米国会計基準に基づく報告書において採用した会計原則と、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則との間の主な相違点に関しては、「3米国と日本における会計原則及び会計慣行の主な相違」に説明されている。

本書記載のジョンソン・エンド・ジョンソンの中間連結財務書類は、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年11月27日大蔵省令第59号 - 以下「財務諸表等規則」という。)第328条第1項の規定の適用を受けている。

(ロ)本書記載の中間連結財務書類は、2025年7月にSECに提出されたジョンソン・エンド・ジョンソンの2025年6月29日に終了した四半期に係る様式10-Qから抜粋されたものである(2025年6月29日及び2024年6月30日に終了した3ヶ月間の情報は除く。)。

(ハ)ジョンソン・エンド・ジョンソンの本書記載の中間連結財務書類及び英文(原文)は、当社がSECに提出したものと実質的に同じ内容である。日本語はこれらを翻訳したものである。

(ニ)ジョンソン・エンド・ジョンソンの中間連結財務書類(原文)は、米ドルで表示されている。「円」で表示されている金額は、「財務諸表等規則」第331条の規定に基づき、主要な事項について、2025年9月1日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1米ドル=147.28円の為替レートで換算された金額である。金額は百万円単位(四捨五入)で表示されている。日本円で換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(ホ)この中間連結財務書類は独立登録会計事務所による監査を受けていない。

1 【中間財務書類】

(1)連結貸借対照表(未監査)

(1株当たりの値を除き百万米ドル/百万円)

科目	期別	2025年6月29日現在		2024年12月29日現在	
		百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円
資産					
流動資産:					
現金及び現金同等物(注記4)		18,577	2,736,021	24,105	3,550,184
市場性のある有価証券		303	44,626	417	61,416
売掛金 - 引当金185百万米ドル(27,247百万円) (2024年度: 167百万米ドル(24,596百万円))控除後		17,846	2,628,359	14,842	2,185,930
棚卸資産(注記2)		13,412	1,975,319	12,444	1,832,752
前払費用及びその他		4,360	642,141	4,085	601,639
流動資産合計		54,498	8,026,465	55,893	8,231,921
有形固定資産 - 取得原価		52,472	7,728,076	48,768	7,182,551
控除: 減価償却累計額		(30,523)	(4,495,427)	(28,250)	(4,160,660)
有形固定資産 - 純額		21,949	3,232,649	20,518	3,021,891
無形固定資産 - 純額(注記3)		49,835	7,339,699	37,618	5,540,379
のれん(注記3)		48,117	7,086,672	44,200	6,509,776
繰延税金資産(注記5)		6,801	1,001,651	10,461	1,540,696
その他の資産		12,189	1,795,196	11,414	1,681,054
資産合計		193,389	28,482,332	180,104	26,525,717
負債及び株主持分					
流動負債:					
借入金及び支払手形		11,526	1,697,549	5,983	881,176
買掛金		9,464	1,393,858	10,311	1,518,604
未払費用		7,404	1,090,461	8,549	1,259,097
割戻し、返品及び促進費引当金		20,823	3,066,811	17,580	2,589,182
未払報酬及び従業員関連債務		3,298	485,729	4,126	607,677
未払法人税等(注記5)		1,665	245,221	3,772	555,540
流動負債合計		54,180	7,979,630	50,321	7,411,277
長期債務(注記4)		39,235	5,778,531	30,651	4,514,279
繰延税金負債(注記5)		3,799	559,517	2,448	360,541
従業員関連債務(注記6)		7,021	1,034,053	7,255	1,068,516
長期未払税金(注記5)		418	61,563	390	57,439
その他の負債		10,263	1,511,535	17,549	2,584,617
負債合計		114,916	16,924,828	108,614	15,996,670
契約債務及び偶発債務(注記11)					
株主持分:					
普通株式 - 1株当たり額面価額1.00米ドル (授權株式: 4,320,000,000株、発行済株式: 3,119,843,000株)		3,120	459,514	3,120	459,514
その他の包括利益(損失)累積額(注記7)		(14,305)	(2,106,840)	(11,741)	(1,729,214)
利益剰余金及び株式払込剰余金		165,371	24,355,841	155,791	22,944,898
控除: 自己株式 - 取得原価 (713,064,000株及び712,921,000株)		75,713	11,151,011	75,680	11,146,150
株主持分合計		78,473	11,557,503	71,490	10,529,047
負債及び株主持分合計		193,389	28,482,332	180,104	26,525,717

連結財務書類に対する注記を参照のこと。

(2)連結損益計算書(未監査)

		(1 株当たりの値を除き百万米ドル / 百万円)			
科目	期別	2025年 6 月29日に 終了した 6 ヶ月間		2024年 6 月30日に 終了した 6 ヶ月間	
		百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円
売上高(注記 9)		45,636	6,721,270	43,830	6,455,282
売上原価		14,985	2,206,991	13,380	1,970,606
売上総利益		30,651	4,514,279	30,450	4,484,676
販売費及び一般管理費		11,001	1,620,227	10,938	1,610,949
研究開発費		6,741	992,814	6,982	1,028,309
仕掛研究開発に係る減損		—	—	194	28,572
受取利息		(592)	(87,190)	(759)	(111,786)
支払利息 - 資産計上額控除後		512	75,407	425	62,594
その他の(収益)費用 - 純額		(7,214)	(1,062,478)	3,057	450,235
事業再編費用(注記12)		81	11,930	151	22,239
税引前利益		20,122	2,963,568	9,462	1,393,563
法人税等(注記 5)		3,586	528,146	1,521	224,013
当期純利益		16,536	2,435,422	7,941	1,169,550
1 株当たり当期純利益(注記 8)					
基本的		6.87米ドル	1,012円	3.30米ドル	486円
希薄化後		6.82米ドル	1,004円	3.27米ドル	482円
加重平均発行済株式数					
基本的		2,406.7百万株		2,407.5百万株	
希薄化後		2,423.3百万株		2,428.5百万株	

連結財務書類に対する注記を参照のこと。

(3)連結包括利益計算書(未監査)

(百万米ドル/百万円)

科目	期別	2025年 6 月29日に 終了した 6 ヶ月間		2024年 6 月30日に 終了した 6 ヶ月間	
		百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円
当期純利益		16,536	2,435,422	7,941	1,169,550
その他の包括利益(損失) - 税引後					
外貨換算調整額		(3,739)	(550,680)	1,734	255,384
有価証券：					
当期中に生じた未実現保有利益(損失)		(1)	(147)	1	147
純増減		(1)	(147)	1	147
従業員給付制度：					
当期中に生じた過去勤務費用の償却		(71)	(10,457)	(50)	(7,364)
当期中に生じた利益(損失)の償却		156	22,976	111	16,348
純増減		85	12,519	61	8,984
デリバティブ及びヘッジ：					
当期中に生じた未実現利益(損失)		(117)	(17,232)	(92)	(13,550)
損益への組替		1,208	177,914	(430)	(63,330)
純増減		1,091	160,682	(522)	(76,880)
その他の包括利益(損失)		(2,564)	(377,626)	1,274	187,635
包括利益		13,972	2,057,796	9,215	1,357,185

連結財務書類に対する注記を参照のこと。

2025年度及び2024年度上半期のその他の包括利益/(損失)における税金費用/(タックス・ベネフィット)による影響はそれぞれ、外貨換算調整額については12億米ドル(1,767億円)及び(684)百万米ドル((100,740)百万円)、従業員給付制度については21百万米ドル(3,093百万円)及び(41)百万米ドル((6,038)百万円)、デリバティブ及びヘッジについては290百万米ドル(42,711百万円)及び(139)百万米ドル((20,472)百万円)であった。

(4)連結株主持分変動表(未監査)
 2025年6月29日に終了した6ヶ月間

(百万米ドル)

	合計	利益剰余金 及び株式払込 剰余金	その他の 包括利益 累積額 (AOCI)	発行済 普通株式	自己株式
2024年12月29日現在残高	71,490	155,791	(11,741)	3,120	(75,680)
当期純利益	16,536	16,536	—	—	—
現金配当支払額(1株当たり2.54米ドル)	(6,118)	(6,118)	—	—	—
従業員株式報酬及びストック・オプション・プラン	1,256	(838)	—	—	2,094
普通株式の買戻し(自己株式取得に関連する付加税を含む)	(2,127)	—	—	—	(2,127)
その他の包括利益(損失) - 税引後	(2,564)	—	(2,564)	—	—
2025年6月29日現在残高	78,473	165,371	(14,305)	3,120	(75,713)

(百万円)

	合計	利益剰余金 及び株式払込 剰余金	その他の 包括利益 累積額 (AOCI)	発行済 普通株式	自己株式
2024年12月29日現在残高	10,529,047	22,944,898	(1,729,214)	459,514	(11,146,150)
当期純利益	2,435,422	2,435,422	—	—	—
現金配当支払額(1株当たり374円)	(901,059)	(901,059)	—	—	—
従業員株式報酬及びストック・オプション・プラン	184,984	(123,421)	—	—	308,404
普通株式の買戻し(自己株式取得に関連する付加税を含む)	(313,265)	—	—	—	(313,265)
その他の包括利益(損失) - 税引後	(377,626)	—	(377,626)	—	—
2025年6月29日現在残高	11,557,503	24,355,841	(2,106,840)	459,514	(11,151,011)

連結財務書類に対する注記を参照のこと。

2024年6月30日に終了した6ヶ月間

(百万米ドル)

	合計	利益剰余金 及び株式払込 剰余金	その他の 包括利益 累積額	発行済 普通株式	自己株式
2023年12月31日現在残高	68,774	153,843	(12,527)	3,120	(75,662)
当期純利益	7,941	7,941	—	—	—
現金配当支払額(1株当たり2.43米ドル)	(5,854)	(5,854)	—	—	—
従業員株式報酬及びストック・オプション・プラン	1,015	(570)	—	—	1,585
普通株式の買戻し	(1,611)	—	—	—	(1,611)
その他	(1)	—	—	—	(1)
その他の包括利益(損失) - 税引後	1,274	—	1,274	—	—
2024年6月30日現在残高	71,538	155,360	(11,253)	3,120	(75,689)

(百万円)

	合計	利益剰余金 及び株式払込 剰余金	その他の 包括利益 累積額	発行済 普通株式	自己株式
2023年12月31日現在残高	10,129,035	22,657,997	(1,844,977)	459,514	(11,143,499)
当期純利益	1,169,550	1,169,550	—	—	—
現金配当支払額(1株当たり358円)	(862,177)	(862,177)	—	—	—
従業員株式報酬及びストック・オプション・プラン	149,489	(83,950)	—	—	233,439
普通株式の買戻し	(237,268)	—	—	—	(237,268)
その他	(147)	—	—	—	(147)
その他の包括利益(損失) - 税引後	187,635	—	187,635	—	—
2024年6月30日現在残高	10,536,117	22,881,421	(1,657,342)	459,514	(11,147,476)

連結財務書類に対する注記を参照のこと。

(5)連結キャッシュ・フロー計算書(未監査)

(百万米ドル/百万円)

科目	期別	2025年 6月29日に 終了した 6ヶ月間		2024年 6月30日に 終了した 6ヶ月間	
		百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー					
当期純利益		16,536	2,435,422	7,941	1,169,550
当期純利益から営業活動により生じた現金への調整：					
有形固定資産の減価償却費及び無形固定資産の償却費		3,715	547,145	3,597	529,766
株式に基づく報酬		698	102,801	643	94,701
資産の評価減		30	4,418	379	55,819
仕掛研究開発資産の取得費用		92	13,550	—	—
資産 / 事業の売却による純利益		(74)	(10,899)	(223)	(32,843)
繰延税金		2,997	441,398	(2,257)	(332,411)
信用損失引当金及び貸倒引当金		3	442	—	—
資産及び負債の変動 - 企業買収及び売却による影響控除後：					
受取債権の増加		(2,283)	(336,240)	(1,163)	(171,287)
棚卸資産の増加		(656)	(96,616)	(739)	(108,840)
買掛金及び未払費用の(減少) / 増加		(886)	(130,490)	449	66,129
その他の流動及び固定資産の(増加) / 減少		(6,194)	(912,252)	3,731	549,502
その他の流動及び固定負債の減少		(5,926)	(872,781)	(3,068)	(451,855)
営業活動から生じた正味現金		8,052	1,185,899	9,290	1,368,231
投資活動によるキャッシュ・フロー					
有形固定資産の取得		(1,838)	(270,701)	(1,783)	(262,600)
資産 / 事業の処分による収入 - 純額(注記10)		332	48,897	573	84,391
買収 - 取得現金控除後(注記10)		(14,458)	(2,129,374)	(14,807)	(2,180,775)
仕掛研究開発資産の取得 / 関連する目標達成報奨金(注記10)		(369)	(54,346)	—	—
投資有価証券の購入		(431)	(63,478)	(1,184)	(174,380)
投資有価証券の売却		953	140,358	1,706	251,260
クレジット・サポート契約に関する活動 - 純額		(2,684)	(395,300)	1,430	210,610
その他(資産計上されたライセンス料及び目標達成報奨金を含む)		(66)	(9,720)	(86)	(12,666)
投資活動に使用した正味現金		(18,561)	(2,733,664)	(14,151)	(2,084,159)
財務活動によるキャッシュ・フロー					
株主に対する配当金		(6,118)	(901,059)	(5,854)	(862,177)
普通株式の買戻し		(2,127)	(313,265)	(1,611)	(237,268)
短期債務発行による収入 - 純額		9,349	1,376,921	13,976	2,058,385
短期債務の返済 - 純額		(5,058)	(744,942)	(3,915)	(576,601)
長期債務発行による収入 - 発行費用控除後		9,138	1,345,845	6,659	980,738
長期債務の返済		(754)	(111,049)	(803)	(118,266)
ストック・オプションの行使による収入 - 従業員源泉徴収税控除後		557	82,035	290	42,711
クレジット・サポート契約に関する活動 - 純額		(271)	(39,913)	281	41,386
ショックウェーブ(Shockwave)から取得した転換債の決済		—	—	(970)	(142,862)
その他		41	6,038	37	5,449
財務活動から生じた正味現金		4,757	700,611	8,090	1,191,495
現金及び現金同等物に対する為替変動の影響		224	32,991	(210)	(30,929)
現金及び現金同等物の(減少) / 増加		(5,528)	(814,164)	3,019	444,638
現金及び現金同等物の期首残高		24,105	3,550,184	21,859	3,219,394
現金及び現金同等物の期末残高		18,577	2,736,021	24,878	3,664,032

連結財務書類に対する注記を参照のこと。

[次へ](#)

(6)連結財務書類に対する注記

注記 1

添付の未監査の中間連結財務書類及び関連する注記は、ジョンソン・エンド・ジョンソン及びその子会社(以下「当社」という。)の2024年12月29日に終了した事業年度の様式10-Kに記載される年次報告書に含まれている監査済連結財務書類及び関連する注記と併読されるべきである。この未監査の中間財務書類には、表示される期間における経営成績を適正に表示するために、経営陣によって必要と判断された全ての調整(通常の経常的な調整のみから構成される。)及び経過勘定が含まれている。

表内の数値は四捨五入されているため、各列及び行を加算しても、表示されている合計値とは一致しない場合がある。パーセンテージは、四捨五入されていない実際の数値を用いて計算されている。

新しい会計基準

当社は、米国財務会計基準審議会により最近公表された会計基準の適用が当社の財務書類に及ぼす影響及び、2024年12月29日に終了した事業年度の様式10-Kに記載される当社の年次報告書に含まれる過去の評価に対する重要な更新(ある場合)について評価した。

最近適用された会計基準

2025年度上半期において適用された新しい重要な会計基準はなかった。

最近公表された会計基準

2025年度上半期に公表された新しい重要な会計基準はなかった。

サプライヤー・ファイナンス・プログラムに係る債務

当社は、サプライヤー・ファイナンス・プログラムに係る契約を、第三者金融機関と締結している。当該プログラムは、登録サプライヤーが、当該第三者金融機関と共に当社から支払債務を回収することを可能にするものである。当社は、当該サプライヤーと当該第三者金融機関が交わしている契約の当事者ではない。サプライヤーによる当該プログラムへの参加に関する決定は、支払うべき額や所定の支払期日(一般的な支払条件は90日)を含む、当社が当該サプライヤーに対し果たすべき義務に影響を及ぼさない。

2025年6月29日及び2024年12月29日現在の当該プログラムに基づく確定債務はそれぞれ7億米ドル及び8億米ドルであった。この債務は、買掛金として連結貸借対照表に表示されている。

注記2 棚卸資産

(百万米ドル)	2025年 6 月29日現在	2024年12月29日現在
原材料及び貯蔵品	2,389	2,337
仕掛品	3,971	2,815
製品	7,052	7,292
棚卸資産合計	13,412	12,444

注記3 無形固定資産及びのれん

耐用年数を確定できる無形固定資産は、それぞれの見積耐用年数にわたり償却される。のれん及び耐用年数を確定できない無形固定資産に関する直近の年次減損評価は2024年度第4四半期に完了した。のれん及び耐用年数を確定できない無形固定資産に関する今後の減損テストは毎年第4四半期に行われるか、必要であればそれより早く行われる。

(百万米ドル)	2025年 6 月29日現在	2024年12月29日現在
耐用年数を確定できる無形固定資産：		
特許権及び商標権 - 総額	53,272	44,695
控除：償却累計額	(30,756)	(26,124)
特許権及び商標権 - 純額	22,516	18,571
カスタマー・リレーションシップ及び その他の無形固定資産 - 総額	21,910	20,310
控除：償却累計額	(14,487)	(13,544)
カスタマー・リレーションシップ及び その他の無形固定資産 - 純額(1)	7,423	6,766
耐用年数を確定できない無形固定資産：		
購入した仕掛研究開発	19,896	12,281
無形固定資産合計 - 純額	49,835	37,618

(1) 大部分はカスタマー・リレーションシップで構成されている。

2025年 6 月29日現在ののれんは各事業セグメント別に以下の通り配賦されている。

(百万米ドル)	イノベティブ・ メディスン	メドテック	合計
2024年12月29日現在ののれん残高	10,692	33,508	44,200
買収に係るのれん	2,876	—	2,876
売却に係るのれん	—	(29)	(29)
外貨換算 / その他	758	312	1,070
2025年 6 月29日現在ののれん残高	14,326	33,791	48,117

特許権及び商標権の加重平均償却期間は約13年である。カスタマー・リレーションシップ及びその他の無形固定資産の加重平均償却期間は約19年である。2025年6月29日及び2024年6月30日に終了した6ヶ月間において、売上原価に含まれる償却可能無形固定資産の償却費はそれぞれ、24億米ドル及び22億米ドルであった。

今後5年間における認可製品の税引前見積償却費は、概ね以下の通りである。

(百万米ドル)	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	4,500	4,000	3,400	2,700	2,600

企業買収及び売却に関する詳細については連結財務書類の注記10を参照のこと。

注記4 公正価値の測定

当社は、主に将来の関係会社間製品取引及び第三者からの外貨建原材料の購入における為替レートの変動に関連する多様なキャッシュ・フローのエクスポージャーを管理するために外国為替予約を利用している。当社は、主に借入金に関する為替リスクを管理するため通貨・金利スワップを利用する。これら両種のデリバティブは、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されている。

さらに、当社は、確定利付債務に係る金利リスクを管理する手段として金利スワップを利用している。これらのデリバティブは、公正価値ヘッジとして扱われる。当社は、純投資ヘッジに指定される通貨・金利スワップ及び外国為替予約を利用する。さらに当社は、特定の外貨建資産及び負債に係るエクスポージャーを相殺するために外国為替予約を利用している。これらの外国為替予約はヘッジに指定されないため、当該デリバティブの公正価値の変動は損益に認識され、関連する外貨建資産及び負債の当期利益に対する影響を相殺する。

当社は、売買又は投機目的ではデリバティブ契約を締結せず、また、信用リスクに関する条件付条項を含む契約を締結しない。当社は特定のデリバティブの取引相手と個々の信用格付及びネットティング契約に基づき担保の閾値を設定するクレジット・サポート契約を締結している。2025年6月29日現在、クレジット・サポート契約に基づき当社が支払った現金担保の累積額は、純投資ヘッジ及びキャッシュ・フロー・ヘッジに関連する52億米ドル(純額)であった。当社は継続的に、取引相手の信用格付を監視する。当社は最低でも投資適格級の信用格付を有する事業会社とのみ主に契約を締結するため、信用不履行リスクは低いとみなしている。これらの事業会社に対する売掛金及び買掛金については、本注記に含まれる公正価値で測定される重要な金融資産及び負債の表を参照のこと。2025年6月29日現在、外国為替予約、通貨・金利スワップ契約及び金利スワップの名目元本残高はそれぞれ、477億米ドル、409億米ドル及び90億米ドルであった。2024年12月29日現在、外国為替予約、通貨・金利スワップ契約及び金利スワップの名目元本残高はそれぞれ、451億米ドル、405億米ドル及び90億米ドルであった。

全てのデリバティブは公正価値で貸借対照表に計上される。デリバティブの公正価値の変動は各期において、そのデリバティブがヘッジ取引の一部と指定されているか、また、そうである場合はヘッジ取引の種類により、当期利益又はその他の包括利益に計上される。

キャッシュ・フロー・ヘッジの指定は、デリバティブ契約の締結日現在で行われる。ヘッジ開始時には、全てのデリバティブに高い有効性があると考えられる。キャッシュ・フロー・ヘッジに指定されている外国為替予約は、フォワード法で会計処理され、これらの契約に関連する損益は全て、ヘッジ対象が損益に影響を及ぼす時点で損益計算書に認識される。これらのデリバティブの公正価値の変動は、ヘッジ対象取引が損益に影響を及ぼすまでその他の包括利益累積額に計上され、その後ヘッジ取引と同じ勘定で損益に組み替えられる。

金利スワップに関連する損益及び金利の変動に帰属するヘッジ対象の債務の公正価値の変動は、発生した期に支払利息に計上される。純投資ヘッジの損益は、その他の包括利益累積額の外貨換算勘定を通じ、会計処理される。有効性テストの対象から除外された部分は、スポット・レート法を用い(受取)支払利息を通じて計上される。当社は、ヘッジ対象の変動を相殺することにおいて、各デリバティブが高い有効性をもっているかどうかを継続的に評価している。デリバティブにすでに高い有効性がないと考えられる場合、その時点でヘッジ会計は中止される。

当社は、為替レートの変動から生じるボラティリティを軽減するため、償還期日が2028年から2055年にわたるユーロ建て債券を、ユーロを機能通貨とする海外の一部の子会社に対する当社の投資の純投資ヘッジとして指定した。

2025年6月29日現在、その他の包括利益累積額に含まれるデリバティブに係る繰延純損失の残高は、7億米ドル(税引後)であった。追加情報については、連結包括利益計算書及び注記7を参照のこと。当社は、今後12ヶ月間で発生すると見込まれる取引の結果、外国為替予約に関連する金額のほぼ全額を同期間にわたり損益に振り替える予定である。金利契約及び純投資ヘッジ契約を除き、当社が取引のエクスポージャーをヘッジする期間は最長で18ヶ月である。最終的な実現損益額は、為替レートの変動により異なる場合がある。最終的に、実現損益はデリバティブの満期時における実際の為替レートに基づき決定される。

2025年6月29日及び2024年6月30日に終了した6ヶ月間におけるデリバティブ及びヘッジに関連する活動(税引後)の要約は、以下の表の通りである。

(百万米ドル)	2025年6月29日現在				
	売上高	売上原価	研究開発費	(受取)支払 利息	その他の (収益)費用
公正価値、純投資及びキャッシュ・フロー・ヘッジの影響：					
公正価値ヘッジ関係に係る利益(損失)：					
金利スワップ契約：					
ヘッジ対象	—	—	—	240	—
ヘッジ手段に指定されたデリバティブ取引	—	—	—	(240)	—
純投資ヘッジ関係に係る利益(損失)：					
通貨・金利スワップ契約：					
有効性テストの対象から除外されたデリバティブに係る収益に認識された利益又は(損失)	—	—	—	98	—
その他の包括利益累積額に認識された利益又は(損失)	—	—	—	98	—
キャッシュ・フロー・ヘッジ関係に係る利益(損失)：					
外国為替予約：					
その他の包括利益累積額から収益に振り替えられた利益又は(損失)	1	(122)	(15)	—	(3)
その他の包括利益累積額に認識された利益又は(損失)	14	571	(108)	—	(40)
通貨・金利スワップ契約：					
その他の包括利益累積額から収益に振り替えられた利益又は(損失)	—	—	—	158	—
その他の包括利益累積額に認識された利益又は(損失)	—	—	—	673	—

2024年6月30日現在

(百万米ドル)	売上高	売上原価	研究開発費	(受取)支払 利息	その他の (収益)費用
公正価値、純投資及びキャッシュ・フロー・ヘッジの影響：					
公正価値ヘッジ関係に係る利益(損失)：					
金利スワップ契約：					
ヘッジ対象	—	—	—	(45)	—
ヘッジ手段に指定されたデリバティブ取引	—	—	—	45	—
純投資ヘッジ関係に係る利益(損失)：					
通貨・金利スワップ契約：					
有効性テストの対象から除外されたデリバティブに係る収益に認識された利益又は(損失)	—	—	—	67	—
その他の包括利益累積額に認識された利益又は(損失)	—	—	—	67	—
キャッシュ・フロー・ヘッジ関係に係る利益(損失)：					
外国為替予約：					
その他の包括利益累積額から収益に振り替えられた利益又は(損失)	—	259	12	—	1
その他の包括利益累積額に認識された利益又は(損失)	(1)	47	33	—	5
通貨・金利スワップ契約：					
その他の包括利益累積額から収益に振り替えられた利益又は(損失)	—	—	—	91	—
その他の包括利益累積額に認識された利益又は(損失)	—	—	—	(243)	—

2025年6月29日及び2024年12月29日現在、公正価値ヘッジに係る累積的調整額に関して、以下の額が連結貸借対照表に計上されている。

ヘッジ対象が含まれている、 連結貸借対照表上の表示科目 (百万米ドル)	ヘッジ対象負債の帳簿価額		ヘッジ対象負債の帳簿価額に含まれて いる公正価値ヘッジに係る 利益 / (損失)の累積額	
	2025年 6月29日現在	2024年 12月29日現在	2025年 6月29日現在	2024年 12月29日現在
長期債務	8,209	7,935	(820)	(1,132)

以下の表は、2025年度及び2024年度上半期のヘッジ手段に指定されないデリバティブによる影響を示している。

(百万米ドル)	デリバティブに係る収益に認識された利益 / (損失)の表示箇所	デリバティブに係る収益に認識された利益 / (損失)	
ヘッジ手段に指定されないデリバティブ	2025年 6 月29日に終了した 6 ヶ月間	2024年 6 月30日に終了した 6 ヶ月間	
外国為替予約	その他の(収益)費用	43	45

以下の表は、2025年度及び2024年度上半期における純投資ヘッジの影響を示している。

(百万米ドル)	その他の包括利益累積額に認 識された利益 / (損失)		その他の包括利益累積額か ら収益へ振り替えられた利 益又は(損失)の表示箇所	その他の包括利益累積額から 収益へ振り替えられた利益 / (損失)	
	2025年 6月29日現在	2024年 6月30日現在		2025年 6月29日現在	2024年 6月30日現在
債務	(1,119)	130	(受取)支払利息	—	—
通貨・金利スワップ 契約	140	820	(受取)支払利息	—	—

当社は、公正価値を容易に算定可能な持分投資及び公正価値を容易に算定できない持分投資を保有している。当社は、公正価値が容易に算定できない投資を、取得原価から減損を控除した金額から、(該当する場合には)同一の発行体による同一又は類似の投資の秩序ある取引における観察可能価格の変動から生じる公正価値の変動を加減した金額で測定することを選択している。

持分投資に関連する活動の要約は、以下の表の通りである。

(百万米ドル)	2024年 12月29日現在 の帳簿価額	純利益に 反映された 公正価値の 変動(1)	(売却) / 購入 / その他(2)	2025年 6月29日現在 の帳簿価額	2025年 6月29日現在 のその他の固 定資産
価値を容易に算定可能な持分投資	451	(57)	59	453	453
価値を容易に算定できない持分投資	773	(26)	76	823	823

(1) その他の(収益) / 費用 - 純額に計上されている。

(2) その他には為替の影響も含まれている。

公正価値は、資産を売却する際に受け取るであろう、又は負債を譲渡する場合に支払うであろう出口価格である。公正価値は、市場参加者が資産又は負債の価格付けに使用する仮定を用いて決定される相場に基づく評価基準である。ASC第820号に従い、公正価値の測定に使用するインプットの優先順位付けのために3つのレベルのヒエラルキーが定義されている。このヒエラルキー・レベルは以下に示す通り、レベル1インプットの優先順位が最も高く、レベル3インプットの優先順位が最も低い。

デリバティブ金融商品(すなわち、外国為替予約、金利契約)の公正価値は、市場実勢金利で現在価値に割り引かれ、その後、為替の現在のスポット・レートで米ドルに換算した全ての将来キャッシュ・フローの通貨別の総額である。当社は、これらデリバティブ金融商品の公正価値が、決済時又は満期時に実現される額と著しく異なるとは考えておらず、また、公正価値の変動が、当社の経営成績、キャッシュ・フロー及び財政状態に重要な影響を与えとも考えていない。また、当社は、レベル1に分類される株式投資及びレベル2に分類される負債証券も保有している。当社は、特定の規制上及び商業上の事象に基づく買収関連の偶発債務を保有している。これらはレベル3に分類されており、その価額は、割引キャッシュ・フロー法、又は公正価値の算定に重要な判断若しくは見積りが要求される類似の手法を用いて算定されている。

公正価値の測定には、以下の3つのレベルのインプットが使用される。

レベル1 - 活発な市場における同一資産及び負債の相場価格

レベル2 - その他観察可能な重要なインプット

レベル3 - 観察不能な重要なインプット

2025年6月29日及び2024年12月29日現在、公正価値で測定される当社の重要な金融資産及び負債は以下の通りである。

(百万米ドル)	2025年6月29日現在				2024年 12月29日 現在
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	合計(1)
ヘッジ手段に指定されたデリバティブ取引：					
資産：					
外国為替予約	—	1,006	—	1,006	660
金利契約(2)	—	431	—	431	1,484
合計	—	1,437	—	1,437	2,144
負債：					
外国為替予約	—	774	—	774	794
金利契約(2)	—	6,234	—	6,234	3,753
合計	—	7,008	—	7,008	4,547
ヘッジ手段に指定されないデリバティブ取引：					
資産：					
外国為替予約	—	57	—	57	50
負債：					
外国為替予約	—	72	—	72	17
その他の投資：					
株式投資(3)	453	—	—	453	451
負債証券(4)	—	2,094	—	2,094	7,216
その他の負債：					
条件付対価(5)	—	—	1,157	1,157	1,217

デリバティブ総額からデリバティブ純額への調整

(百万米ドル)	2025年6月29日現在	2024年12月29日現在
資産総額	1,494	2,194
クレジット・サポート契約	(1,471)	(2,172)
資産純額	23	22
負債総額	7,080	4,564
クレジット・サポート契約	(6,666)	(4,412)
負債純額	414	152

2025年6月29日及び2024年6月30日に終了した6ヶ月間の条件付対価に係る負債の変動に関する要約情報は以下の通りである。

(百万米ドル)	2025年6月29日現在	2024年6月30日現在
期首残高	1,217	1,092
見積公正価値の変動(6)	(60)	44
追加	—	112
支払	—	—
期末残高	1,157	1,248

- (1) 2024年度の資産及び負債は、レベル1に分類される451百万米ドルの株式投資と、レベル3に分類される1,217百万米ドルの条件付対価を除き、全てレベル2に分類される。
- (2) 通貨・金利スワップ及び金利スワップを含む。
- (3) その他の固定資産に分類される。
- (4) 現金同等物及び短期の市場性のある有価証券に分類される。
- (5) 2025年6月29日及び2024年12月29日現在、その他の固定負債に分類されている、それぞれ1,107百万米ドル及び1,217百万米ドルを含む。2025年6月29日現在、流動負債に分類されている50百万米ドルを含む。
- (6) 継続的な公正価値調整額は、主に研究開発費として計上されている。

2025年6月29日現在の当社の現金、現金同等物及び短期の市場性のある有価証券の内訳は、以下の通りである。

(百万米ドル)	帳簿価額	未実現利益	見積 公正価値	現金及び 現金同等物	短期の市場性 のある 有価証券
現金	3,246	—	3,246	3,246	—
米国売戻契約	8,040	—	8,040	8,040	—
マネー・マーケット・ファンド	4,637	—	4,637	4,637	—
定期預金(1)	863	—	863	863	—
小計	16,786	—	16,786	16,786	—
米国政府証券	1,673	—	1,673	1,659	14
その他の政府系証券	193	—	193	94	99
社債	228	—	228	38	190
売却可能負債証券小計(2)	2,094	—	2,094	1,791	303
現金、現金同等物及び短期の市場性 のある有価証券合計	18,880	—	18,880	18,577	303

- (1) 満期まで保有する投資は償却原価で計上され、利益又は損失は損益計算書に計上される。
- (2) 売却可能負債証券は公正価値で計上され、未実現損益は税引後の額でその他の包括利益に計上される。

2024年12月29日に終了した事業年度において、現金、現金同等物及び短期の市場性のある有価証券の帳簿価額は見積公正価値とほぼ同額であった。

政府証券及び債券並びに社債の公正価値は、ブローカーによる相場価格及びその他観察可能な重要なインプットを用いて見積もられている。

当社は、取得日から3ヶ月以内に満期が到来する流動性の高い投資を全て現金同等物に分類しており、満期の到来が取得日から3ヶ月を超える流動性の高い投資を全て短期の市場性のある有価証券に分類している。売却可能有価証券のうち、満期の到来が取得日から1年を超えるものは、現在の事業用資金の調達に利用可能であり、短期の市場性のある有価証券に分類される。

2025年6月29日現在、売却可能有価証券の契約満期は以下の通りである。

(百万米ドル)	取得原価	公正価値
1年以内	2,075	2,075
1年超5年以内	19	19
5年超10年以内	—	—
負債証券合計	2,094	2,094

公正価値で測定されない金融商品

2025年6月29日現在、以下の金融負債が、連結貸借対照表において帳簿価額で計上されている。

(百万米ドル)	帳簿価額	見積公正価値
金融負債		
短期債務	11,526	11,495
長期債務		
2.95% ノート 2027年満期	950	984
0.95% ノート 2027年満期	1,478	1,410
4.50% ノート 2027年満期(1)	749	757
2.90% ノート 2028年満期	1,498	1,460
1.150% ノート 2028年満期(750百万ユーロ 1.1704)	881	843
4.55% ノート 2028年満期(1)	748	762
4.80% ノート 2029年満期	1,146	1,181
6.95% ノート 2029年満期	299	334
2.70% ノート 2029年満期(600百万ユーロ 1.1704)(1)	706	708
1.30% ノート 2030年満期	1,676	1,521
4.70% ノート 2030年満期(1)	995	1,022
4.90% ノート 2031年満期	1,146	1,189
3.20% ノート 2032年満期(700百万ユーロ 1.1704)	821	834
4.85% ノート 2032年満期(1)	1,242	1,281
4.95% ノート 2033年満期	499	517
4.375% ノート 2033年満期	853	847
3.050% ノート 2033年満期(700百万ユーロ 1.1704)(1)	822	822
4.95% ノート 2034年満期	847	880
1.650% ノート 2035年満期(15億ユーロ 1.1704)	1,756	1,528
5.00% ノート 2035年満期(1)	1,244	1,282
3.35% ノート 2036年満期(800百万ユーロ 1.1704)	937	939
3.587% ノート 2036年満期	905	902
5.95% ノート 2037年満期	994	1,103
3.625% ノート 2037年満期	1,396	1,334
3.350% ノート 2037年満期(10億ユーロ 1.1704)(1)	1,175	1,160
3.40% ノート 2038年満期	993	857
5.85% ノート 2038年満期	697	761
4.50% ノート 2040年満期	542	523
2.10% ノート 2040年満期	885	684
4.85% ノート 2041年満期	298	291
4.50% ノート 2043年満期	496	459
3.55% ノート 2044年満期(10億ユーロ 1.1704)	1,103	1,135
3.60% ノート 2045年満期(700百万ユーロ 1.1704)(1)	819	792
3.73% ノート 2046年満期	1,979	1,592
3.75% ノート 2047年満期	863	798
3.50% ノート 2048年満期	744	567
2.25% ノート 2050年満期	851	580
5.25% ノート 2054年満期	843	837
3.70% ノート 2055年満期(10億ユーロ 1.1704)(1)	1,172	1,118
2.45% ノート 2060年満期	1,102	694
その他	85	88
長期債務合計	39,235	37,376

(1) 2025年度第1四半期において、当社は、約92億米ドルの無担保シニア債を発行した。この債券発行により得た正味資金は、2025年4月2日に完了したイントラ・セルラー・セラピーズ・インク(Intra-Cellular Therapies, Inc.)買収の資金及び一般的な事業目的に使用された。

長期債務の加重平均実効利率は3.57%である。

2024年12月29日現在、債務の帳簿価額がその見積公正価値を超過している額は20億米ドルであった。

長期債務の見積公正価値は、ブローカー・プライスの相場及びその他観察可能な重要なインプットで裏付けされた市場価格を用いて算定している。

2025年6月29日現在の短期債務残高には、加重平均利率が4.28%で加重平均満期が約2ヶ月のコマーシャルペーパー85億米ドルが含まれている。

注記5 法人税等

2025年度及び2024年度上半期の全世界における実効所得税率はそれぞれ、17.8%及び16.1%であった。

この全世界における実効所得税率の上昇は、主に、税率の高い税管轄地(特に米国)において所得が増加したためである。2025年度上半期において、当社は、タルク関連訴訟に係る和解案に関して過去に計上した約70億米ドルの引当金を戻し入れているが、2024年度上半期においては、当該和解案に関して逆に30億米ドルの繰入費用を計上していた。これらはいずれも、米国連邦税及び州税の実効税率である約22%で計上された(詳細は、連結財務書類の注記11を参照のこと)。加えて、2025年度上半期において、主に時効の到来による米国外での不確実な税務ポジションの変動により、実効税率に有利な影響が及んだ。

第2四半期終了後の2025年7月4日に、米国では、新たな税制改正法である予算措置調整法案(One Big Beautiful Bill Act)(以下「OBBA」という。)が成立した。OBBAには、法人所得税法を改正するための条項が含まれており、具体的には、国内研究開発費用の税務上の即時損金処理、適格資産の100%ボーナス減価償却、及び米国外の課税所得に適用される法定税率の10.5%から12.6%への引上げ(2026年度より適用)に関する条項が含まれている。またこの法案において、米国外の課税所得に対する税金に関する規定が、「グローバル無形資産低課税所得(以下「GILTI」という。)」から「被支配外国会社(CFC)の純対象所得(以下「NCTI」という。)」に名称変更された。当社は、GILTI(現行のNCTI)に基づき会計処理することを選択した。繰延税金計上額は、NCTIが発生する将来の期間において解消が見込まれる一時差異の評価結果に基づいている。そのため、当社はNCTIに関連する繰延税金の残高を、税率変動を踏まえて再測定し、この残高の調整額を第3四半期に計上する予定である。当社は、当該影響について現在も評価中であるが、この一回限りの再調整により生じる費用は約10億米ドル程度と見積もっている。

2025年6月29日現在、当社は、未認識タックス・ベネフィットによる約22億米ドルの負債を有していた。当社は数多くの国で事業を行い、申告書を提出しており、現在、多数の税管轄地で税務監査を受けている。米国については、内国歳入庁が、2016年度までの課税年度に関する監査を完了し、2017課税年度から2020課税年度に関する監査を実施している。

当社が事業を行うその他の主な税管轄地においては、税務監査の対象年度は2013年度まで遡っている。当社は、米国以外のいくつかの税管轄地においては税務当局による監査が今後12ヶ月間に完了する可能性があると考えている。

注記 6 年金及びその他の給付制度

純期間給付費用の内訳

当社の確定退職給付制度及びその他の給付制度の純期間給付費用の内訳は以下の通りである。

(百万米ドル)	退職給付制度		その他の給付制度	
	2025年 6 月29日に 終了した 6 ヶ月間	2024年 6 月30日に 終了した 6 ヶ月間	2025年 6 月29日に 終了した 6 ヶ月間	2024年 6 月30日に 終了した 6 ヶ月間
勤務費用	433	446	144	138
利息費用	707	703	107	104
制度資産の期待運用収益	(1,186)	(1,281)	(3)	(3)
過去勤務費用の償却	(92)	(92)	(1)	(1)
認識した数理計算上の(利益)/損失	168	87	31	26
制度縮小及び清算	—	(8)	—	—
特別解雇給付	1	—	—	—
純期間給付費用/(収益)	31	(145)	278	264

純期間給付費用のうち勤務費用の要素は、連結損益計算書上、売上原価、研究開発費並びに販売費及び一般管理費を含む、その他の従業員報酬費用と同じ表示科目で表示される。純期間給付費用のその他の要素は全て、その他の(収益)費用 - 純額の一部として連結損益計算書上で表示される。

当社による拠出額

2025年 6 月29日に終了した 6 ヶ月間において、当社は、米国及び米国外の退職給付制度にそれぞれ69百万米ドル及び 8 百万米ドルを拠出した。当社は、2006年年金保護法(Pension Protection Act of 2006)に準拠し、米国確定給付制度の積立てを継続する予定である。米国外の年金制度は、現地の法令に準拠して積立てられる。

注記7 その他の包括利益累積額

その他の包括利益 / (損失)の内訳は以下の通りである。

(百万米ドル)	外貨換算 調整額	有価証券に係る 利益 / (損失)	従業員 給付制度	デリバティブ及 びヘッジに係る 利益 / (損失)	その他の包括 利益 / (損失) 累積額合計
2024年12月29日現在	(8,441)	1	(1,551)	(1,750)	(11,741)
純増減	(3,739)	(1)	85	1,091	(2,564)
2025年6月29日現在	(12,180)	0	(1,466)	(659)	(14,305)

その他の包括利益累積額の金額は、関連する税効果を控除して表示される。外貨換算調整額は、在外子会社への永久投資に関連する場合、税効果会計は行われていない。包括利益に関する詳細については連結包括利益計算書を参照のこと。

その他の包括利益累積額からの振替に関する詳細は以下の通りである。

- ・有価証券に係る利益 / (損失) - その他の(収益)費用 - 純額に振り替える。
- ・従業員給付制度 - 振替は純期間給付費用に含まれる。詳細については注記6を参照のこと。
- ・デリバティブ及びヘッジに係る利益 / (損失) - 利益への振替は原取引と同じ勘定に計上される。詳細については注記4を参照のこと。

注記8 1株当たり利益

基本的1株当たり純利益から希薄化後1株当たり純利益への調整は以下の通りである。

(百万株)	2025年6月29日に 終了した6ヶ月間	2024年6月30日に 終了した6ヶ月間
基本的1株当たり純利益	6.87米ドル	3.30米ドル
平均発行済株式数 - 基本的	2,406.7	2,407.5
ストック・オプション・プランに基づいて行使可能な 潜在的株式数	67.0	79.3
控除：自己株式方式に基づいて買い戻す可能性のある株式数	(50.4)	(58.3)
平均発行済株式数 - 希薄化後	2,423.3	2,428.5
希薄化後1株当たり純利益	6.82米ドル	3.27米ドル

(百万株)		
ストック・オプションの行使価格が当社の株式の平均市場価格を上回っていたことから、希薄化後1株当たり純利益の計算からは、ストック・オプションに関連する次の株式数が除かれている。	63.3	53.8

注記9 事業別セグメント及び地域別セグメント

当社は、イノベティブ・メディスン・セグメント及びメドテック・セグメントの2つの事業セグメントにより組織されている。

当社の最高経営意思決定者(以下「CODM」という。)は最高経営責任者である。イノベティブ・メディスン・セグメントとメドテック・セグメントについて、CODMは、主に年次予測プロセスにおいて、セグメントの税引前利益を用いて各セグメントへの資源(従業員、財源及び物的資源)を配分している。CODMは、四半期ごとに予実差異を踏まえて業績を評価し、各セグメントへの資源配分に関する意思決定を下している。

事業セグメント別売上高

(百万米ドル)	2025年6月29日に 終了した6ヶ月間	2024年6月30日に 終了した6ヶ月間	増減率(%)
イノベティブ・メディスン			
腫瘍			
米国	6,398	5,019	27.5
米国外	5,592	4,885	14.5
全世界	11,990	9,904	21.1
<u>CARVYKT I</u>			
米国	676	307	*
米国外	132	36	*
全世界	808	343	*
<u>DARZALEX</u>			
米国	3,846	3,105	23.9
米国外	2,930	2,465	18.9
全世界	6,776	5,570	21.7
<u>ERLEADA</u>			
米国	670	603	11.0
米国外	1,009	822	22.9
全世界	1,679	1,425	17.8
<u>IMBRUVICA</u>			
米国	474	511	(7.3)
米国外	970	1,043	(6.9)
全世界	1,444	1,554	(7.0)
<u>RYBREVANT / LAZCLUZE(1)</u>			
米国	252	88	*
米国外	69	28	*
全世界	320	116	*

(百万米ドル)	2025年6月29日に 終了した6ヶ月間	2024年6月30日に 終了した6ヶ月間	増減率(%)
<u>TALVEY</u>			
米国	150	109	36.7
米国外	42	17	*
全世界	192	127	52.0
<u>TECVAYLI</u>			
米国	219	205	6.6
米国外	98	63	56.0
全世界	317	268	18.2
<u>ZYTIGA / アピラテロン酢酸エステル</u>			
米国	13	20	(31.9)
米国外	257	326	(21.1)
全世界	270	346	(21.7)
<u>その他腫瘍</u>			
米国	97	70	39.8
米国外	84	86	(2.5)
全世界	182	156	16.4
免疫			
米国	4,701	5,431	(13.4)
米国外	2,999	3,538	(15.2)
全世界	7,700	8,969	(14.1)
<u>REMICADE</u>			
米国	597	497	20.1
米国輸出	44	62	(28.7)
米国外	281	268	4.8
全世界	922	827	11.5
<u>SIMPONI / SIMPONI ARIA</u>			
米国	597	521	14.4
米国外	753	569	32.2
全世界	1,349	1,091	23.7
<u>STELARA</u>			
米国	2,059	3,251	(36.7)
米国外	1,219	2,085	(41.5)
全世界	3,278	5,336	(38.6)
<u>TREMFYA</u>			
米国	1,395	1,098	27.1
米国外	747	616	21.2
全世界	2,142	1,714	25.0

(百万米ドル)	2025年6月29日に 終了した6ヶ月間	2024年6月30日に 終了した6ヶ月間	増減率(%)
<u>その他免疫</u>			
米国	9	2	*
米国外	0	0	—
全世界	9	2	*
神経科学			
米国	2,345	2,156	8.7
米国外	1,353	1,428	(5.2)
全世界	3,698	3,585	3.2
<u>CAPLYTA(2)</u>			
米国	211	—	*
米国外	—	—	—
全世界	211	—	*
<u>CONCERTA / メチルフェニデート(methylphenidate)</u>			
米国	62	75	(16.6)
米国外	249	265	(6.0)
全世界	312	340	(8.3)
<u>INVEGA SUSTENNA / XEPLION / INVEGA TRINZA / TREVICTA</u>			
米国	1,357	1,549	(12.4)
米国外	537	561	(4.2)
全世界	1,895	2,110	(10.2)
<u>SPRAVATO</u>			
米国	642	417	53.7
米国外	93	78	18.1
全世界	734	496	48.1
<u>その他神経科学</u>			
米国	73	115	(37.0)
米国外	474	524	(9.5)
全世界	547	639	(14.4)
肺高血圧症			
米国	1,543	1,509	2.3
米国外	595	579	2.6
全世界	2,138	2,088	2.4
<u>OPSUMIT / OPSYNVI</u>			
米国	766	732	4.6
米国外	339	340	(0.3)
全世界	1,104	1,072	3.0

(百万米ドル)	2025年6月29日に 終了した6ヶ月間	2024年6月30日に 終了した6ヶ月間	増減率(%)
<u>UPTRAVI</u>			
米国	747	741	0.8
米国外	180	152	17.9
全世界	927	894	3.7
<u>その他肺高血圧症</u>			
米国	31	35	(12.6)
米国外	77	88	(12.4)
全世界	107	123	(12.5)
感染症			
米国	635	658	(3.6)
米国外	971	1,128	(13.9)
全世界	1,605	1,786	(10.1)
<u>EDURANT / リルピビリン(rilpivirine)</u>			
米国	14	16	(13.6)
米国外	704	603	16.7
全世界	718	620	15.9
<u>PREZISTA / PREZCOBIX / REZOLSTA / SYMTUZA</u>			
米国	617	635	(2.9)
米国外	183	221	(17.2)
全世界	799	856	(6.6)
<u>その他感染症</u>			
米国	4	7	(37.4)
米国外	84	304	(72.5)
全世界	88	311	(71.7)
心臓血管疾患 / 代謝性疾患 / その他			
米国	1,631	1,348	21.0
米国外	312	373	(16.2)
全世界	1,943	1,721	12.9
<u>XARELTO</u>			
米国	1,311	1,105	18.6
米国外	—	—	—
全世界	1,311	1,105	18.6
<u>その他</u>			
米国	320	243	31.6
米国外	312	373	(16.2)
全世界	632	616	2.7

(百万米ドル)	2025年 6 月29日に 終了した 6 ヶ月間	2024年 6 月30日に 終了した 6 ヶ月間	増減率(%)
イノベーティブ・メディスン合計			
米国	17,253	16,122	7.0
米国外	11,822	11,930	(0.9)
全世界	29,075	28,052	3.6
メドテック			
心臓血管疾患			
米国	2,625	2,144	22.4
米国外	1,790	1,534	16.7
全世界	4,416	3,679	20.0
電気生理学			
米国	1,425	1,397	2.0
米国外	1,366	1,270	7.6
全世界	2,791	2,667	4.7
アビオメッド			
米国	699	612	14.2
米国外	170	139	22.4
全世界	868	750	15.7
ショックウェーブ(3)			
米国	439	77	*
米国外	110	0	*
全世界	550	77	*
その他心臓血管疾患			
米国	63	59	6.3
米国外	144	126	14.2
全世界	207	185	11.7
整形外科			
米国	2,804	2,870	(2.3)
米国外	1,742	1,782	(2.2)
全世界	4,546	4,652	(2.3)
腰			
米国	534	535	(0.2)
米国外	296	304	(2.5)
全世界	830	839	(1.1)

(百万米ドル)	2025年6月29日に 終了した6ヶ月間	2024年6月30日に 終了した6ヶ月間	増減率(%)
<u>膝</u>			
米国	457	472	(3.1)
米国外	322	323	(0.5)
全世界	778	795	(2.0)
<u>外傷</u>			
米国	1,003	1,002	0.1
米国外	537	521	2.9
全世界	1,540	1,524	1.1
<u>脊髄、スポーツ及びその他</u>			
米国	810	862	(6.0)
米国外	588	634	(7.2)
全世界	1,398	1,495	(6.5)
外科			
米国	2,045	1,982	3.2
米国外	2,906	2,922	(0.5)
全世界	4,951	4,904	1.0
<u>高度</u>			
米国	934	912	2.4
米国外	1,303	1,316	(1.0)
全世界	2,237	2,228	0.4
<u>一般</u>			
米国	1,111	1,070	3.8
米国外	1,603	1,606	(0.1)
全世界	2,714	2,676	1.4
ビジョン			
米国	1,123	1,070	4.9
米国外	1,526	1,473	3.6
全世界	2,648	2,543	4.1
<u>コンタクトレンズ/その他</u>			
米国	881	847	3.9
米国外	1,003	981	2.3
全世界	1,884	1,828	3.1
<u>外科</u>			
米国	242	223	8.5
米国外	523	492	6.2
全世界	764	715	6.9

(百万米ドル)	2025年 6 月29日に 終了した 6 ヶ月間	2024年 6 月30日に 終了した 6 ヶ月間	増減率 (%)
メドテック合計			
米国	8,596	8,067	6.6
米国外	7,965	7,711	3.3
全世界	16,561	15,778	5.0
全世界			
米国	25,849	24,189	6.9
米国外	19,787	19,641	0.7
全世界	45,636	43,830	4.1

* 100%超又は重要ではない。

(1) RYBREVANT及びRYBREVANT + LAZCLUZEの売上高を含んでいる。

(2) 2025年 4 月 2 日にイントラ - セルラー・セラピーズの買収に伴い取得。

(3) 2024年 5 月31日に買収。

セグメント別税引前利益

(百万米ドル)	2025年 6 月29日に終了した 6 ヶ月間			2024年 6 月30日に終了した 6 ヶ月間		
	イノベー ティブ・ メディスン (1)	メドテック (2)	合計	イノベー ティブ・ メディスン (1)	メドテック (2)	合計
売上高	29,075	16,561		28,052	15,778	
売上原価	7,998	6,964		6,973	6,368	
販売費、マーケティング 費及び一般管理費	5,050	5,518		5,103	5,253	
研究開発費	5,417	1,324		5,618	1,364	
その他のセグメント項 目(3)	(152)	130		(70)	184	
セグメント別税引前利 益	10,762	2,625	13,387	10,428	2,609	13,037
セグメントに配賦され ない(収益) / 費用(4)			(6,735)			3,575
税引前利益			20,122			\$9,462

(1) イノベーティブ・メディスン・セグメントは以下を含む。

- ・ 2025年度及び2024年度上半期において、いずれも14億米ドルの無形固定資産償却費。
- ・ 2025年度上半期において、主にイントラ - セルラー買収に関連した 2 億米ドルの買収及び統合関連費用。
- ・ 2024年度上半期において、モメンタ(Momenta)から2020年度に取得したM710(バイオ後続品)資産に関連した仕掛研究開発に係る減損 2 億米ドル。
- ・ 2024年度上半期において 1 億米ドルの事業再編関連費用。

(2) メドテック・セグメントは以下を含む。

- ・ 2025年度及び2024年度上半期において、それぞれ10億米ドル及び 8 億米ドルの無形固定資産償却費。
- ・ 2025年度上半期において 1 億米ドルの買収、統合及び売却関連費用純額。2024年度上半期において、主にアビオメッド・インク (Abiomed, Inc.)(以下「アビオメッド」という。) 及びショックウェーブ・メディカル・インク (Shockwave Medical Inc.)(以下「ショックウェーブ」という。) の買収に起因する 5 億米ドルの買収及び統合関連費用。

・2025年度及び2024年度上半期において1億米ドルの事業再編関連費用。詳細については注記12を参照のこと。

- (3) 各報告セグメントに係るその他のセグメント費用には、その他の収益及び費用、再編活動に関する費用、並びに仕掛研究開発に関する減損費用が含まれる。
- (4) セグメントに配賦されない金額には、(受取)利息/支払利息及び共通(収益)/費用が含まれる。2025年度上半期には、タルクに関して過去に計上した引当金の大部分に相当する約70億米ドルの戻入が含まれている。2024年度上半期には、タルク問題に関する30億米ドルの引当金繰入費用が含まれている。タルクに関する詳細は、連結財務書類の注記11を参照のこと。2024年度上半期において、当社が保有する残りのケンビュー (Kenvue) 普通株式に係る債券と株式の交換取引に関連した約4億米ドルの損失が含まれている。

(百万米ドル)	識別可能資産	
	2025年 6月29日現在	2024年 12月29日現在
イノベーティブ・メディスン	75,487	57,070
メドテック	86,745	84,322
合計	162,232	141,392
共通(1)	31,157	38,712
総合計	193,389	180,104

(1) 共通には、現金、現金同等物、市場性のある有価証券及びその他の全社資産が含まれている。

(百万米ドル)	有形固定資産の取得		減価償却費及び償却費	
	2025年 6月29日現在	2024年 6月30日現在	2025年 6月29日現在	2024年 6月30日現在
イノベーティブ・メディスン	687	553	1,925	1,861
メドテック	1,071	1,074	1,678	1,552
セグメント別合計	1,758	1,627	3,603	3,413
共通	80	156	112	184
総合計	1,838	1,783	3,715	3,597

地域別売上高

(百万米ドル)	2025年6月29日に 終了した6ヶ月間	2024年6月30日に 終了した6ヶ月間	増減率(%)
米国	25,849	24,189	6.9
ヨーロッパ	10,497	10,377	1.1
西半球(米国を除く)	2,373	2,406	(1.3)
アジア太平洋・アフリカ	6,917	6,858	0.9
合計	45,636	43,830	4.1

注記10 買収及び売却

企業結合

2025年度における取引

2025年4月2日、当社は、イントラ・セルラー・セラピーズ・インク(以下「イントラ・セルラー」という。)の買収を完了した。イントラ・セルラーは、中枢神経系障害治療法の開発及び商品化に注力しているバイオ医薬品会社である。本買収によりCAPLYTA(ルマテペロン)が加わることで、当社のメンタル・ヘルス分野における業界トップレベルのポートフォリオはより一層強化される。CAPLYTAは、双極性 型及び 型うつ病の補助療法及び単剤療法として、米国食品医薬品局(以下「米国FDA」という。)に承認された最初の、かつ唯一の治療薬であり、成人の統合失調症治療への使用も承認されている。さらに、CAPLYTAの適応に大うつ病性障害の補助療法を追加するために、sNDA(医薬品承認事項変更申請)も米国FDAに提出されている。本買収には、全般性不安障害並びにアルツハイマー病関連の精神病及びアジテーションの治療において最高水準の効果を発揮する可能性を有した、将来有望な臨床段階のパイプラインの取得も含まれている。

当社は、全額現金による合併取引において、イントラ・セルラーの全発行済株式を1株当たり132.00米ドルで取得し、買収対価は合計で145億米ドルであった。本取得は、企業結合として会計処理され、経営成績及びのれんは、取得日時点でイノベーティブ・メディスン・セグメントに含まれた。加えて、2025年度上半期において2億米ドルの税引前取得関連費用が生じ、そのうち1億米ドルは、買収取引成立を条件とした株式報奨の即時付与に関する報酬費用であり、その他の(収益)費用 - 純額に計上された。

以下の表は、取得資産及び引受負債の取得日現在における暫定的な公正価値を要約したもので、当該価値は、経営陣による最善の見積額に基づくものであり、測定期間内において変更されることがある。

(十億米ドル)	2025年4月2日現在
取得資産：	
現金及び現金同等物	0.2
市場性のある有価証券	0.6
その他の流動及び固定資産	0.3
償却可能無形固定資産(1)	5.2
取得した仕掛研究開発(1)	8.3
のれん(2)	2.9
取得資産合計	17.5
引受負債：	
繰延税金	2.8
その他の流動及び固定負債	0.2
引受負債合計	3.0
取得資産及び引受負債の合計	14.5

- (1) 取得無形固定資産の見積公正価値は、複数期間超過収益法を用いて算定された。償却可能無形固定資産は、販売中の市販製品であるCAPLYTAに関連しており、その見積耐用年数は8年である。取得した仕掛研究開発には2つの資産が含まれている。1つはルマテペロンの特定の未承認適応症に関連しており、もう1つはアルツハイマー病患者の精神病及びアジテーションの治療並びに全般性不安障害の治療に用いるものとして研究されている化合物に関連している。仕掛研究開発資産の公正価値は、それぞれ11.5%及び12.5%の割引率を仮定に用いて計算された。また、キャッシュ・フロー予測は、成功確率をそれぞれ95%及び約34%から50%(研究対象適応症に応じて変動)と仮定した。
- (2) のれんは、主に、個別認識の要件を満たさなかった無形固定資産、及び現時点では未特定の将来的なプロジェクト又は製品に帰属している。のれんは、税務上控除可能ではないと見込まれている。

2024年度における取引

2024年6月20日、当社は、免疫介在性疾患に対する二重特異性抗体に注力している株式非公開のバイオテクノロジー会社であるプロテオロジックス・インク(Proteologix, Inc.)の買収を全額現金の合併取引により完了した。合計対価は8億米ドル(取得現金控除後)であり、目標達成報奨金の支払いが追加で生じる可能性がある。同社の経営成績は、取得日に、イノベーティブ・メディスン・セグメントに含まれた。本買収の公正価値は、取得資産12億米ドル(主に償却不能無形固定資産であり、取得した仕掛研究開発9億米ドル、のれん3億米ドルを含む)、及び引受負債3億米ドル(1億米ドルの条件付対価を含む)に配分された。のれんは、税務上控除可能ではない。2025年度上半期における税引前買収関連費用に重要性はない。

2024年5月31日、当社は、全額現金の合併取引において、ショックウェーブの全発行済株式を合計対価126億米ドル(取得現金控除後115億米ドル)にて取得した。ショックウェーブは、石灰化を伴う冠動脈疾患(CAD)及び末梢動脈疾患(PAD)を治療するための革新的な血管内石灰化破砕術(IVL)を最初に市場に導入したリーディングカンパニーである。同社の経営成績は、取得日に、メドテック・セグメントに含まれた。本取得の公正価値は、取得資産144億米ドル(主に償却不能無形固定資産53億米ドル、取得した仕掛研究開発6億米ドル、のれん76億米ドル、棚卸資産5億米ドル及びその他の資産4億米ドル)並びに引受負債29億米ドルに配分された。のれんは、税務上控除可能ではない。2025年度上半期における税引前取得関連費用に重要性はない。

2024年3月7日、当社は、アンプルクス・バイオフーマ・インク(Ambrx Biopharma, Inc.)(以下「アンプルクス」という。)の買収を完了した。アンプルクスは、臨床段階のバイオ医薬品の開発に携わる製薬会社であり、次世代抗体薬物複合体(ADC)の設計及び開発に資する専有の合成生物学技術プラットフォームを保有している。本買収は、合計対価約18億米ドル(取得現金控除後)の全額現金による合併取引であった。同社の経営成績は、取得日に、イノベティブ・メディスン・セグメントに含まれた。本買収の公正価値は、取得資産23億米ドル(主に償却不能無形固定資産であり、取得した仕掛研究開発19億米ドル、のれん3億米ドルを含む)、及び引受負債5億米ドルに配分された。のれんは、税務上控除可能ではない。2025年度上半期における税引前買収関連費用に重要性はない。

資産の取得

2025年度又は2024年度上半期において、重要な資産の取得はなかった。

売却

2025年度上半期において、重要な売却はなかった。

2024年度第2四半期において、当社はアクラレント(Acclarent)の売却を完了し、約3億米ドルの収入を得た。2024年度第1四半期において、当社は米国外にてポンボリー(Ponvory)の売却を完了し、約2億米ドルの収入を得た。

注記11 訴訟

ジョンソン・エンド・ジョンソン及びその一部の子会社は、製造物責任、知的所有権、商業的、補償及びその他の事項に係る様々な訴訟及び請求、政府による調査、並びに通常の営業過程において随時生じるその他の法的手続きに関与している。

当社は、賠償責任が発生する可能性が高く、損失金額が合理的に見積可能な場合に、当該法的事項に関連する偶発損失に係る引当金を計上している。2025年6月29日現在、当社は、一定の訴訟事項に関連する賠償責任が発生する可能性が高く、合理的に見積可能であると判断している。当社は、これらの事項に関する引当金を計上しており、ASC 450-20-25に従い、関連する各法的問題の監視を継続し、新たな情報や進展に基づき引当金を適正な水準に調整する予定である。これらの事項並びに以下に開示されているその他の訴訟及び規制上の事項で損失が発生する可能性が高いか、損失が発生する合理的な可能性があるものについて、当社は、引き当てられた金額を超過する潜在的損失又は損失の範囲の見積額を算定することはできない。法的偶発事象に対する引当金計上額は、多くの場合、関連する支払の時期を含む見積や仮定に大きく依存する将来の事象及び不確実性について複雑な一連の判断を行使することにより算定される。当該見積及び判断を行う能力は、様々な要因(特に、訴訟手続きにおいて要求されている損害賠償額の根拠がないか金額が不確定であること、科学的及び法律上の証拠開示手続きが開始されていないか完了していないこと、訴訟手続きが早期段階にあること、法的不確実性のある事案であること、重要な事実について論争中であること、手続上若しくは管轄上の問題があること、提起され得る請求の数に不確実性及び予測不能性があること、複数当事者間での包括的な和解を実現する能力、関連する交差請求や反訴の複雑さ、及び/又は多数の当事者が関与していることを含む。)による影響を受ける可能性がある。当社に対して不利な仲裁判断、判決又は評決が下された場合、当社は、損失の発生可能性が高いと判断し、かつ、その損失金額を合理的に見積もることができるまで引当金を計上しない。

これらの事項の検討、これまでの経験及び専門家との討議に基づき、当社の意見として、当社の貸借対照表に引当計上されている負債を控除した法的手続きの最終的な結果が当社の財政状態に重要な負の影響を及ぼすことはないと考えている。しかしながら、いずれかの報告期間中にこれら事項のうち1件以上が解決又はこれら事項に関連する引当金が増加した場合、当該報告期間における当社の経営成績及びキャッシュ・フローに重要な負の影響が及ぶ可能性はある。

タルクに関する事項

タルクを含んだボディー・パウダー(主にJOHNSON'S ベビー・パウダー)の使用から生じたタルクが癌を発症させたとする人身傷害請求が当社及びその関係会社に対し多数提起されている。

審理に付されたタルク訴訟では、当社は多数の有利な評決を得ているが、当社にとって不利な評決も得ており、その多くは上訴審において覆されている。2020年6月、米国ミズーリ州控訴裁判所が、「インガム対ジョンソン・エンド・ジョンソンら(Ingham v. Johnson & Johnson, et al.)」事件において2018年7月に下された47億米ドルの評決(第ED 207476号(ミズーリ州控訴裁判所))の一部を棄却し一部を認めたため、裁定総額は21億米ドルに減少した。ミズーリ州最高裁判所への事件移送の申立ては後に退けられ、2021年6月には、インガム事件の判決の米国最高裁判所による審理を求めるための事件移送命令申立ても退けられた。2021年6月、当社は、利息を含む総額約25億米ドルの裁定額を支払った。裁定条件を含む事実及び状況は、インガム事件の判決に固有のもので、当社に対し提起されている他の請求の典型となるものではない。当社は引き続き、上訴済みの他のタルクに係る評決について争うことができる強力な法的根拠があると考えている。当社は当社のタルク含有製品の安全性について自信を持っているが、状況によっては、訴訟の相手方と和解している。

圧倒的多数の原告との訴訟を迅速に解決するため、ジョンソン・エンド・ジョンソン・コンシューマー・インク(Johnson & Johnson Consumer Inc.)(以下「旧JJCI」という。)は、2021年10月から企業再編(以下「2021年度企業再編」という。)を実施した。この再編により、旧JJCIは消滅し、(a)ノースカロライナ州の有限責任会社であるエルティーエル・マネジメント・エルエルシー(LTL Management LLC)(以下「LTL」又は「債務者」という。)、(b)ノースカロライナ州の有限責任会社でLTLの直接子会社であるロイヤルティー・エーアンドエム・エルエルシー(Royalty A&M LLC)(以下「RAM」という。)及び(c)債務者の直接親会社でニュージャージー州の新法人となるジョンソン・エンド・ジョンソン・コンシューマー・インク(以下「新JJCI」という。)の3企業が新たに設立された。債務者は、旧JJCIの特定資産を受け取り、旧JJCIのタルク関連負債について全責任を負うこととなった。当該負債には、タルク(何らかの製品に含まれるタルクを含む。)の購入若しくは使用又はタルクへの曝露により被った若しくは生じた又は被った若しくは生じたとされる傷害若しくは損害、或いは当該傷害若しくは損害のリスク又は責任に何らかの形で関連するあらゆる負債(但し、労働者災害補償に関する制定法又は法律に基づき専用の救済を請求できる負債は除く)が含まれる(以下「タルク関連負債」という。))。

2021年度企業再編に伴い、債務者と当社は、タルク関連負債の完全かつ包括的な解決に向け取り組んだ。債務者は、2021年10月に、米国連邦破産法第11章に基づく破産申請を自発的に行い、2023年4月にも再び行ったが、いずれの申請も退けられた。

2023年10月、当社は、タルクに関する請求の包括的かつ最終的解決を実現するため、()LTL第2破産申請の却下判決に対して上訴する、()当該却下判決の中で管轄破産裁判所が「強く奨励」した、事前合意に基づく「ブレパッケージ型」破産手続きを申請する、()不法行為制度におけるタルクの被害請求について積極的に争う、及び()当社のタルク・パウダー製品に関して虚偽的及び中傷的な説明を行った専門家に対して積極的請求を求める、という4つの代替方針を同時並行で進めることを発表した。2023年12月、LTLはその設立州をテキサス州に変更し、その名称をエルエルティー・マネジメント・エルエルシー(LLT Management LLC)(以下「LLT」という。)に変更した。

2024年5月、当社は、事前合意した「プレパッケージ型」の米国連邦破産法第11章に基づく破産計画案(以下「破産計画案」という。)について、3ヶ月間の意見募集を開始した。これは、化粧品用タルクに関して米国で現在提起されている全ての被害請求及び今後提起される可能性のある全ての被害請求(中皮腫に関連した被害請求及び州の消費者保護法に基づく被害請求を除く)について、当社が現在価値にして約64.75億米ドル(名目価額約80億米ドルを4.4%で割り引いた額)を25年間にわたり支払うことにより、包括的及び最終的な解決を目指すものである。当該破産計画案の対象となる被害請求は、タルク・パウダー製品に関して当社に提起されていた当時係属中の訴訟の99.75%を占めていた。

2024年8月、LLTは事業再編を実施し、その結果として、(a)レッド・リバー・タルク・エルエルシー(Red River Talc, LLC)(以下「レッド・リバー」という。)、(b)ペコス・リバー・タルク・エルエルシー(Pecos River Talc LLC)(以下「ペコス・リバー」という。))及び(c)ニュー・ホールドコ(テキサス)エルエルシー(New Holdco (Texas) LLC)の3つのテキサス州有限責任会社が新たに設立された。この事業再編により、卵巣がん及びその他の婦人科がんに関する全ての請求が分離されてレッド・リバーに割り当てられ、中皮腫及び政府機関に係る請求並びにその他の特定の請求はペコス・リバーに割り当てられた。

当社は、2024年8月現在までに提起されている中皮腫訴訟の95%を解決しているが、訴訟は提起され続けている。審理は様々な州の裁判所において始まっている。

2024年9月、レッド・リバーは、当社のタルク含有製品の安全性について引き続き自信を持っている旨を繰返し述べたが、当社の事前合意済み「プレパッケージ型」破産計画案を推進するため、テキサス州南部地区の米国連邦破産裁判所において、米国連邦破産法第11章に基づく救済申請(レッド・リバー破産申請)を自発的に行った。その後程なくして、当社は、当該救済申請に伴い、LTL第2破産申請の却下判決に対する上訴を取り下げた。

当該破産計画案を通じて検討されている包括的解決の会計処理として、当社は、2024年度において約50億米ドルの累積費用を追加計上した。2024年度末現在、当該引当金の現在価値の合計額は、約116億米ドル(名目価額約135億米ドル)であった。

2025年3月31日、テキサス州地区の米国連邦破産裁判所は、本件を却下する命令(以下「テキサス州での破産申請却下」という。)を言い渡したため、当社は、破産解決に関して計上していた引当金のほぼ全額(約70億米ドル)を戻し入れた。2025年度第2四半期現在、引当金の現在価値は合計で約40億米ドルであり、過年度に締結した和解合意書、訴訟の防御費用及びその他の費用から構成される。当該引当金の約3分の1は、流動負債として計上されている。

テキサス州での破産申請却下後に、当社は、当該却下に対する上訴は行わないことを発表し、タルク被害請求に係る訴訟を進め、自社製品の安全性を防御するため不法行為制度に戻した。管轄裁判所は協議日程の調整を開始しており、当社は、カリフォルニア州JCCP(司法評議会調整手続き)にて併合された訴訟を対象に2025年11月に開始されるベルウェザー・トライアル及び、ニュージャージー州の多管轄係属訴訟(MCL)において2026年1月に開始されるベルウェザー・トライアルの準備を進めている。

2019年2月、当社のタルクサプライヤーであるイメリス・タルク・アメリカ・インク(Imerys Talc America, Inc.)とその関係会社であるイメリス・タルク・バーモント・インク(Imerys Talc Vermont, Inc.)及びイメリス・タルク・カナダ・インク(Imerys Talc Canada, Inc.)の2社(以下「イメリス」と総称する。)は、デラウェア州地区の米国連邦破産裁判所に対し、アメリカ合衆国法典第11編(以下「米国連邦破産法」という。)に基づく救済を自発的に申請(以下「イメリス破産」という。)し、当社からの補償と、当社と共同で保険金を受け取る権利を求めた。

2021年2月、イメリスのタルク鉱山の一部を所有していたキプロス・マインズ・コーポレーション(Cyprus Mines Corporation)(以下「キプロス」という。)が、デラウェア州地区の連邦破産裁判所において米国連邦破産法第11章に基づく救済を自発的に申請し、また、自社の会社更生手続きに関する開示書及び計画(以下「キプロス更生計画」という。)を提出し、同じくタルク人身傷害請求に起因する損害の補償を当社に対し請求できると主張した。

2024年7月、当社、イメリス及びキプロスと各社の特定関係会社(各社の親会社を含む)、並びにイメリス債務者及びキプロス債務者のそれぞれの米国連邦破産法第11章に基づく手続きにおいて任命された不法行為損害賠償請求訴訟原告団及び将来請求者代理人との間で、包括的和解合意(以下「イメリス和解合意」という。)が交わされた。この合意は、イメリス及びキプロスの破産申請において提起されていた争点を含め、当事者間の進行中の争点を解決するためのものであった。2024年10月、デラウェア州地区の連邦破産裁判所は、イメリス和解合意を承認する命令(以下「本件和解命令」という。)を言い渡した。

一部の保険会社は、本件和解命令を不服として上訴を申立て、この上訴の係属中は当該命令の停止を求めたが、デラウェア州地区の連邦破産裁判所は、この請求を2025年1月に退けた。当該保険会社は、その後、デラウェア州地区の米国連邦地方裁判所において当該命令の停止を求めたが、同じく退けられた。その後、当該保険会社は、当該命令の停止要請の棄却を不服として、第3巡回区控訴裁判所に上訴した。デラウェア州地区の管轄地方裁判所における和解命令に対する上訴の訴訟事件摘要書手続きは、2025年4月に完了し、現在は、当該裁判所による当該上訴に関する判断を待っている段階である。上記命令の停止要請棄却を不服として第3巡回区控訴裁判所に対し提起された上訴については、訴訟事件摘要書手続きが継続中である。

2025年1月、イメリスとキプロスは、各々の米国連邦破産法第11章に基づく会社更生計画について、議決権を有する各タルク請求者グループの同意が得られたことを示す議決結果の証明書をそれぞれ提出した。両計画を確定するための併合審理が2025年4月に開始されたが、各々の米国連邦破産法第11章に基づく会社更生計画の下で外国からの請求をどのように取り扱うかに関して問題が生じたため、イメリスとキプロスの要請により、当該審理は継続している。

2018年2月、ニュージャージー州地区の米国連邦地方裁判所において、当社と特定の指名役員に対し、当社がタルクを含んだボディー・パウダー(主にJOHNSON'S ベビー・パウダー)にアスベストが含有されているとの開示を怠ったことは連邦証券法に反する行為であることと、当該開示義務違反の結果として当社の株式購入者が損失を被ったことを訴因とする証券集団訴訟が提起された。2019年4月、当社は当該訴えの却下を申し立てた。2019年12月、管轄裁判所は当該却下申立ての一部を退けた。2023年12月、管轄裁判所は、原告による集団訴訟認定の申立てを認めた。2024年1月、被告は、米国連邦民事訴訟規則23(f)に基づき、第3巡回区控訴裁判所に対し、上記集団訴訟認定を不服とする上訴の許可を申し立てた。2024年2月、第3巡回区控訴裁判所は被告の申立てを認めた。2024年2月、事実に関する証拠開示手続きが終了し、管轄裁判所が、当事者に対して調停を命じ、調停が終わるまで本件訴訟を停止させた。2024年5月、全当事者は調停に参加したが不調に終わった。2024年6月、当事者からの求めにより、管轄裁判所は、一部の限られた証拠開示手続きについては停止を解除したが、米国連邦民事訴訟規則23(f)に基づく申立てに対する第3巡回区控訴裁判所の判断が示されるまで本件訴訟の停止を継続した。米国連邦民事訴訟規則23(f)に基づく申立てに係る訴訟事件摘要書手続きは2024年9月に完了し、2025年3月に第3巡回区控訴裁判所は口頭弁論を実施した。

オピオイドに関する事項

2014年から現在に至るまで、当社及びヤンセン・ファーマスーティカルズ・インク (Janssen Pharmaceuticals, Inc.)(以下「JPI」という。)は、他の製薬会社と共に、DURAGESIC、NUCYNTA及びNUCYNTA ERを含む、オピオイドの販売に関する約3,500件の訴訟において被告となっている。類似の訴訟が、新生児薬物離脱症候群罹患児(NAS)に代わって原告となっている個人、病院及び医療保険会社/支払者など、民間の原告及び組織からも提起されている。

これまでのところ、当社及びJPIは、これらのうち2件の訴訟に関して判決を受け、審理又は上訴審のいずれかでどちらも勝訴している。

2021年7月、当社は州及び下位行政区分からの請求について、最大50億米ドルを支払うことで和解合意が確定したことを発表した。当該包括和解額の約80%が、2025年度第2四半期末までに支払われた。いくつかの政府機関は、上記和解からの離脱を選択した。2024年9月、当社は、病院が提起した訴訟について解決することで合意した。

当社及びJPIは、残りの政府機関訴訟当事者が提起した訴訟及び民間の訴訟当事者が提起した訴訟について引き続き防御している。様々な州裁判所において当社及びJPIに対して提起されたオピオイド訴訟が合計で27件未満、オハイオ州広域係属訴訟手続き(MDL)において290件、その他の連邦裁判所において追加で2件が残っている。

加えて、カナダでは、ブリティッシュ・コロンビア州が、当社とカナダの関係会社であるヤンセン・インク(Janssen Inc.)及びその他多くの業界各社に対し訴訟を提起した。当該訴訟は、2025年1月に、カナダの他の州/準州政府及び連邦政府に代わって提起されたオプトイン集団訴訟として認定された。当社を含む被告は2025年2月下旬に当該認定命令に対して上訴した。さらにカナダでは、オピオイドを使用した人々(人身傷害請求者)、地方自治体及びファースト・ネーションズの部族、並びにそれらの代理人が、当社、ヤンセン・インク及びその他多くの業界各社に対し追加の集団訴訟を提起している。ケベック州では、オピオイド使用障害と診断された住民に代わりヤンセン・インク及び他の業界各社に対して提起された集団訴訟の継続が2024年4月に認められた。これに対する上訴許可の申請は2024年10月に退けられた。

2019年11月以降、ニュージャージー州上級裁判所において、当社を名目上の被告とし、特定の現・旧取締役及び現・旧役員を被告とする一連の株主代表訴訟が提起された。訴状によると、オピオイドの販売に関して受託者責任が果たされなかったこと、また、当該責任の不履行の結果として当社が損害を被ったとされている。2024年9月現在、全ての原告による訴えが退けられ、全ての上訴が尽きた。

製造物責任

当社及びその一部の子会社は、複数の製品に関する多数の製造物責任請求及び訴訟に関与している。かかる請求及び訴訟における原告は多額の実質的損害賠償金及び懲罰的損害賠償金(請求可能な場合)を求めている。当社は、十分な抗弁があると考えているが、訴訟の最終的な結果を予測することは不可能である。その時々に応じ、当社は、当社に十分な抗弁がある場合でも、様々な事情に基づき単独の和解を検討することがある。当社は、これらの事項に関する引当金を計上しており、ASC 450-20-25「偶発事象」に従い、関連する各法的問題の監視を継続し、新たな情報や進展に基づき引当金を適正な水準に調整する予定である。当社は各事件の防御に必要な訴訟費用の発生可能性が高く、かつ、合理的にその費用を見積もることができる場合に、当該訴訟費用の見積額に関する引当金を計上している。これらの一部について、当社は、和解、損害賠償及びその他の損失に関連する見積費用等を追加の引当金として計上している。製造物責任に関する引当金は、それぞれ訴訟環境や事例が異なる世界中の何千もの製造物責任請求に関して予想される製造物責任を示すことがある。将来において、さらなる情報が入手できるようになると、引当金の変更が必要となる場合がある。

以下の表は、これらの請求及び訴訟のうち最も重要なものを含んでおり、2025年6月29日現在、各該当製品又は製品カテゴリーに起因するとされる損害に関する係属中の訴訟において直接請求を行っている米国の原告数の概算を示したものである。

製品又は製品カテゴリー	原告数
タルクを含んだボディー・パウダー(主にJOHNSON'S ベビー・パウダー)	70,030
デピュー・ASR XL寛骨臼システム(DePuy ASR XL Acetabular System)及びデピュー・ASR股関節再建システム(DePuy ASR Hip Resurfacing System)	40
PINNACLE寛骨臼カップ・システム(PINNACLE Acetabular Cup System)	860
骨盤用メッシュ	5,350
エチコンPHYSIOMESHフレキシブル複合メッシュ(ETHICON PHYSIOMESH Flexible Composite Mesh)	120
ELMIRON	920

係属中の訴訟の数は、特定の訴訟が和解又は棄却され追加の訴訟が提起されるにつれて変動すると見込まれる。まだ提起されていない追加の請求が存在する可能性もある。

メドテック

デピュー・ASR XL寛骨臼システム及びASR股関節再建システム

2010年8月、デピュー・オーソペディックス・インク(DePuy Orthopaedics, Inc.)(以下「デピュー」という。)は、股関節置換手術において使用されたASR XL寛骨臼システム及びデピュー・ASR股関節再建システム(以下「ASR股関節」という。)の世界的な自主回収を発表した。デピュー及び当社に対して人身傷害請求がなされている。米国の連邦裁判所で提起された訴訟は、オハイオ州北部地区の米国連邦地方裁判所において広域係属訴訟として編成されている。米国以外の国(主に、英国、アイルランド、インド及びイタリア)においても訴訟が提起されている。2013年11月、デピューは、米国の適格なASR股関節患者からの請求に対する和解を目的としたプログラムを設定することで、ASR股関節訴訟の原告を代理する委員会(裁判所が選任した弁護士により構成されている)と合意に達した。この和解プログラムにより解決された請求は10,000件超に達しており、米国におけるASR股関節に係る訴訟活動については、その大部分が解決している。しかしながら、米国における訴訟は残っており、当該和解プログラムは米国外の訴訟に対応するものではない。当社は、この世界的な回収に関連する潜在的追加費用に関して引き続き情報を入手する。当社は、前述した米国の和解プログラムと、ASR股関節関連の製造物責任訴訟に伴う費用について引当金を計上している。

デピュー・PINNACLE寛骨臼カップ・システム

股関節置換手術において使用されたPINNACLE寛骨臼カップ・システムに関しても、デピュー・オーソペディックス・インク及び当社(以下「デピュー」と総称する。)に対して人身傷害請求がなされている。製造物責任訴訟は提起され続けており、当社は、潜在的費用及び予測される訴訟の数に関する情報を引き続き入手する。米国の連邦裁判所で提起された訴訟の大半は、テキサス州北部地区の米国連邦地方裁判所において広域係属訴訟(以下「テキサス州広域係属訴訟」という。)として編成されている。2022年6月1日以降、広域係属訴訟に関する司法パネルは、テキサス州広域係属訴訟への新規事件移送を停止しているため、本件に関しては、現在、テキサス州広域係属訴訟以外にも連邦裁判所にて係属中の訴訟が存在する。州裁判所及び米国以外の国においても訴訟が提起されている。2019年度第1四半期において、デピューはこれらの訴訟の解決のため、米国和解プログラムを設定した。和解プログラムの一環として、複数の不利な評決が和解に至った。当社は、当該PINNACLE寛骨臼カップ・システム及び関連する和解プログラムに係る製造物責任訴訟に対する引当金を計上している。

エチコン骨盤用メッシュ

腹圧性尿失禁及び骨盤臓器脱の治療に使用されたエチコン・インク(Ethicon, Inc.)(以下「エチコン」という。)の骨盤用メッシュ機器から生じた人身傷害請求がエチコン及び当社に対してなされている。当社は、潜在的費用及び追加の訴訟に関する情報を引き続き入手する。米国の連邦裁判所で提起された訴訟は、ウェストバージニア州南部地区の米国連邦地方裁判所において広域係属訴訟として編成されている。2021年3月、広域係属訴訟の管轄裁判所は、当該広域係属訴訟の終了を命じた。広域係属訴訟の管轄裁判所は、本件の当初の提起先であり、また、骨盤用メッシュ製品に関する追加の訴訟も提起されている管轄裁判所に本件を審理のために差し戻したため、本件はまだ広域係属訴訟外の事件となっている。当社は、米国における大半の訴訟については和解若しくは解決しており、これら和解や引き続き係属中の訴訟に関連した見積費用は当社の引当金に反映されている。さらに、エチコンの骨盤用メッシュ機器により生じたとされる損害について損害賠償を求める集団訴訟及び個人の人身傷害訴訟又は請求が米国以外の様々な国(英国、オランダ及びアイルランドにおける請求及び訴訟、並びにイスラエル、オーストラリア、カナダ及び南アフリカにおける集団訴訟を含む。)において開始されている。これらの訴訟の大多数は、現在、解決している。当社は、エチコンの骨盤用メッシュ製品に関連する製造物責任訴訟に関する引当金を計上している。

エチコンPHYSIOMESH

2016年6月に世界各地の市場でエチコンPHYSIOMESHフレキシブル複合メッシュ(以下「フィジオメッシュ」という。)の販売を中止して以降、このヘルニア用メッシュ機器の使用により人身傷害が生じたとする人身傷害請求が、エチコン・インク(以下「エチコン」という。)及び当社に対してなされている。米国の連邦裁判所で提起された訴訟は、ジョージア州北部地区の米国連邦地方裁判所において広域係属訴訟として編成されている。ニュージャージー州の州裁判所においても多管轄係属訴訟が編成されており、ニュージャージー州で係属中の事件についてはアトランティック郡裁判所に割り当てられている。前述の広域係属訴訟及び多管轄係属訴訟において係属中の事件に加え、オハイオ州南部地区の米国連邦地方裁判所では、シーアール・バード・インク(C.R. Bard, Inc.)製ポリプロピレン・メッシュ機器に関する広域係属訴訟の一部である追加の訴訟が係属中であり、ニュージャージー州ではProceed / Proceed腹部パッチ(Proceed Ventral Patch)及びプロリーン・ヘルニア・システム(Prolene Hernia Systems)に関して編成された2件の多管轄係属訴訟、また米国外でも複数の訴訟がそれぞれ係属中である。2021年5月、エチコンと原告の主任弁護士が、その時点で広域係属訴訟及び多管轄係属訴訟において係属中であったフィジオメッシュに関する約3,600件(対象原告数は約4,300人)を解決するための条件書を締結した。2021年9月に基本和解合意書が締結され、3,729件の広域係属訴訟及び多管轄係属訴訟が含まれている。広域係属訴訟において係属中の少数の訴訟を除き、米国におけるフィジオメッシュの事件は全て解決済みか、又は和解のための正式な再審理がなされている。

エチコン及び当社に対しては、PROCEEDメッシュ(PROCEED Mesh)及びPROCEED腹部パッチのヘルニア用メッシュ製品が原因で人身傷害が生じたとする請求も提起されている。2019年3月、ニュージャージー州最高裁判所は、同州で係属中のこれらの訴訟を、アトランティック郡上級裁判所における多管轄係属訴訟として併合するよう命じた。本件については、米国の様々な連邦及び州裁判所や米国外の管轄裁判所においても追加の訴訟が提起されている。

エチコン及び当社は、PROLENEポリプロピレン・ヘルニア・システム(PROLENE Polypropylene Hernia System)から生じた人身傷害の請求の対象にもなっている。2020年1月、ニュージャージー州最高裁判所は、これらの訴訟を扱うための多管轄係属訴訟をアトランティック郡上級裁判所において組成した。本製品が絡む訴訟は、米国内の他の連邦裁判所や州裁判所においても提起されている。

2022年10月、Proceed、Proceed腹部パッチ、Proleneヘルニア・システム及び関連する多層メッシュ製品が絡む係属中の訴訟並びに多数の訴訟未提起の請求の大部分について、諸条件に従い和解することで大筋合意された。ニュージャージー州における2件の多管轄係属訴訟に係る全ての訴訟手続きは、上記和解の成立を待っている段階である。今後ニュージャージー州における多管轄係属訴訟の枠組みの中で提起される事件は、専門家証人の報告や証拠開示手続きの早期実施を求めている管理命令の対象となる。

当社は、エチコンPHYSIOMESHフレキシブル複合メッシュ、PROCEEDメッシュ、PROCEED腹部パッチ及びPROLENEポリプロピレン・ヘルニア・システム製品に関連する製造物責任訴訟に関する引当金を計上している。

イノベティブ・メディシン

ELMIRON

膀胱痛又は間質性膀胱炎に伴う苦痛の軽減に適応のある処方薬であるELMIRONの使用から生じた人身傷害請求がヤンセン・ファーマスーティカルズ・インク及び当社を含む複数のジョンソン・エンド・ジョンソンのグループ会社に対してなされている。ELMIRONの使用が網膜の永久損傷や失明を引き起こしたとするこれらの請求に係る訴訟は、米国各地の州裁判所及び連邦裁判所の双方において提起されている。医療モニタリングを求めて提起された推定集団訴訟を含め、米国の連邦裁判所に提起されていた訴訟は、2020年12月に、ニュージャージー州地区の米国連邦地方裁判所において広域係属訴訟として編成された。加えて、ニュージャージー州の様々な州裁判所で複数の訴訟が提起されており、これらの訴訟はバーゲン郡での多管轄係属訴訟に併合されている。フィラデルフィア郡地区通常裁判所でも、大規模不法行為認定のための調整が行われ、当該認定が付与されている。加えて、3件の集団訴訟がカナダにおいて提起されている。当社は、今後もELMIRONに係る製造物責任訴訟に対して防御を続け、これらの請求に関連する潜在的費用を引き続き評価する。米国におけるELMIRONの事件は全て解決済みであるか、和解のための正式な再審理がなされている。当社はELMIRON関連の製造物責任訴訟に伴う防御及び補償費用について引当金を計上している。

知的所有権

一部の当社子会社は、その時々において、当該子会社の事業により生じる特許権、商標及びその他の知的所有権に関連する法的手続き及び請求の対象となっている。これらの事項の多くは、様々な製品に関連した特許の範囲及び/又は有効性に対する異議申立て並びに当社の特定の製品が第三者の知的所有権を侵害しているという主張に関係するものである。当該子会社は、全ての重要な特許に関するこれらの異議申立て及び主張に対して十分な抗弁があると考えているが、これらの事項の結末について保証することはできない。これらの訴訟における敗訴は、当該子会社の製品の販売能力に負の影響を与え、市場における独占性が失われることによる販売損失となり、過去の損害賠償及び将来の特許権実施料の支払が要求され、関連する無形資産における現金によらない減損費用となる可能性がある。

イノベティブ・メディスン：簡略医薬品承認申請(以下「ANDA」という。)の提出者に対する訴訟

当社の子会社は、当社の様々な子会社が販売している製品を対象とする適用特許が失効する前における当該製品のジェネリック版の販売承認を求めて米国FDAにANDAを提出しているジェネリック医薬品会社に対して訴訟(又は米国外において類似の訴訟)を提起している。通常、これらの訴訟には、FDAの「治療的同等性評価付き認可医薬品」(通称、「オレンジブック」)に記載された特許権に対して、当該特許権を侵害していないという申立て及び/又は当該特許権は無効であるという申立てが含まれている。これらの各訴訟において、当社の子会社は、関連特許権(以下「オレンジブック記載の特許権」という。)の失効前に被告がジェネリック版を販売することを禁止する命令を求めている。当社の子会社が敗訴した場合、又は裁判所の判決より前に法定の自動不競争期間が満了した場合、当該ジェネリック医薬品会社は規制当局による承認を経て当該製品のジェネリック版を市場にて販売することが可能となり、その結果、当該製品は市場シェア及び収益を大幅に喪失する可能性があり、それは関連する無形資産における現金によらない減損費用となる可能性がある。さらに、時によっては、当社の子会社はこれらの種類の訴訟において和解する可能性があり、当該和解により、争点となっている製品のジェネリック版が関連する特許の失効前に市場にて販売されることになる可能性がある。

また、2011年米国特許改正法(2011 America Invents Act)により創設された米国特許商標庁(以下「USPTO」という。)との当事者系レビュー(IPR)のプロセスも、これらのANDA及び当社の子会社が所有する特許権に対する異議申立ての訴訟と合わせてジェネリック医薬品会社に使用されている。

XARELTO

2021年3月以降、ヤンセン・ファーマスーティカルズ・インク、バイエル・ファーマ・アーゲー (Bayer Pharma AG)、バイエル・アーゲー (Bayer AG) 及びバイエル・インテレクチュアル・プロパティー・ゲーエムベーハー (Bayer Intellectual Property GmbH) は、特定のオレンジブック記載の特許権の失効前にXARELTOのジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出している複数のジェネリックメーカーに対し、米国の連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。被告とされている事業体は、ドクターレディーズ・ラボラトリーズ・インク (Dr. Reddy 's Laboratories, Inc.)、ドクターレディーズ・ラボラトリーズ・リミテッド (Dr. Reddy 's Laboratories, Ltd.)、ルピン・リミテッド (Lupin Limited)、ルピン・ファーマスーティカルズ・インク (Lupin Pharmaceuticals, Inc.)、タロ・ファーマスーティカル・インダストリーズ・リミテッド (Taro Pharmaceutical Industries Ltd.)、タロ・ファーマスーティカルズ・ユーエスエー・インク (Taro Pharmaceuticals U.S.A., Inc.)、テバ・ファーマスーティカルズ・ユーエスエー・インク (Teva Pharmaceuticals USA, Inc.)、ミラン・ファーマスーティカルズ・インク (Mylan Pharmaceuticals Inc.)、ミラン・インク (Mylan Inc.)、マンカインド・ファーマ・リミテッド (Mankind Pharma Limited)、アポテクス・インク (Apotex Inc.)、アポテクス・コープ (Apotex Corp.)、シブラ・リミテッド (Cipla Ltd.)、シブラ・ユーエスエー・インク (Cipla USA Inc.) 及びインバジェン・ファーマスーティカルズ・インク (InvaGen Pharmaceuticals, Inc.) である。米国特許第9,539,218号及び第10,828,310号が1つ以上の訴訟に含まれている。

米国特許番号第10,828,310号は、当事者系レビュー手続きにおいて、USPTOによる検討も行われた。2023年7月、USPTOは、該当特許権に係る請求項は無効であるとする最終決定書を公表した。2023年9月、バイエル・ファーマ・アーゲーは米国連邦巡回控訴裁判所に上訴した。口頭弁論が2025年5月に実施された。

INVEGA SUSTENNA

2018年1月以降、ヤンセン・ファーマスーティカ・エヌヴィ(Janssen Pharmaceutica NV)及びヤンセン・ファーマスーティカルズ・インクは、オレンジブック記載の特許権の失効前にINVEGA SUSTENNAのジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出しているジェネリックメーカーに対し、米国の連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。被告とされている事業体は、テバ・ファーマスーティカルズ・ユーエスエー・インク、ミラン・ラボラトリーズ・リミテッド(Mylan Laboratories Limited)、ファーマサイエンス・インク(Pharmascience Inc.)、マリנקロット・ピーエルシー(Mallinckrodt PLC)、スペックジーエックス・エルエルシー(Specgx LLC)、トルマー・インク(Tolmar, Inc.)、アコード・ヘルスケア・インク(Accord Healthcare, Inc.)、チールー・ファーマスーティカル・カンパニー・リミテッド(Qilu Pharmaceutical Co. Ltd.)及びチールー・ファーマ・インク(Qilu Pharma Inc.)である。米国特許第9,439,906号が1つ以上の訴訟に含まれている。2020年10月、管轄地方裁判所は、テバ・ファーマスーティカルズ・ユーエスエー・インクを被告とする訴訟において、米国特許番号第9,439,906号は無効ではないという判断を示した。テバは以前、特許権の侵害を認めていた。テバは上記の判断を不服として上訴し、2024年4月に、米国連邦巡回控訴裁判所は、原審の判断を破棄し、本件については管轄地方裁判所に差し戻して再度手続きを行うよう命じた。2024年11月、管轄地方裁判所は、差し戻された手続きにおいて、米国特許番号第9,439,906号は無効ではないという判断を示した。テバは、米国連邦巡回控訴裁判所に上訴し、口頭弁論が2025年4月に実施された。2025年7月、当該連邦巡回控訴裁判所は、該当特許は無効ではないという管轄地方裁判所の判断を支持した。ミランを被告とする訴訟は、上訴に関して、テバを被告とする訴訟と併合されたため、同年7月における上記の判断はミランにも適用される。2024年2月、管轄地方裁判所は、トルマー・インクを被告とする訴訟において、米国特許番号第9,439,906号は無効ではないという判断を示した。トルマーは以前、特許権の侵害を認めていた。トルマーはこの判断を不服として上訴した。

2018年2月以降、ヤンセン・インク及びヤンセン・ファーマスーティカ・エヌヴィは、当該登録特許権の失効前におけるINVEGA SUSTENNAのジェネリック版の販売承認を求めるためのANDSを提出しているジェネリックメーカーに対し、特許医薬(製造販売許可)規則の第6章に基づく1件の申立書を送達した。被告とされている事業体は、ファーマサイエンス・インク及びアポテクス・インクである。カナダ特許第2,655,335号が1つ以上の訴訟に含まれている。2024年6月、管轄最高裁判所は、アポテクスに対する申立てを退けた。2024年9月、管轄最高裁判所は、カナダ特許第2,655,335号は無効ではないとする管轄連邦裁判所の判断を不服としてファーマサイエンスが提起した上訴の申立てを認めた。

INVEGA TRINZA

2020年9月以降、ヤンセン・ファーマスーティカルズ・インク、ヤンセン・ファーマスーティカ・エヌヴィ及びヤンセン・リサーチ・アンド・デベロップメント・エルエルシー(Janssen Research & Development, LLC)は、オレンジブック記載の特許権の失効前にINVEGA TRINZAのジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出しているジェネリックメーカーに対し、米国の連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。被告とされている事業体は、ミラン・ラボラトリーズ・リミテッド、ミラン・ファーマスーティカルズ・インク及びミラン・インスティテューショナル・エルエルシー(Mylan Institutional LLC)である。米国特許第10,143,693号が1つ以上の訴訟に含まれている。2023年5月、管轄地方裁判所は、ミランが販売承認を求めているジェネリック医薬品は原告が主張している特許を侵害しており、当該特許は無効ではないという判断を示した。ミランはこの判断を不服として上訴した。2025年3月、米国連邦巡回控訴裁判所は、管轄地方裁判所の判断を支持した。2025年5月、ミランは、パネルによる再審理又は大法廷による再審理を米国連邦巡回控訴裁判所に対し申し立てた。2025年7月、当該裁判所はミランの申立てを退けた。

ERLEADA

2025年1月、アラゴン・ファーマスーティカルズ・インク(Aragon Pharmaceuticals, Inc.)、ヤンセン・インク(以下「ヤンセン・インク」と総称する。)及びスローン・ケタリング・インスティテュート・フォー・キャンサー・リサーチ(Sloan-Kettering Institute for Cancer Research)(以下「SKI」という。)は、カナダ特許番号第3,008,345号(以下「第345号の特許権」という。)、第2,875,767号(以下「第767号の特許権」という。)、第2,885,415号(以下「第415号の特許権」という。)及び第3,128,331号(以下「第331号の特許権」という。)の失効前におけるERLEADAのジェネリック版の販売承認を求めるためのANDSを提出したサンド・カナダ・インク(Sandoz Canada Inc.)(以下「サンド」という。)に対して、特許医薬(製造販売許可)規則の第6章に基づく申立書を送達した。ヤンセン・インク及びSKIは、関連特許権の失効前にサンドがERLEADAのジェネリック版を販売することを禁止する命令を求めている。

2025年4月以降、アラゴン・ファーマスーティカルズ・インク、ヤンセン・バイオテック・インク(Janssen Biotech, Inc.)、カリフォルニア大学理事会(The Regents of the University of California)及びSKIは、特定のオレンジブック記載の特許権の失効前におけるERLEADAのジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出しているジェネリックメーカーに対し、ニュージャージー州地区の米国連邦地方裁判所において様々な特許権侵害訴訟を提起した。被告とされている事業体は、ルピン・リミテッド、ルピン・ファーマスーティカルズ・インク、ヘテロ・ラブズ・リミテッド・ユニットV(Hetero Labs Limited Unit V)及びヘテロ・ユーエスエー・インク(Hetero USA, Inc.)である。米国特許第8,445,507号、第8,802,689号、第9,338,159号、第9,987,261号、第9,481,663号、第9,884,054号、第RE49,353号、第10,849,888号、第10,702,508号及び第11,963,952号が1つ以上の訴訟に含まれている。

SPRAVATO

2023年5月以降、ヤンセン・ファーマスーティカルズ・インク及びヤンセン・ファーマスーティカ・エヌヴィは、特定のオレンジブック記載の特許権の失効前にSPRAVATOのジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出しているジェネリックメーカーに対し、米国の連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。被告とされている事業体は、サンド・インク(Sandoz Inc.)、ヒクマ・ファーマスーティカルズ・インク・ユーエスエー(Hikma Pharmaceuticals Inc. USA)、ヒクマ・ファーマスーティカルズ・ピーエルシー(Hikma Pharmaceuticals PLC)及びアルケム・ラボラトリーズ・リミテッド(Alkem Laboratories Ltd)である。米国特許第10,869,844号、第11,173,134号、第11,311,500号及び第11,446,260号が1つ以上の訴訟に含まれている。

INVOKANA

2024年1月以降、ヤンセン・インク及び田辺三菱製薬株式会社は、当該登録特許権の失効前におけるINVOKANAのジェネリック版の販売承認を求めるためのANDSを提出したジェネリックメーカーに対し、特許医薬(製造販売許可)規則の第6章に基づく申立書を送達した。被告とされている事業体は、ジャンプ・ファーマ・コーポレーション(Jamp Pharma Corporation)(以下「ジャンプ」という。)及びアポテクス・インク(以下「アポテクス」という。)である。カナダ特許第2,534,024号及び第2,671,357号が1つ以上の訴訟に含まれている。当社は、2025年4月にジャンプと、また2025年7月にアポテクスと、それぞれ機密の和解合意書を締結した。

CAPLYTA

2024年3月以降、イントラ・セルラー・セラピーズ・インク(以下「イントラ・セルラー」という。)は、特定のオレンジブック記載の特許権の失効前にCAPLYTAのジェネリック版の販売承認を求めるためのANDAを提出しているジェネリックメーカーに対し、ニュージャージー州地区の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。被告とされている事業体は、オーロピンド・ファーマ・リミテッド(Aurobindo Pharma Ltd.)、オーロピンド・ファーマ・ユーエスエー・インク(Aurobindo Pharma USA, Inc.)、アルケム・ラボラトリーズ・リミテッド、ドクターレディーズ・ラボラトリーズ・インク、ドクターレディーズ・ラボラトリーズ・リミテッド、ヘテロ・ユーエスエー・インク、ヘテロ・ラブズ・リミテッド・ユニットV、ヘテロ・ラブズ・リミテッド、エムエスエヌ・ラボラトリーズ・プライベート・リミテッド(MSN Laboratories Private Ltd.)、ザイダス・ファーマスーティカルズ(ユーエスエー)インク(Zydus Pharmaceuticals (USA) Inc.)及びザイダス・ライフサイエンス・リミテッド(Zydus Lifesciences Ltd.)である。米国特許第US RE48,825号、第RE48,839号、第8,648,077号、第9,168,258号、第9,199,995号、第9,616,061号、第9,956,227号、第10,117,867号、第10,464,938号、第10,960,009号、第11,026,951号、第11,753,419号、第11,980,617号、第12,070,459号、第12,090,155号、第12,122,792号及び第12,128,043号が1つ以上の訴訟に含まれている。2025年7月、イントラ・セルラー、ヘテロ・ユーエスエー・インク、ヘテロ・ラブズ・リミテッド・ユニットV及びヘテロ・ラブズ・リミテッドは機密の和解合意書を締結した。

メドテック

2016年3月、アビオメッド・インクは、マサチューセッツ州地区の米国連邦地方裁判所において、マッケ・カーディオバスキュラー・エルエルシー(Maquet Cardiovascular LLC)(以下「マッケ」という。))に対して、特定のImpella製品が、マッケの特許権(米国特許番号第7,022,100号(以下「第100号の特許権」という。))、第8,888,728号及び第9,327,068号を含む)を侵害している事実はないことの確認判決を求める訴訟を提起した。マッケは、アビオメッド・インク、アビオメッド・ヨーロッパ・ゲーエムベーハー(Abiomed Europe GmbH)及びアビオメッド・R&D・インク(Abiomed R&D, Inc.)(以下「アビオメッド」と総称する。))に対して、これらの特許権の侵害を主張するための反訴を提起し、その後、米国特許番号第9,545,468号、第9,561,314号及び第9,597,437号の侵害請求を追加した。クレーム解釈後に、マッケは、第100号の特許権についてのみ侵害を主張した。2021年9月、管轄裁判所は、第100号の特許権の侵害はないとする略式判決を求めてアビオメッドが提起した申立てを認め、2023年9月、係属特許権の全てについてアビオメッドに有利な最終判決を言い渡した。マッケは上訴した。

2017年11月、マッケは、特定のImpella製品が、米国特許番号第9,789,238号(以下「第238号の特許権」という。))を侵害しているとして、アビオメッド・インク、アビオメッド・R&D・インク及びアビオメッド・ヨーロッパ・ゲーエムベーハー(以下「アビオメッド」と総称する。))に対する訴訟をマサチューセッツ州地区の米国連邦地方裁判所において提起した。マッケはその後、米国特許番号第10,238,783号(以下「第783号の特許権」という。))を追加した。クレーム解釈後に、管轄裁判所は、いずれの特許権も侵害されていないとする同意判決を言い渡した。マッケは上訴した。2025年3月21日、米国連邦巡回控訴裁判所は、第238号の特許権侵害はないとする判決については変更せず、第783号の特許権に関する判決を破棄し、第783号の特許権に係る手続きをさらに行うよう管轄地方裁判所に差し戻した。

政府手続き

製薬業界や医療技術業界の他の会社と同様に、当社及びその一部の子会社は、米国並びに当社及び当該子会社が営業活動を行っているその他の国の国家、州及び地方自治体の政府機関による広範囲に及ぶ規制の対象となっている。当該規制は、政府による調査及び訴訟の根拠となっている。政府機関により提起された最も重要な訴訟及び政府機関が行った調査については、以下に記載している。政府による調査又は訴訟により、刑事責任並びに相当な罰金及び/若しくは民事制裁金又は損害賠償が生じる可能性がある。

メドテック

2023年7月、DOJ(米国司法省)は、超音波水晶体乳化吸引術に代表される眼科手術やレーザー・システムに使用される無償の又は割引価格の眼内レンズ及び医療機器について、米国虚偽請求取締法(False Claims Act)に基づく民事調査を行うため、当社、ジョンソン・エンド・ジョンソン・サージカル・ビジョン・インク(Johnson & Johnson Surgical Vision, Inc.)及びジョンソン・エンド・ジョンソン・ビジョン・ケア・インク(Johnson & Johnson Vision Care, Inc.)(以下「J&Jビジョン」と総称する。)に対し民事調査請求を行った。J&Jビジョンは、当該民事調査請求に応じ、書類提出や情報提供を行っており、照会内容に関してDOJへの協力を続けている。

イノベータティブ・メディスン

2016年7月、当社及びヤンセン・プロダクツ・エルピーは、2つのHIV製品、PREZISTA及びINTELENCEの適応外使用の販促、並びにこれらの製品の販促に関して反キックバック法に違反したとして、ニュージャージー州地区の米国連邦地方裁判所において提起された虚偽請求取締法に基づく政府代理訴訟の訴状の送達を受けた。訴状は2012年12月に密封した形で提出された。連邦政府及び州政府は介入を拒否し、当該訴訟は告発者によってなされている。2021年12月、管轄地方裁判所はあらゆる請求について略式判決を拒んだ。2022年1月、ダウバート・モーションの一部が認められ、一部は退けられた。本件の審理は2024年5月に開始された。2024年6月13日、陪審員団は、反キックバック法違反については被告に法的責任はなく、適応外使用の販促に係る請求の一部については被告に法的責任があると認定した。当社は、適応外使用の請求に関する評決に対し異を唱えるための、審理後の訴訟事件摘要書手続きを進めている。2025年3月28日、管轄裁判所はヤンセンによる申立ての一部を認め、一部は退けたため、当社は当該評決及び判決に対して上訴している。2025年4月29日、当社は上訴申立書を第3巡回区控訴裁判所に提出した。現在は、訴訟事件摘要書手続きが実施されている。

2017年3月、ヤンセン・バイオテック・インク(以下「JBI」という。)は、米国司法省から、REMICADE又はSIMPONI ARIAを購入したリウマチ及び消化器疾患患者に提供している管理及び助言サービスに関する虚偽請求取締法に基づく調査に係る民事調査請求書を受領した。2019年8月、米国司法省は、本件調査が終了したとJBIに通告した。その後、マサチューセッツ州地区の米国連邦地方裁判所は虚偽請求取締法に基づく政府代理訴状を公開し、当社に送達された。2019年8月、米国司法省は、当該政府代理訴訟への介入を拒否した。当社は当該訴えを退けるよう申し立て、その一部は認められ、一部は退けられた。現在は証拠開示手続きが実施されている。

一般訴訟

当社又はその子会社は、一般にスーパーファンド(Superfund)法として知られる包括的環境対処・補償・責任法(Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act)、及び類似の州、地方自治体又は外国の法律に基づき提起された様々な訴訟(かかる訴訟において求められている主な救済は、当社が、特定有害廃棄物処分場における環境修復活動の実施、又は当該処分場における当該活動のために政府又は第三者が負担した費用の払戻に同意することである。)の当事者でもある。

2017年10月、特定の米軍人及びその家族は、ジョンソン・エンド・ジョンソン及びその一部の子会社を含む多くの医薬及び医療機器会社が米国反テロリズム法(United States Anti-Terrorism Act)に違反したと主張する申立てを、コロンビア特別区の米国連邦地方裁判所において提起した。申立てによると、被告がイラク保健省と締結した医薬及び医療機器契約に基づく販売業務を通じて、テロリスト組織に資金を提供したとされている。2020年7月、管轄地方裁判所は本申立てを退けた。2022年1月、コロンビア特別区の米国連邦控訴裁判所は、当該管轄地方裁判所の判決を覆した。2023年6月、被告は、米国連邦最高裁判所への事件移送命令を請願した。2024年6月、最高裁判所は、コロンビア特別区の巡回控訴裁判所の判決を破棄し、本件を当該巡回控訴裁判所に差し戻すよう命じた。口頭弁論は、2024年11月に実施された。

2024年2月、当社、ジョンソン・エンド・ジョンソンの年金及び給付制度委員会(以下「本件委員会」という。)に対する推定集団訴訟が、ニュージャージー州地区の米国連邦地方裁判所において提起された。当該訴状によると、被告は、米国従業員退職後所得保障法(Employee Retirement Income Security Act)(ERISA)に基づく受託者責任を果たさず、当社の処方薬給付プログラムを正しく管理しなかったとされている。当該訴状においては、損害賠償及びその他の救済が請求されている。2025年1月、管轄裁判所は被告による棄却申立ての一部を認め、一部は退け、再訴答を許可した。2025年3月、原告は第2修正訴状を提出した。2025年4月、被告は、原告が提起した受託者責任に係る請求の棄却を申し立てた。

メドテック

2020年10月、フォルティス・アドバイザーズ・エルエルシー(Fortis Advisors LLC)(以下「フォルティス」という。)が、オーリス・ヘルス・インク(Auris Health Inc.)(以下「オーリス」という。)の旧株主の代表者たる立場で、当社、エチコン・インク並びに特定の指名役員及び従業員(以下「エチコン」と総称する。)に対し、米国デラウェア州衡平法裁判所にて訴えを提起した。当該訴状では、エチコンが、2019年におけるオーリス取得に関して契約違反、不正及びその他の請求原因が主張されている。当該訴状においては、損害賠償及びその他の救済が請求されている。2021年12月、管轄裁判所は、被告による特定の訴因の棄却申立ての一部を認め、一部は退けた。個々の被告に対する請求はいずれも退けられた。審理は2024年1月に実施された。2024年9月、管轄裁判所は、特定の請求については法的責任を認め、その他の請求については法的責任は存在しないという判断を示した。当社はこの判断を不服として上訴した。

2019年10月、イノベーティブ・ヘルス・エルエルシー(Innovative Health, LLC)が、カリフォルニア州中部地区の米国連邦地方裁判所において、バイオセンス・ウェブスター・インク(Biosense Webster, Inc)(以下「BWI」という。)に対する訴状を提出した。当該訴状では、BWIの特定の商慣行及び契約条件は、高密度マッピング・カテーテル及び超音波カテーテルの販売競争を制限しており、米国及びカリフォルニア州の反トラスト法に違反していると主張されている。2025年5月、陪審員の1人が、イノベーティブ・ヘルスに有利な評決を下した。イノベーティブ・ヘルスは、恒久的な差止めを求めている。BWIは、当該判決の確定後に上訴する意向を示している。

イノベティブ・メディスン

2018年10月、2件の個別推定集団訴訟が、アクテリオン・ファーマスーティカルズ・リミテッド(Actelion Pharmaceuticals Ltd.)、アクテリオン・ファーマスーティカルズ・ユーエス・インク(Actelion Pharmaceuticals U.S., Inc.)及びアクテリオン・クリニカル・リサーチ・インク(Actelion Clinical Research, Inc.)(以下「アクテリオン」と総称する。)に対し、メリーランド州地区の米国連邦地方裁判所及びコロンビア特別区の米国連邦地方裁判所において提起された。訴状によると、アクテリオンは、ジェネリック医薬品メーカーに対するTRACLEERのサンプル提供を拒んだとされる件において州及び連邦の反トラスト法及び不正競争防止法に違反したとされている。TRACLEERは、米国食品医薬品局が求めているリスク評価・軽減戦略の対象品であり、その流通には制限が課されている。2019年1月、原告は、コロンビア特別区の裁判所に提起した訴訟を取り下げ、メリーランド州地区の米国連邦地方裁判所に提起した訴えとの併合を申し立てた。2024年9月、管轄地方裁判所は、原告による集団訴訟の申立てを認めた。審理は2026年3月に予定されている。

2023年12月、当社及びヤンセン・バイオテック・インク(以下「ヤンセン」と総称する。)に対する推定集団訴訟が、バージニア州東部地区の米国連邦地方裁判所において提起された。当該訴状では、ヤンセンが、STELARAに関して有する特許権の行使を通じてSTELARAとバイオ後続品(バイオシミラー)の競争を遅らせるという方法により、連邦及び州の反トラスト法及びその他の関連州法に違反したと主張されている。当該訴状においては、損害賠償及びその他の救済が請求されている。2024年2月、原告は修正訴状を提出し、2024年3月、ヤンセンは当該訴状の却下を申し立てた。2024年8月、管轄裁判所は、ヤンセンによる却下申立ての一部を認め、一部は退けた。

2018年12月、ヤンセン・バイオテック・インク、ヤンセン・オンコロジー・インク(Janssen Oncology, Inc.)、ヤンセン・リサーチ・アンド・デベロップメント・エルエルシー及びジョンソン・エンド・ジョンソン(以下「ヤンセン」と総称する。)は、米国、特定の州及びコロンビア特別区に代わって提出された政府代理訴訟の訴状の送達を受けた。当該訴状によると、ヤンセンが、直販及び払戻プログラムに関してZYTIGAの価格情報を政府に提供する際に、連邦虚偽請求取締法及び州法に違反したとされている。現時点では、連邦政府及び州政府は本件への介入を拒んでいる。2021年12月、ニュージャージー州地区の米国連邦地方裁判所はヤンセンによる却下申立てを退けた。

注記12 事業再編

2025年度において、当社は、特定の非戦略的製品群から撤退して事業を簡素化及び集約化すると共に、ネットワークの拠点を厳選し、最適化するため、メドテック・セグメント内で展開している外科フランチャイズ事業の再編プログラムを開始した。事業再編費用29百万米ドルが、2025年度第2四半期に計上された。プログラム全体の再編費用見積額は9億米ドルから10億米ドルであり、当該プログラムは今後2年かけて完了する見込みである。

2023年度において、当社は、メドテック・セグメント内で展開しているオーソペディックス・フランチャイズ事業の再編プログラムを開始し、既存の特定の市場、製品群及び流通販売網の取決めから撤退することにより、事業を合理化することとした。2025年度上半期の税引前事業再編費用には、主に、資産の減損損失、並びに市場及び製品からの撤退に関連する費用が含まれている。2024年度上半期の税引前事業再編費用には、主に、市場及び製品からの撤退に関する費用が含まれている。本事業再編の公表以降、合計で約6億米ドルのプロジェクト費用が計上されている。プログラム全体の費用見積額は7億米ドルから8億米ドルであり、当該プログラムは2025年度末までにほぼ完了する見込みである。

以下の表は、2025年度及び2024年度の事業再編費用を要約したものである。

(税引前、百万米ドル)	2025年度上半期	2024年度上半期
メドテック・セグメントの外科フランチャイズ事業(1)	29	—
メドテック・セグメントのオーソペディックス・フランチャイズ事業(2)	105	79
イノベーティブ・メディスン・セグメント(3)	—	81
再編プログラム合計	134	160

- (1) 2025年度上半期の連結損益計算書上の事業再編費用に含まれている。
- (2) 2025年度上半期の連結損益計算書上の、事業再編費用52百万米ドル、売上原価23百万米ドル及びその他の(収益)/費用30百万米ドルを含んでいる。2024年度上半期の連結損益計算書、事業再編費用70百万米ドル及び売上原価9百万米ドルを含んでいる。
- (3) 連結損益計算書上の事業再編費用に含まれている。本プログラムは、2024年度第4四半期に完了した。

2025年6月29日及び2024年12月29日現在の事業再編費用引当金は僅少であった。

2 【その他】

(1) 後発事象

該当なし。

(2) 訴訟

前記「1 中間財務書類 - 連結財務書類に対する注記」の注記11を参照のこと。

3 【米国と日本における会計原則及び会計慣行の主な相違】

本書記載の中間連結財務書類は米国で一般に公正妥当と認められた会計原則及び会計慣行に準拠して作成されている。従って、日本で一般に公正妥当と認められた会計原則と相違する場合がある。主たる相違点は次の通りである。

(1) 販売奨励金及び取引促進費

米国においては、ASC 606「顧客との契約から生じる収益」に従い、販売奨励金及び取引促進費は変動対価として会計処理され、売上高に対する減額として計上される。

日本においては、販売奨励金及び取引促進費は一般的に販売費及び一般管理費に含まれる。

(2) のれん及びその他の無形固定資産

米国においては、企業結合会計の取得法により、買収価額(引受負債の公正価額を含む。)が被買収会社の買収時における純資産の公正価値を超える額は、のれんに計上される。ASC 350「無形固定資産 - のれん及びその他」に従い、のれん及び利用期間が確定できない無形固定資産は償却されずに、少なくとも年に一度、又は一定の事象が生じた際に、減損の有無が判定される。ASC 350はまた、のれんの潜在的な将来の減損を評価するために報告単位で識別することを要求している。

日本においては、のれんについて「企業結合に関する会計基準」が適用されており、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたり、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却されている。但し、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。また、のれんは「固定資産の減損に係る会計基準」の適用対象資産となることから、償却を行う場合においても、当該基準に従った減損処理が行われる。

(3) 年金

米国においては、ASC 715「報酬 - 退職給付」により、年金費用は勤務費用、利子費用、年金資産の実際収益、過去勤務債務の償却及びその他について表している。数理計算上の純損益が期首時点での予測給付債務(以下「PBO」という。)と年金資産の市場価格のいずれか大きい方の10%を超えた場合、純損益の償却は純期間年金費用に含まれる(コリドーアプローチ)。また、PBOが年金資産の市場価格を超過する場合、雇用主は超過額を未積立の予測給付債務として負債に計上する。年金資産の市場価格がPBOを超過する場合、雇用主は超過額を積立超過の予測給付債務として資産に計上する。純期間年金費用の1項目として即時に認識されない損益は、発生時にその他の包括利益の増加又は減少として認識しなければならない。これらの損益はその後、ASC 715の償却条項に従い純期間年金費用の1項目として認識される。

日本においては、「退職給付に関する会計基準」が適用されている。退職給付費用として報告期間に費用処理する金額は米国と同額で、過去勤務費用及び数理計算上の差異の発生額のうちその期に費用処理されない部分(未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異)は、貸借対照表のその他の包括利益累積額に計上される。これらはその後の期間にわたって費用処理され、当期純利益を構成する。コリドーアプローチは認められない。

(4) 年金以外の退職後給付

米国においては、ASC 715「報酬 - 退職給付」が退職後給付に関する費用を現金主義でなく発生主義により認識することを要求している。

また、ASC 715により、正味期間退職後給付費用として認識されていない未認識損益は税効果考慮後の金額でその他の包括利益の1項目として計上することとされている。

日本においては、当該費用は発生時に認識される。

(5) 長期性資産の減損

米国においては、ASC 360「有形固定資産」により、長期性資産は事業又は状況の変化が帳簿価額を回収できない可能性を示す場合(例：将来予測キャッシュ・フローが資産の帳簿価額を下回る場合)、その都度減損が生じていないか見直しを要求されている。減損が必要な場合は、長期性資産の公正価値を帳簿価額が超過する額により長期性資産の減損費用が計上される。ASC 360は長期性資産の定義から、ASC 350「無形固定資産 - のれん及びその他」に準拠して償却されないのれん及びその他の耐用年数が確定できない無形固定資産を除外している。

日本においては、長期性資産の減損会計について「固定資産の減損に係る会計基準」が適用されている。当該基準は、処分予定の資産を区分していないこと、減損の測定に公正価値ではなく回収可能価額(資産の正味売却価額と見積将来キャッシュ・フローの現在価値のいずれか高い金額)を使用していること等の差異はあるが、根本的な考え方はASC 360と大きな差異はない。

(6) 撤退あるいは処分活動に関する費用

米国においては、ASC 420「事業の撤退又は処分費用の債務」は、撤退あるいは処分活動に関連する費用の債務につき、債務が生じた期間に認識することを求めている。公正価値を合理的に見積もることができないまれな場合には、公正価値の合理的な見積りが可能な期間に初めて債務を認識することが求められる。

日本においては、撤退あるいは処分活動に関する費用に関する包括的な会計基準は設定されていないが、そのような費用は発生時に費用として認識される。

(7) 債務保証

米国においては、ASC 460「保証」は、特定の種類の保証を提供する際の保証人の会計処理及び開示に関連している。ASC 460は、保証提供時にその保証の下で引き受けた債務の公正価値で負債を認識することを要求している。

日本において債務保証は、金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じるものを除いて時価評価は行われず、財務諸表において注記として開示される。

(8) 変動持分事業体の連結

米国においては、ASC 810「連結」が、事業体の変動持分事業体を連結すべきかどうかの判断基準、並びに第一受益者によって連結されるべき報告事業体の判断基準を定めている。

日本においては、(1)他の会社の議決権の過半数を所有している場合、(2)他の会社の議決権の半数以下しか所有していなくても、高い比率の議決権を所有しており、かつ、意思決定機関を支配している一定の事実が認められる場合のいずれかの場合に連結されることが要求される。なお、投資事業組合の連結については企業会計基準委員会から公表された実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」が適用されている。実務対応報告第20号は、企業に投資事業組合に対する支配及び影響に関する要件を満たした場合、当該投資事業組合を連結することを要求している。ただし、変動持分事業体の連結に関する会計基準はない。

(9) 利息費用の資産化

米国においては、ASC 835「利息」により、適格な支払利息を以下の種類の資産の一部として資産計上することが要求されている。すなわち、(1)事業体の使用のために建設又は生産された資産(第三者が事業体のために建設又は生産した資産のうち、前払いや出来高支払いがなされたものを含む。)、(2)別のプロジェクトとして建設又は生産された、売却又はリース目的の資産、及び(3)持分法による投資(持分、貸付金及び前渡金)(但し、被投資会社が予定される主要な事業を開始するために必要な活動を実施中であり、被投資会社の活動に事業の適格な資産を取得するための資金の利用が含まれる場合)である。

日本においては、利息費用の資産化についての包括的な会計基準は設定されておらず、特定の資産、業種について規定があるのみである。

(10)負債及び資本双方の性質を有する金融商品

米国においては、ASC 480「負債と資本の区別」により、負債及び資本の両方の特徴を併せ持つ特定の金融商品を発行体がどのように分類及び測定するかの基準を規定している。この基準の対象となる金融商品については、発行体の債務を表すことから、発行体は負債(若しくは状況によっては資産)として区分することが要求されている。

日本においては、負債及び資本双方の性質を有する金融商品についての包括的な会計基準はない。

(11)法人所得税の不確実性の会計処理

米国においては、ASC 740「法人所得税」に基づき、法人所得税法における不確実性に関する会計処理及び報告を明確にしている。当該解釈指針は、法人所得税申告においてとる又はとると予想される不確実な税務ポジションの財務書類における認識、測定、表示及び開示に関する包括的モデルについて規定している。

日本においては、不確実な税務ポジションに関する会計基準は設定されていない。

(12)公正価値オプション

米国においては、ASC 825「金融商品」に従い、企業はその選択日に個々の適格な項目について公正価値オプションを選択するかどうかを決定できる。あるいは企業は、特定の適格な項目について従前の方針に従い公正価値オプションを選択することもできる。

日本においては、金融資産及び金融負債について公正価値オプションは認められていない。

(13)株式報酬

米国においては、ASC 718「報酬 - 株式報酬」により、全てのタックス・ベネフィット及び未払税金の超過額は、法人税等の減額又は増額として認識することが求められる。タックス・ベネフィット又は未払税金は、営業活動によるキャッシュ・インフロー/アウトフローとして分類・表示されることが求められている。また、税務当局に対して支払われた従業員の株式に基づく報酬に係る現金は全て、財務活動によるキャッシュ・フローとして分類すべきことが明確化されている。さらに、希薄化後の1株当たり当期純利益の計算において、買戻し可能な株式に自己株式方式を適用する場合、見込まれる収入にはタックス・ベネフィット超過額が含まれないことになる。

日本においては、企業会計基準委員会 企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」が適用される。ただし、上記のような明示的な規定はない。

(14)債券発行費用

米国においては、ASC 835「利息」により、資産計上された債券発行費用を、繰延費用として分類する代わりに、債券の帳簿価額からの控除として表示することが求められる。

日本においては、債券発行費用は、原則として、支出時に費用(営業外費用)として処理する。ただし、債券発行費用を繰延資産に計上することができる。この場合には、債券の償還までの期間にわたり利息法により償却をしなければならない。

(15)リース

当社は、2019年度期首よりASC 842「リース」(新リース基準)を将来に向かって適用した。当該基準では、全てのリース債務について、リース資産及びリース負債を貸借対照表上に認識すること、並びにリース契約に関する重要な情報を開示することを要求している。当該アップデートは、オペレーティング・リースとして分類される契約についても、借手がリース資産及びリース負債として認識することを要求している。

日本においては、「リース取引会計基準」が適用される。貸借対照表にはファイナンス・リースのみが認識され、オペレーティング・リースはオフバランスで処理される。これは新リース基準を適用する前の米国会計基準に基づく会計処理と類似している。

なお、日本においては、2024年9月13日に企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」が公表された。当該基準では、借手のリース取引をファイナンス・リース又はオペレーティング・リースに分類するのではなく、借手のすべてのリース取引は使用权資産およびリース負債が計上されることになる。また、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則におけるファイナンス・リースと同様に、使用权資産から減価償却費が、リース負債から利息費用が計上されることになる。当該基準は、2027年4月1日以降開始する事業年度から適用され、早期適用も認められている。

第 7 【外国為替相場の推移】

当社の中間財務書類の表示に用いられた通貨(米ドル)と本邦通貨との間の為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する 2 以上の日刊新聞紙に当該半期中において掲載されているため、記載を省略する。

第 8 【提出会社の参考情報】

当社は、当該半期の開始日から本半期報告書の提出日までの間に、下記の書類を関東財務局長に提出している。

書類名	提出日
(1) 臨時報告書 (金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 1 号の規定に基づく臨時報告書)	令和 7 年 2 月 2 日
(2) 有価証券届出書 (当社記名式額面普通株式の取得に係る新株予約権証券の2025年に行われた募集に係る有価証券届出書)	令和 7 年 2 月26日
(3) 有価証券報告書 (自令和 6 年 1 月 1 日至令和 6 年12月29日)	令和 7 年 6 月26日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項なし。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3 【指数等の情報】

該当事項なし。